令和元年度

男女平等参画の推進に関する年次報告書

港　区

目　次

Ⅰ　令和元年度年次報告書の作成にあたって

1　男女平等参画行動計画と年次報告……3
（1）計画の体系 ……3
（2）年次報告の作成の趣旨 ……3
計画全体の体系 ……4

Ⅱ　令和元年度男女平等参画行動計画事業実績

1　目標1 ……9
2　目標2 ……45
3　目標3 ……75
4　目標4 ……101

Ⅲ　港区男女平等参画推進会議答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成30年度事業実績の評価について ……117

《資料》

1　港区男女平等参画条例……139
2　港区男女平等参画条例施行規則……145

Ⅰ　令和元年度年次報告書の作成にあたって

1　男女平等参画行動計画と年次報告

（1）計画の体系

「第３次港区男女平等参画行動計画―広げよう 男女平等―」（以下、「行動計画」という。）は、港区男女平等参画条例第３条の７つの基本理念に則って、条例の目標である男女平等参画社会の実現のために４つの目標を次のように定めています。

目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する
目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

これらの目標を達成するために、18 の課題を設け、それぞれに施策の方向を掲げ、施策の実現のために 160 の事業を定めました。その中で、男女平等参画社会の実現のために重点的に推進していく事業を【責任項目】と位置づけました。〔計画全体の体系参照〕

行動計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの６か年です。

（2）年次報告の作成の趣旨

港区男女平等参画条例第 13 条では、「区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。」とし、年次報告書の作成・公表について規定しています。

年次報告は、行動計画の計上事業の実施状況をまとめたものです。行動計画に関わる全ての事業について、各所管課が令和元年度目標及び令和元年度実施・進捗状況について記載しています。

年次報告は、行政内部の判断資料とするだけではなく、積極的に公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深め、男女平等参画社会実現に向けた役割を共に担っていくための共通の情報として活用していくものです。

計画全体の体系

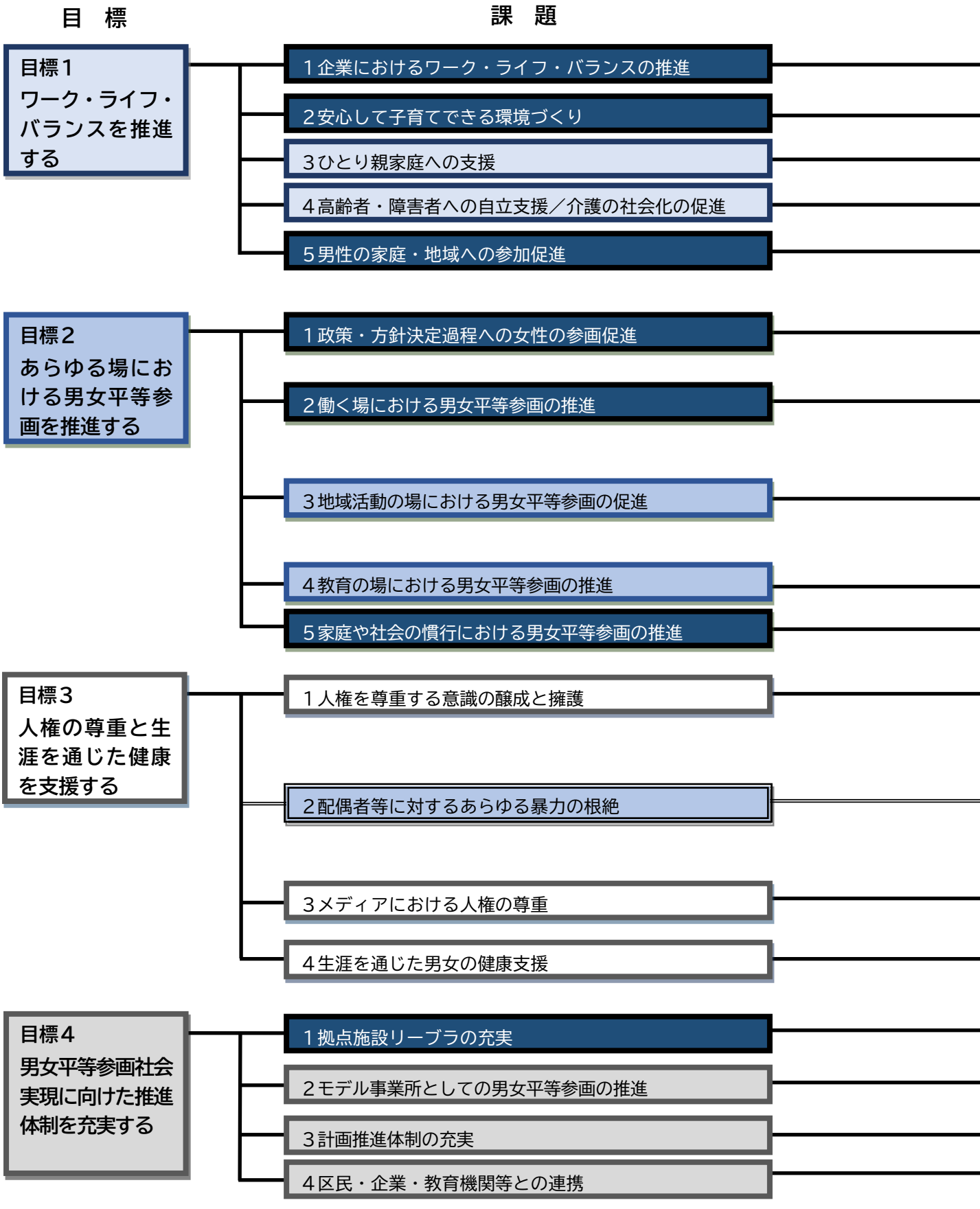
目　標
課　題
目標１
ワーク・ライフ・バランスを推進する
１企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
２安心して子育てできる環境づくり
３ひとり親家庭への支援
４高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進
５男性の家庭・地域への参加促進
目標２
あらゆる場における男女平等参画を推進する
１政策・方針決定過程への女性の参画促進
２働く場における男女平等参画の推進
３地域活動の場における男女平等参画の促進
４教育の場における男女平等参画の推進
５家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進
目標３
人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
１人権を尊重する意識の醸成と擁護
２配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
３メディアにおける人権の尊重
４生涯を通じた男女の健康支援
目標４
男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する
１拠点施設リーブラの充実
２モデル事業所としての男女平等参画の推進
３計画推進体制の充実
４区民・企業・教育機関等との連携

施策の方向

1　ワーク・ライフ・バランスの理解促進　責任項目１
2　男女の多様な働き方の支援

1　保育環境の充実
2　地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備

1　ひとり親家庭への支援

1　高齢者・障害者の自立支援
2　在宅介護を担う男女に対する支援の充実

1　男性の長時間労働の見直しの促進
2　男性の家庭・地域への参加のための支援　責任項目２

1　審議会等委員の男女バランスへの配慮　責任項目３
2　女性のエンパワーメント支援
3　企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

1　女性の就労支援　責任項目４
2　企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ
3　在勤者への働きかけ

1　地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進
2　国際交流活動を通じた男女平等参画の推進
3　誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進
4　防災分野における男女平等参画の推進
5　環境分野における男女平等参画の推進

1　幼少期からの男女平等参画の推進　責任項目５
2　生涯学習における男女平等参画の推進

1　家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

1　あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供
2　あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決
3　性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

1　暴力防止教育と啓発　責任項目６
2　早期発見体制の充実と相談機能の強化
3　被害者を安全に保護する体制の整備
4　被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備
5　子どものケア体制の充実
6　相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化　責任項目７

1　メディア等における性別による差別解消への働きかけ
2　メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

1　年代に応じた男女の健康づくりの支援
2　互いの性や健康に関する理解の促進
3　女性の生涯を通じた健康支援

1　区民に親しまれる施設としての機能の充実　責任項目８
2　男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実

1　庁内における男女平等参画の推進
2　区職員のワーク・ライフ・バランスの実現

1　男女平等参画に関する広報・啓発の充実
2　組織の連携

1　区民・企業・各種団体等との連携

□ 内は、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」部分。
■ 内は、港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」部分。

Ⅱ　令和元年度男女平等参画
行動計画事業実績

目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向	事業名
課題１　企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
１　ワーク・ライフ・バランスの理解促進　責任項目１	1　ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進 **2　区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】** 3　企業・事業者向け講座・講演会の開催 4　労働関係法等関係法令、各種制度の周知 5　ワーク･ライフ･バランスハンドブックの普及・活用 6　ワーク･ライフ･バランスに関する取組充実
２　男女の多様な働き方の支援	7　企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 **8　仕事と家庭の両立支援事業の実施【拡充】** 9　両立支援制度の周知 10　年次有給休暇等の取得促進への啓発 11　育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進
課題２　安心して子育てできる環境づくり	
１　保育環境の充実	**12　保育施設の充実【拡充】** **13　病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実【拡充】** **14　一時預かり事業の充実【拡充】** **15　みなと保育サポート事業の充実《新規》**
２　地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	16　うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施 17　児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進 18　子ども家庭支援センター事業の充実 **19　子育てひろばの充実【拡充】** 20　育児サポート子むすびの実施 21　ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実 **22　幼稚園教育の充実《新規》** 23　幼稚園での子育てサポート保育 24　保育園・幼稚園による子育て支援の充実 25　子育てセミナーの充実 **26　家庭教育学級（自主）の実施《新規》** **27　未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施《新規》** **28　よちよち子育て交流会の実施《新規》** **29　ほっとひといき子育て支援事業の実施《新規》** 30　子育てあんしんプロジェクトの実施 31　子育て王国基金の運営実施 **32　放課後等の居場所づくりの推進【拡充】**
課題３　ひとり親家庭への支援	
１　ひとり親家庭への支援	33　ひとり親家庭等医療費助成 34　ホームヘルプサービスの充実 35　休養ホーム事業の実施 36　児童育成手当等の支給 37　母子生活支援施設入所実施 **38　母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【拡充】** 39　児童扶養手当の支給 40　ひとり親就労支援の実施
課題４　高齢者･障害者への自立支援／介護の社会化の促進	
１　高齢者･障害者の自立支援	41　高齢者の就業支援 42　障害者の就労自立支援 43　老人クラブの育成と運営助成 44　いきいきプラザ等での高齢者のいきがいづくりの応援 45　地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 46　家庭訪問保健指導の実施 47　高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 48　自立訓練（機能訓練）事業の実施 49　高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 50　高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築 51　高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施 **52　障害者虐待防止・養護者支援事業の実施《新規》**
２　在宅介護を担う男女に対する支援の充実	53　介護保険制度の普及・啓発 54　介護人材の確保・支援 55　施設入所介護サービス等の充実 56　通所介護サービス等の充実 57　ショートステイの充実 58　緊急一時保護の実施
課題５　男性の家庭・地域への参加促進	
１　男性の長時間労働の見直しの促進	**59　稼動年齢男性のワーク･ライフ･バランスに対する希望と現実の差の縮小《新規》** 1　ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進（再掲）
２　男性の家庭・地域への参加のための支援　責任項目２	**60　男性向け講座の充実《新規》** **61　男性の育児休業・介護休業への取組の支援《新規》**

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	1　企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1　ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	1　ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク･ライフ･バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク･ライフ･バランスの取組に積極的な企業であることを広くＰＲします。
			2　区との契約希望事業者に対する働きかけ 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク･ライフ･バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク･ライフ･バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
			3　企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク･ライフ･バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
新規認定５社　更新企業10社 継続認定とあわせて計64社	・申請受付　平成31年4月15日～令和元年６月28日 ・新規申請　　13社 ・新規認定数　７社 ・更新企業数　８社 継続認定は49社	新規認定５社　更新企業９社 継続認定とあわせて計69社
《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請時に提出いただく「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目を設け、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいるか否かを評価しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している先進的な企業の女性代表や人事担当者から、自社の取組を紹介するなど、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対し、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。また、認定事業者の取組内容を、広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。		
【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。	【契約管財課】 ワーク･ライフ･バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とする特別簡易型総合評価方式を適応した長期継続契約の委託契約件数は29件、工事請負契約は23件です。 プロポーザル方式により業者を決定した契約件数は39件です。	【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。		
【人権・男女平等参画担当】 ハローワーク品川の協力も得て、区の入札参加資格をもつ事業者の他、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットの送付のほか、広報紙やホームページでの周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。	【人権・男女平等参画担当】 ハローワーク品川の協力も得て、区の入札参加資格をもつ事業者の他、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをパンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。		
【産業振興課】 ハローワーク品川と連携した労働法セミナーやワーク・ライフ・バランスに関連した経営者向けのセミナーの開催等を通じて、多様な働き方について周知していきます。	【産業振興課】 労働基準監督署の監督官による労働法セミナーは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。 また、ワーク・ライフ・バランス支援事業として、経営者向けにセミナーを年２回開催しました。	【産業振興課】 ハローワーク品川と連携した労働法セミナーやワーク・ライフ・バランスに関連した経営者向けのセミナーの開催等を通じて、多様な働き方について周知していきます。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることをワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて、企業トップへ喚起しました。また、ハローワーク品川と連携し、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。 ・仕事と出産・育児・介護との両立について、企業の課題であることを意識させ、出前相談等の際に、企業トップに意識改革の働きかけを行いました。 ・仕事の効率化、長時間労働の削減、年次有給休暇取得の促進について、企業の課題であることをセミナーを通じて意識させるとともに、出前相談等の際に、職業生活と家庭生活の両立の取組を可能にするようアドバイスを行いました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長時間離職している女性にスポットを当て、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を活かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち、生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 ・ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、これまでの性別役割分担意識を改革し、女性が自信とやりがいを持ち、スキルや経験を活かした働き方ができるよう推進していくことの重要性を、企業トップへ喚起しました。		

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	1　企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1　ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	3　企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク･ライフ･バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
			4　労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人権・男女平等参画担当】 区内中小企業を対象に、男女平等参画につながるテーマの研修を「企業向け出前講座」として６件実施予定です。テーマは以下を想定しています。 1.企業に求められるLGBT対応講座 2.女性の活躍とキャリア形成 3.職場のハラスメント防止と対応 4.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立 5.ワーク・ライフ・バランス 6.職場におけるコミュニケーション講座 7.子育てしながら働き続けられる職場づくり	【人権・男女平等参画担当】 企業向け講座を５講座開催しました。 １.企業に求められるLGBT対応講座　２件 ２.女性の活躍とキャリア形成講座　１件 ４.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立講座　１件 ６.職場におけるコミュニケーション講座　１件 女性の活躍とキャリア形成の講座では、子育て等のライフイベント時に、時短勤務を望まない女性がどのようにワーク・ライフ・バランスを取ればよいかのヒントや、男性社員が積極的に家事・育児に関わることを望む職場の醸成等、「セルフキャリアデザイン」をテーマに、自分との向き合い方を考え言語化しヒントを得ました。介護離職の講座では、介護離職を回避するために必要な心構えから始まり、介護の全体像、仕事と介護の現状、介護離職のリスク、介護支援、相談等、広範囲にわたる内容で学びました。自身も職場もメリットとなるような情報を組み込んでおり介護を前向きにとらえることができた内容でした。５講座全般にわたり、受講された企業担当者からのアンケートから、具体的な対処方法等を得ることができ、今後の業務に役立つ内容であったと、高評価を得ることができました。	【人権・男女平等参画担当】 区内中小企業を対象に、男女平等参画につながるテーマの研修を「企業向け出前講座」として６件実施予定です。テーマは以下を想定しています。 1.企業に求められるSOGI対応講座 2.女性の活躍とキャリア形成 3.職場のハラスメント防止と対応 4.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立 5.ワーク・ライフ・バランス 6.職場におけるコミュニケーション講座 7.子育てしながら働き続けられる職場づくり
《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムでは、企業で人事を担当する講師や、キャリアカウンセラーの資格を持つ講師を招き、ビジネスを人材・組織・企業文化からどのようにサポートできるかを講演してもらうことで、企業の人材育成や働き方改革、社員の処遇改善の推進につながったと考えます。 ・企業向け出前講座６件のうち、２件がハラスメントに関する研修でした。ハラスメントの全般について、男性社員と女性社員の両方を対象に、基礎的な部分での理解促進や意識改革を目指し研修を実施しました。１社は男性の参加が多く（男性38名、女性７名）、男性の意識改革につながる取組であったと考えます。２社目は女性の参加が多かったものの（男性７名、女性16名）、女性のエンパワメントを通して、職業生活における固定的な性別役割分担意識の改革や男性の意識改革につながるとの観点から、研修を行いました。また、キャリアデザイン研修、介護と仕事の両立に関する研修を実施したことで、幅広い世代に対し、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進のための意識改革の働きかけにつながったと考えます。 ・前記のとおり、企業向け出前講座や港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムにて情報発信を行いました。また、リーブラ主催の区民向けの講座においては、若年女性のためのキャリア形成講座や女性向けの起業支援講座、男性向けの講座としては、男性の子育て講座から定年前後の男性向けの地域参画講座を実施しました。さまざまなライフステージにおける職業生活と家庭生活の両立に向けた取組を推進しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムにおいて、講師より自社での取り組みを例に、テレワークやフレックスタイム制度の活用をテーマに講演してもらいました。昨年度の認定企業の代表取締役２名を講師として招き、うち１名の講師は、代表取締役として、２児の母として、仕事と家庭の両立をしている人であり、仕事と家庭生活の両立を目指す企業やその社員にとっての好事例になったと考えます。		
【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。	【産業振興課】 労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を4,000部作成し、各地区総合支所及びハローワーク品川等で配布したほか、区内の新成人にも郵送して労働に係る法規の周知を行いました。また、商工会館において、労働法に関連した図書やＣＤの貸出を行うことで、ワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図りました。	【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。さらに、労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関わる関係法規、各制度について幅広く周知しました。また、ハローワーク品川と連携し、正社員雇用に向けた就職面接会を実施しました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長時間離職している女性にスポットを当て、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を活かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち、生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。		
【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌「オアシス」及び男女共同参画週間パネル展の他、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットにおいて関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。	【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（６月13日～21日）で広く周知しました。	【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌「オアシス」及び男女共同参画週間パネル展の他、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットにおいて関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。
			5 ワーク･ライフ･バランスハンドブックの普及・活用 【産業振興課】	ワーク･ライフ･バランスの導入マニュアルであるワーク･ライフ･バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を図ります。
			6 ワーク･ライフ･バランスに関する取組充実 【産業振興課】	企業が生産性を高め、人材の確保と定着を図るため、中小企業や商店街へ講座、講演会、個別相談会等を周知し、ワーク・ライフ・バランスの導入を促進します。
		2 男女の多様な働き方の支援	7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	従業員100人以下の事業所に対して、ワーク･ライフ･バランス推進企業認定制度の普及啓発とあわせて両立支援に関するノウハウを積極的に提供し、計画の策定へ向けた啓発を進めます。
			8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。あわせて、男性の育児参加を進めるため、男性の子育て支援・介護支援奨励金を交付します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
《女性の活躍推進に関する取組》 ・男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（６月13日～21日）を開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。 ・男女共同参画週間パネル展でワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 ・憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は41件（前年度34件）と増加しています。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。		
従来のワーク・ライフ・バランスの考え方に、ハラスメントの撲滅、多様な働き方、女性活躍推進など現在、中小企業が抱える重要な課題を加え人材の定着・確保の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を図ります。	ハンドブックに人材の確保・定着の要になる働き方の重要性を掲載し、また、セミナーを２回実施し、多様な人材活用と人を大事にする経営の重要性の普及・啓発を行いました。	ワーク・ライフ・バランスの考え方を軸に、ハラスメントの撲滅、多様な働き方、女性活躍推進など中小企業が人材を確保し人材の定着化を図るうえで必要な企業経営の在り方とワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・女性が働き続けるために、男性が家事・育児などへ参画できる環境づくりや、優秀な人材確保のため女性の必要性についての働きかけを行いました。 ・企業の持続的発展の経営戦略としてワーク・ライフ・バランスを推進し、長時間労働の弊害や働き方の多様化を進める必要性についての働きかけを行いました。		
ハラスメントの撲滅、多様な働き方、女性活躍推進など現在、中小企業が抱える重要な課題をテーマに講演会、セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を図ります。	中小企業がワーク・ライフ・バランスを推進するうえで問題となる課題について、専門家による個別相談、出前相談を通して具体的なアドバイスを行いました。	多様な働き方、女性活躍推進など現在、中小企業が抱える重要な課題をテーマに講演会やセミナを開催し、具体的な諸問題については専門家による相談を通じてアドバイスを行い、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・女性が働き続けるために、男性が家事・育児などへ参画できる環境づくりや、優秀な人材確保のため女性の必要性についての働きかけを行いました。 ・企業の持続的発展の経営戦略としてワーク・ライフ・バランスを推進し、長時間労働の弊害や働き方の多様化を進める必要性についての働きかけを行いました。		
区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ハローワーク品川の協力も得て、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び両立支援事業のパンフレットを送付するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	区内2,200社の事業者にワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業、仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットを送付し、働きやすい職場づくりのための働きかけを行いました。 また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として新規認定された７社を男女平等参画情報誌オアシス62号及び港区ホームページ等で紹介しました。	区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ハローワーク品川の協力も得て、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び両立支援事業のパンフレットを送付するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出を求める書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立のための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集にあわせて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度(計34件）の約２割増の申請（計41件）となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ります。		
申請件数： 子育て支援奨励金　20社 配偶者出産休暇制度奨励金　６社 介護支援奨励金　１社 男性の子育て支援奨励金　４社 男性の介護支援奨励金　３社	申請件数： 子育て支援奨励金　18社 配偶者出産休暇制度奨励金　12社 介護支援奨励金　１社 男性の子育て支援奨励金　８社 男性の介護支援奨励金　２社	申請件数： 子育て支援奨励金　20社 配偶者出産休暇制度奨励金　６社 介護支援奨励金　１社 男性の子育て支援奨励金　４社 男性の介護支援奨励金　３社
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出を求める書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立のための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集にあわせて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度(計34件）の約２割増の申請（計41件）となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ります。		

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 男女の多様な働き方の支援	9 両立支援制度の周知 【人権・男女平等参画担当】	中小企業のワーク･ライフ･バランスの取組を進めるため、事業者へ幅広く、効果的に広報活動を行い制度の周知・活用を図ります。
			10 年次有給休暇等の取得促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】	国基準以上の就業規則の設定、残業の減少、サービス残業の解消、年次有給休暇の効果的取得促進等の情報提供を通して啓発していきます。
			11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進 【人権・男女平等参画担当】	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用を啓発を通して働きかけます。
	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	12 保育施設の充実 【保育担当】	乳幼児人口の増加が顕著となっており、依然として保育需要が高まっています。待機児童は減少しているものの、いまだ解消には至っていません。安心して働き、子育てできる環境を整備するために、認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、緊急暫定保育施設の設置等により待機児童解消を推進するため、保育施設の充実を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなと、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出を求める書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立のための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。		
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットを区内事業者2,200社に送付し、男女平等参画推進への働きかけを行いました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 「企業向けワーク・ライフ・バランス講演会」をシンポジウム形式で推進企業認定式とともに行い、推進企業の具体的な取組事例を学ぶことで、男性や企業のトップへの意識改革のために働きかけました。「育休復帰準備講座」では、夫婦の課題として、女性だけに負担がかからないよう、講座への夫婦参加を意識して広報を行いました。		
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	広報みなとに仕事と家庭の両立支援に係る記事を掲載し、継続的に周知しました。 令和元年度は、区内中小企業に対し、子育て支援奨励金18社、配偶者出産休暇制度奨励金12社、介護支援奨励金１社、男性の子育て支援奨励金８社、男性の介護支援奨励金２社を受け付け、交付しました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集にあわせて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度(計34件）の約２割増の申請（計41件）となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ります。		
今年度の待機児童の状況を踏まえ、引き続き保育定員の拡大に取り組みます。保育定員の拡大にあたっては、私立認可保育園の誘致などにより進めていきます。 ●令和元年度に開設を予定している施設（平成31年４月１日～令和２年３月31日） [区立認可保育園] ①青山保育園 （令和２年１月１日移転） ②元麻布保育園 （令和２年１月１日開設） [私立認可保育園] ①小鳩ナーサリースクール浜離宮 （平成31年４月１日開設） ②ふたばクラブ東麻布保育園 （平成31年４月１日開設） ③えほんのもり白金台保育園 （平成31年４月１日開設） ④さくらさくみらい高輪 （平成31年４月１日開設） ⑤マチー保育園白金高輪 （平成31年４月１日開設） ⑥ゆらりんはぁと保育園 （平成31年４月１日開設） ⑦ゆらりん港南緑水保育園 （平成31年４月１日開設） ⑧デイジー保育園芝浦 （令和元年６月１日開設） ⑨ニチイキッズ芝公園保育園 （令和元年８月１日開設） [港区保育室] ①白金台保育室 （令和元年度中開設）	●令和元年度に開設した施設（平成31年４月１日～令和２年３月31日） [区立認可保育園] 令和２年１月に開設を予定していた元麻布保育園については、当初の計画どおり開設しました。 令和２年１月に移転を予定していた青山保育園については、移転が３月に延期されましたが、延期後は計画どおりに移転しました。 [私立認可保育園] 平成31年４月に開設を予定していた７園、令和元年６月・８月開設予定のそれぞれ１園は、当初の計画どおり開設しました。 [港区保育室] 令和元年度中の開設を目指していた白金台保育室については、整備を取りやめました。	平成31年４月に待機児童ゼロを達成したことを踏まえ、今後開設する保育施設については、保育ニーズの高い地域を精査しながら、より適正な配置を行っていきます。 ●令和２年度に開設を予定している施設（令和２年４月１日～令和３年３月31日） [私立認可保育園] ①まなびの森保育園麻布十番 （令和２年４月１日開設） ②麻布十番ちとせ保育園 （令和２年４月１日開設） ③赤坂山王保育園 （令和２年４月１日開設） ④赤坂クレア保育園 （令和２年４月１日開設） ⑤うれしい保育園白金高輪 （令和２年４月１日開設） ⑥ほっぺるランド高輪二丁目 （令和２年４月１日開設） ⑦にじいろ保育園海岸三丁目 （令和２年４月１日開設） ⑧おはよう保育園表参道 （令和２年７月１日開設） ⑨にじいろ保育園竹芝 （令和２年10月１日開設） また、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。
《女性の活躍推進に関する取組》 〔区立認可保育園〕 令和２年１月に認可保育園１施設を開設しました。 〔私立認可保育園〕 平成31年4月に認可保育園７施設を開設するとともに、令和元年度途中に認可保育園２施設を開設しました。		

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実 【保育担当】	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。
			14 一時預かり事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	家庭における保育が困難な乳幼児を、一時的に保育する一時預かり事業を充実させます。
			15 みなと保育サポート事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなと保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。 年末保育、休日保育についても、継続して実施します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。また、10月以降の幼児教育無償化に向けて条例改正等を実施します。	病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。 年末保育、休日保育についても、継続して実施しました。最年長の子どもを第１子とし、認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第２子以降無料となる対象を拡大しました。	病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。 年末保育、休日保育についても、継続して実施します。さらに、最年長の子どもを第１子とし、認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。 ・年末保育、休日保育についても、継続して実施しました。最年長の子どもを第１子とし、認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第２子以降無料となる対象を拡大しました。		
【保育課】 引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。	【保育課】 在宅子育て家庭のニーズ把握に努めました。	【保育課】 引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 在宅子育て家庭のニーズ把握に努めました。		
【子ども家庭支援センター】 引き続き、各施設の安定した事業運営に努めるとともに、利用者が利用しやすい事業となるよう、より一層の事業内容等の充実を図ります。	【子ども家庭支援センター】 あい・ぽーと、Pokke、区内７か所のあっぴぃ、区立保育園、愛星保育園、ベネッセ港南保育園にて、事業を実施しました。 あい・ぽーと、Pokke、区内７か所のあっぴぃの一時預かりは、理由を問わず利用できるため、リフレッシュをしたい保護者からのニーズも高く、利用者は年間延べ32,000名を超えています。	【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、利用自粛等を要請しながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めます。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・あい・ぽーと、Pokke、区内７か所のあっぴぃ、区立保育園、愛星保育園、ベネッセ港南保育園にて、事業を実施しました。 ・あい・ぽーと、Pokke、区内７か所のあっぴぃの一時預かりは、理由を問わずお預かりすることができる事業ですが、パートタイム勤務や育児短時間勤務などの保護者の利用も多く、育児をしながら働く女性をサポートすることができています。		
【保育課】 引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。	【保育課】 在宅子育て家庭のニーズ把握に努めました。	【保育課】 引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 在宅子育て家庭のニーズ把握に努めました。		
【子ども家庭支援センター】 引き続き、各施設の安定した事業運営に努めるとともに、ニーズに沿った運営の工夫等により、より一層の事業の充実を図ります。	【子ども家庭支援センター】 前年度に引き続き、区内５か所にて事業を運営しました。 利用者数は年間延べ16,000名を超えています。 新型コロナウイルス感染拡大後も、体調不良者の利用自粛要請や施設内の消毒等を行い感染防止を図りながら、パートタイム勤務や育児短時間勤務などで保護者が家庭で保育できない児童を保育しました。	【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、利用自粛等を要請しながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めます。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・前年度に引き続き、区内５か所にて事業を運営しました。利用者数は年間延べ16,000名を超えています。 ・新型コロナウイルス感染拡大後も、体調不良者の利用自粛要請や施設内の消毒等を行い感染防止を図りながら、パートタイム勤務や育児短時間勤務などで保護者が家庭で保育できない児童を保育しました。		

			事業名	事業内容
目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する	２ 安心して子育てできる環境づくり	２ 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施 【健康推進課】	第１子で生後２か月～３か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
			17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進 【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。
			18 子ども家庭支援センター事業の充実 【子ども家庭支援センター】	子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な保護や支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
			19 子育てひろばの充実 【子ども家庭支援センター】	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばを拡大します。
			20 育児サポート子むすびの実施 【子ども家庭支援センター】	保育施設等への送迎や保育など、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
引き続き産後母子ケア事業として、多くの方が参加できるよう地域別に日程を設け、うさちゃんくらぶを実施します。	うさちゃんくらぶは、月２回計24回実施し,594組1,202名参加しました。また、多くの人が参加できるよう、「芝、麻布、赤坂」と「高輪、芝浦港南」に地区を分け地域毎に参加日を設定しました。	引き続き産後母子ケア事業として、多くの人が参加できるよう地域別に日程を設け、うさちゃんくらぶを実施します。
【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加し、親子で一緒に楽しむことのできる事業を充実していきます。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き保健師によるプログラム、地域の民生・児童委員による相談受付や絵本・紙芝居の読み聞かせを実施しました。 また、同じプログラム内容でも月齢別に開催時間を分け、親子が参加しやすい工夫をしています。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加し、親子で一緒に楽しむことのできる事業を充実していきます。
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。	【麻布地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。	【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子のニーズに合わせた事業を工夫、周知し実施します。	【高輪地区総合支所管理課】 利用者のニーズにあわせた乳幼児親子プログラムを開催し、乳幼児親子の相互交流ができる機会を設定しました。 子ども家庭支援センターや保育園との関係機関や、栄養士、助産師、保健師等の専門職とも連携を取り子育ての不安や課題の解消に結びつくようコーデイネートの役割を担いました。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子のニーズにあわせた事業を工夫、周知し実施します。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 各施設は、親子向けの多彩なプログラムを実施しました。また、関係機関である子ども家庭支援センターと連携した講演会や子育て応援講座などを積極的に行いました。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。
子育てコーディネーター事業を広報等でPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境の充実を図ります。また、親子ふれあい広場で各種のイベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流することを促進します。	引き続き、子ども家庭支援センター内で子育てコーディネーター事業を実施しました。令和元年度の相談件数は、前年度より約200件増加し、年間で約2,900件の相談がありました。保健所に健診や母親学級等で来た際に利用している人が多く、気軽に相談できる窓口として機能しています。 親子ふれあい広場では、週２～３回親子で体を動かしたり歌を歌ったりする講座や、離乳食相談、お誕生日会等のイベントを実施し、子育て中の親子が交流する場を設けました。	関係機関と連携し、引き続き虐待の防止・迅速な対応・適切な保護等を行います。 子育てコーディネーター事業は、令和３年４月の（仮称）港区立子ども家庭総合支援センターへの移転後も、みなと保健所の健診や母親学級などの事業の実施時に、引き続き子育て情報の提供や子育て家庭が気軽に相談に応じることができるよう検討します。
親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座に参加したり、子育ての相談ができる場にするために、利用者がリラックスして過ごせるような雰囲気づくりを心がけるなど、施設サービスの質の向上を図ります。	あい・ぽーと、Pokke、あっぴぃ、子ども中高生プラザ等の区内17か所にて、前年度に引き続き事業を実施しました。 各子育てひろばでは育児に関する講座を実施したり、親子で交流できる場を設けました。また、職員による子育て相談を実施し、子どもと遊びながら気軽に相談できる場を作っています。 新型コロナウイルス感染拡大により、子ども中高生プラザは３月２日から一般利用を中止し、あい・ぽーと、Pokke、あっぴぃは３月28日から子育て相談のみの実施としました。	新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう、安定した事業運営に努めます。 青山児童館の閉館に伴い、令和２年４月１日から赤坂子ども中高生プラザ青山館内に子育てひろばを設置します。令和３年４月に（仮称）港区立子ども家庭総合支援センター内に開設する子育てひろばの開設準備を行います。
引き続き育児サポート子むすびの協力会員を養成するために、養成講座を開催します。より効果的な講座となるよう、実施状況の検証を行い随時講座内容の見直し等を行います。	育児サポート子むすびの協力会員を養成するための、養成講座を年間で３期開催しました。	育児サポート子むすびの協力会員を養成するために、子育て支援員研修の受講が必要です。港区子育て支援員研修及び東京都子育て支援員研修を広報みなとやホームページなどを活用して周知します。

			事業名	事業内容
目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する	２ 安心して子育てできる環境づくり	２ 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実 【子ども家庭支援センター】	ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライトステイ事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）を充実させます。
			22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】	幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、３歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校３年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。
			23 幼稚園での子育てサポート保育 【学務課】	教育課程に係る教育時間の終了後に、区立幼稚園５園（赤羽、高輪、本村、中之町、にじのはし）において希望する在園児を対象に午後４時30分までの預かり保育を行います。また、小学校３年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児については、年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。
			24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、事業の周知に努めます。	保護者の海外出張や夜間勤務等で家庭で保育できない児童が、Pokkeと麻布乳児院合わせて年間延べ400名利用しました。 広報みなと10月１日号では、ショートステイ・トワイライトステイの周知を行いました。	新型コロナウイルスの感染拡大状況及び各児童の健康・家庭状況を踏まえ、麻布乳児院やPokkeと逐次連絡を取り合いながら、引き続き利用者が安全に安心して利用できるよう努めます。
【教育指導課】 「みなときっずなび　育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用した保護者の啓発を行うとともに、引き続いての「小学校入学前教育カリキュラム」と「５歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進します。 幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。 港南幼稚園の増築により３・４・５歳児の定員を増やします。 またあわせて子育てサポート保育を南山幼稚園で新たに実施します。	【教育指導課】 各園に「みなときっずなび」「育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を保護者会、学級懇談会等で活用するよう促し、保護者の啓発を行いました。 保育課及び公私立保育園、幼稚園、小学校が協働し「小学校入学前教育カリキュラム」を改訂しました。 幼児教育調査指導員による教員への巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行いました。 区立幼稚園全園での子育てサポート保育を実施しました。 幼児教育無償化により、保育料等が無料となりました。	【教育指導課】 引き続き、各園に「みなときっずなび」「育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を保護者会、学級懇談会等で活用するよう促し、保護者の啓発を行います。 保育課及び公私立保育園、幼稚園、小学校が協働し改訂した「小学校入学前教育カリキュラム」を、各園、校で活用するよう促すとともに、研修会を開催します。 幼児教育調査指導員による教員への巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。
【教育企画担当】 引き続き、５歳児保護者向けのリーフレット「みなときっずなび」、３、４歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」を学級懇談会等で活用し、家庭教育との連携を図ります。 幼児教育のさらなる充実のため、「小学校入学前教育カリキュラム」の改定を行い、各園に配布します。 園舎増築等により、平成31年度の３・４・５歳児の定員を増やすとともに、白金台幼稚園、芝浦幼稚園で子育てサポート保育を開始します。 10月より開始予定の幼児教育の無償化にあわせて、幼稚園保育料等を見直します。	【教育企画担当】	【教育企画担当】
【学務課】 区立幼稚園の保育料について、国が行う幼児教育の無償化に向けた取組の動向を踏まえ、対応します。	【学務課】 麻布幼稚園の増築及び既存園の１学級定員見直しによる定員拡大を行いました。 また、幼児教育・保育無償化の開始に伴い、区立幼稚園保育料を無料としました。	【学務課】 引き続き、幼児人口や幼稚園入園ニーズを適切に把握し、受入体制を確保します。
令和元年度から新たに、芝浦、白金台幼稚園で子育てサポート保育を開始し、12園全園で実施します。	新たに芝浦、白金台幼稚園で開始し、区立幼稚園全園で子育てサポート保育を実施しました。 また、幼児教育・保育無償化の開始に伴い、子育てサポート保育料（年間利用）に対する新たな給付制度を創設するとともに、多子世帯への負担軽減要件を拡充しました。	引き続き、区立幼稚園全園で子育てサポート保育を実施します。
【保育課】 引き続き、「みなとっこ」の制度については保護者が利用しやすい内容の見直しを図り利用率の向上を目指します。 子育て支援研修や施設見学を実施し各保育園職員の資質向上を図ります。また研修で学んだことを生かして「保育園であそぼう」での、遊びや育児情報の提供や育児相談にあたります。	【保育課】 地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、「保育園であそぼう」とサービスの内容が重複していることや他の子育て支援施策の充実等から本事業の意義・役割が低下したことにより、令和元年度の事務事業評価を受け廃止となりました。区立保育園で実施する「保育園であそぼう」では、保育士、看護師、栄養士等が育児相談に応じたり、親子が園児や他の親子と遊ぶ場を提供することで育児不安の解消を図りました。	【保育課】 「保育園であそぼう」では、引き続き保育士、看護師、栄養士等が育児相談に応じます。親子が園児や他の親子と遊ぶ場や育児情報を提供することで育児不安の解消を図ります。また、電話での育児相談にも応じています。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【芝地区総合支所管理課】 区立保育園３園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。	【芝地区総合支所管理課】 区立保育園３園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施しました。内容としては、園庭遊びや室内遊び、給食試食会がありました。	【芝地区総合支所管理課】 区立保育園３園で引き続き「保育園であそぼう」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続きチラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。なお、平成19年度から開始された「みなとっこ」は令和元年度の事務事業評価により令和２年度から廃止することとなっています。
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。 本村保育園　定員110名→112名	【麻布地区総合支所管理課】 麻布地区区立保育園では、「みなとっこ」や「保育園であそぼう」において、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」を実施していきます。また、引き続き広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図ります。なお、平成19年度から開始された「みなとっこ」は、様々な子育て支援事業の充実により、令和２年度から廃止することとなっています。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園３園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。	【赤坂地区総合支所管理課】 赤坂管内区立保育園３園で、引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園３園で、引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図ります。	【高輪地区総合支所管理課】 高輪地区立保育園の３園で「保育園であそぼう」や「みなとっこ」を実施し、事業の周知を行いました。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図ります。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」「みなとっこ」の周知を園だより、ホームページ等でPRを行い、事業の周知に努め事業を実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 区立保育園及びこども園では、「みなとっこ」事業の周知に努めました。また地域の在宅子育て支援として、「保育園であそぼう」を月１回程度開催しました。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続きチラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。なお、平成19年度から開始された「みなとっこ」は令和元年度の事務事業評価により令和２年度から廃止することとなっています。
【学務課】 区立幼稚園では、引き続き、園庭開放や未就園児の会等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安解消を図ります。	【学務課】 区立幼稚園では、引き続き、園庭開放や未就園児の会等を実施し、参加者同士の交流を促すとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる場を作り、保護者の育児不安や園生活への不安解消を図りました。	【学務課】 区立幼稚園では、引き続き、園庭開放や未就園児の会等を実施し、参加者同士の交流を促すとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる場を作り、保護者の育児不安や園生活への不安解消を図ります。
【教育指導課】 家庭教育とのさらなる連携のため、５歳児保護者向けのリーフレット「みなときっずなび」　３、４歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」の保護者会や懇談会等での活用を促進します。 引き続き「保育園で遊ぼう」「園庭開放」や「未就園児の会」等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図ります。	【教育指導課】 家庭教育とのさらなる連携のため、５歳児保護者向けのリーフレット「みなときっずなび」を小学校入学前教育カリキュラムの改訂に合わせて修正しました。３、４歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」については、各園に保護者会や懇談会等での活用を促しました。 「園庭開放」や「未就園児の会」等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図りました。	【教育指導課】 家庭教育とのさらなる連携のため、令和２年度版に修正した５歳児保護者向けのリーフレット「みなときっずなび」、３、４歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」の保護者会や懇談会等での活用をさらに促進します。 引き続き「園庭開放」や「未就園児の会」等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図ります。

			事業名	事業内容
目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する	２ 安心して子育てできる環境づくり	２ 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	25 子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】	保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
			26 家庭教育学級（自主）の実施 【生涯学習推進課】	区立幼稚園、小・中学校の各ＰＴＡ、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。
			27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施 【芝地区総合支所区民課】 ※平成29年度で事業終了	芝地区総合支所管内で中高生と赤ちゃんとのふれあい体験型事業を実施します。 芝地区総合支所管内の学校や子育て支援施設等で、中高生と赤ちゃんが接する機会をつくり、子どもへの接し方、親になることをイメージできるような仕組みをつくるとともに、赤ちゃんと中高生の世代間交流を支えることで、地域全体の活性化をめざします。
			28 よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターの乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぽーと」の「子育て家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。
			29 ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに保護者の持つ力を高めます。
			30 子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】	保健師・助産師・栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが地区内の児童施設等を会場に、子育てに関するノウハウを提供し、個別の相談を中心とした事業を実施して、子育ての不安や悩みを解消することで、地域の子育て環境をつくります。
			31 子育て王国基金の運営実施 【人権・男女平等参画担当】 ※平成28年度から子ども家庭課に移管	基金を活用して地域の子育て環境を充実させます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
地域の資源を活用しながら、引き続き、子ども家庭支援センターで子育てに関する講座や仲間づくりのきっかけとなる講座を実施します。	防災ワークショップやベビーマッサージ、ポジティブディシプリン等の講座を実施し、定員を満たすほどの保護者が参加しました。 ３月の講座については、新型コロナウイルス感染拡大により中止としました。	新型コロナウイルス感染拡大が落ち着き次第、講座を再開します。再開後は、子どもの発育・発達を理解したり、生活の中で子どもへの対応の仕方を学べるような講座を新たに実施します。
講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。	講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図りました。申請は23件（幼稚園PTA14件、小学校PTA７件、中学校PTA２件）ありました。	講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。
赤坂区民センター乳幼児室で月２回、青山いきいきプラザで月１回開催します。	新型コロナウイルス感染症予防対策により中止した３月を除き、「よちよち子育て交流会」を月３回開催しました。講座や手遊びなどを行い、保護者の交流を図りました。 令和元年度実績：675名	赤坂区民センター乳幼児室で月３回、青山いきいきプラザで月１回開催します。
一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。	ほっとひといき子育てサロンは、ミニ講座や情報交換を通じて保護者の友達づくりや交流の場を提供し、保護者の持つ力を高めました。ほっとひといき子育て相談は、働く保護者が参加しやすいよう、土曜日にも実施しています。 令和元年度実績 ほっとひといき子育てサロン：年11回実施、延人数　184名 ほっとひといき子育て相談　：年77回実施、延人数1,279名 ※新型コロナウイルスの影響により、令和２年３月は未実施	一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。 ※新型コロナウイルスの影響により、令和２年４月は未実施（５月以降は未定）
地区内９施設との連携により、年間90回の開催を予定しています。引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職に相談できる環境を維持し、子どもの発達相談、保護者の気持ちの相談等にも対応していきます。 保護者同士の交流の場を作ることにより、地域内での子育てを支援していきます。	育児相談、保護者同士の交流を、芝浦港南地区の児童施設等で85回実施し、4,555名の利用がありました（新型コロナウイルス感染症拡大予防のため３月開催を中止） 父親の参加も数名あり、両親そろっての子育て支援を行うことができました。	区内９施設と協力し、子育て支援として年間90回の開催を予定しています（新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止の時期あり）。開催可能となったら、引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職に相談できる環境を維持し、子どもの発達相談、保護者の気持ちの相談等に対応していきます。保護者同士の交流の場を提供し地域内での子育てを支援していきます。
引き続き、仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。	令和元年度は、総合支所が実施する地域事業に加え、待機児童解消に向けた保育園開設など喫緊の課題に対応するため、13事業を基金充当事業としました。 ・麻布地区地方交流事業　（麻布地区総合支所管理課） ・赤坂地区赤坂・青山子ども中高生共育事業 （赤坂地区総合支所管理課） ・高輪地区たかなわ子どもカレッジ （高輪地区総合支所管理課） ・高輪地区ほっとひといき子育て支援事業 （高輪地区総合支所区民課） ・芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト （芝浦港南地区総合支所区民課） ・学習支援事業　（生活福祉調整課） ・保育施設誘致促進事業　（子ども家庭課） ・地域型保育事業　（保育課） ・産前産後家事・育児支援事業　（子ども家庭支援センター） ・産後要支援母子ショートステイ事業 （子ども家庭支援センター） ・高輪地区港区保育室事業　（高輪地区総合支所管理課） ・元麻布保育園整備　（麻布地区総合支所管理課） ・青山保育園等開設準備　（赤坂地区総合支所管理課）	引き続き仕事と子育ての両立を支援し、子どもたちの健やかな育ちを支えるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育ち環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館･児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【子ども家庭課】 引き続き、学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、学童クラブの弾力的な運営や、新規開設等による定員拡大に取り組みます。	【子ども家庭課】 青山児童館から移行し令和２年４月１日開設した赤坂子ども中高生プラザ青山館、令和２年７月１日開設予定の放課GO→クラブたかなわだいの開設準備に取り組み、定員拡大をしました。	【子ども家庭課】 施設を新規開設するなどのハード面での対策ではなく、直接一般来館や放課GO→クラブの制度を見直し、ソフト面での対策を検討します。
《女性の活躍推進に関する取組》 青山児童館から移行し令和２年４月１日開設の赤坂子ども中高生プラザ青山館、令和２年７月１日開設予定の放課GO→クラブたかなわだいの開設準備に取り組み、定員拡大をしました。		
【芝地区総合支所管理課】 引き続き、児童の安全・安心を担保できるよう、情報共有を綿密に行います。	【芝地区総合支所管理課】 普段から学童クラブと学校で児童の様子等を共有することで、ささいな情報であっても伝えることができるようになりました。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き、児童の安全・安心を担保できるよう、情報共有を綿密に行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、放課GO→や中高生プラザの一般来館等を案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。		
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。	【麻布地区総合支所管理課】 放課GO→クラブ　５クラブ 飯倉学童クラブ 麻布子ども中高生プラザ 緊急暫定学童クラブ　２クラブで実施。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。
《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、放課GO→や中高生プラザの一般来館等を案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。		
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。	【赤坂地区総合支所管理課】 安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、協議会の開催による地域との連携、連絡を図りました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 安心・安全な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。		
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。	【高輪地区総合支所管理課】 学童クラブ　14クラブ 放課GO→クラブ　15クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ　６クラブで実施。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。
《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、児童館、子ども中高生プラザの直接来館や放課GO→等を案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。		
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、子ども家庭支援部と連携し、学童クラブの入会状況及び小学校の入学推移を踏まえ、児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保に努めます。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 放課GO→クラブ　２クラブ 台場児童館 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ 港南子ども中高生プラザ 緊急暫定学童クラブ　２クラブで実施。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、子ども家庭支援部と連携し、学童クラブの入会状況及び小学校の入学推移を踏まえ、児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保に努めます。
《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、放課GO→や中高生プラザの一般来館等を案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。		
【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図り、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。	【生涯学習スポーツ振興課】 児童館・児童施設、学校施設等を活用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を推進しました。 新型コロナウイルスの影響により、令和２年３月２日以降、放課GO→クラブは休室しています。	【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図り、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。

			事業名	事業内容
目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する	３ ひとり親家庭への支援	１ ひとり親家庭への支援	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館･児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。
			33 ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】	所得限度額未満のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
			34 ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前７時～午後10時までの間の１日４時間上限で実施します。
			35 休養ホーム事業の実施 【子ども家庭課】	15歳に達した日以降の最初の３月31日までの児童を養育するひとり親家庭に日帰りや宿泊のレジャー施設の補助を行います。
			36 児童育成手当等の支給 【子ども家庭課】	育成手当を18歳に達した日以後の最初の３月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
			37 母子生活支援施設入所実施 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、入所の決定を行います。
			38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	４ 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	１ 高齢者・障害者の自立支援	41 高齢者の就業支援 【保健福祉課】	技術や働く意欲がある高齢者に男女を問わず平等にその能力を活用する機会をシルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センターにより提供していきます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
《女性の活躍推進に関する取組》 児童館･児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進しました。また、学童クラブを付置していない放課GO→みた・おだいばについては、学童クラブを付置した放課GO→クラブとするための条件を検討しました。		
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者が偏らずに制度の利用ができるよう広く制度を周知し、適正かつ円滑迅速に助成をしました。 令和元年度末受給者数　1,173名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。	事業者を増やすことで、男性ヘルパーの需要に応えることが可能となり、ひとり親の自立支援につながるサービス展開を図ることを推進しました。適正なサービス利用を確認するための実態調査を行いました。	引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。
引き続き、サービス周知に努め、ひとり親、低所得基準世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるように支援します。	ひとり親及び低所得世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、健やかな子どもの成長を支援するために、８か所の日帰り施設の利用助成を行いました。申請書送付件数は、約4,100件で、そのうち約５割の親子が利用しました。年度末に新型コロナウイルスの影響で発券停止を余儀なくされました。	引き続き、サービス周知に努め、ひとり親、低所得基準世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるように支援します。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 令和元年度末受給者数　1,401名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。	家庭相談センターに寄せられる相談を通じて、養育に困難を抱える母子のニーズを適切に把握し、入所が必要と判断される母子に対して、利用を勧めた母子が１組入所し、女性相談センターに保護された母子が１組入所しました。継続利用者を含めて、３組の母子を自立に向けて支援しました。	引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。
引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。	ひとり親世帯の経済的な困窮を丁寧に聴きとりをし、適切な貸付に努めています。	引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 令和元年度末受給者数　937名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。	家庭相談センターに寄せられる相談を通じて、就労支援を希望する児童扶養手当受給者または、同等の所得水準にある人を対象に、産業カウンセラーの資格を有する相談員が求職活動や就労支援を行えるよう体制を整備していますが、港区生活・就労支援センターでの相談体制が安定してきたこともあり、利用者はありませんでした。	引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。
引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口(無料職業紹介所)「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。	港区シルバー人材センターの契約金額は、前年度比15.3%減で、638,431,754円でした。 就業延日人員は、前年度比12.4%減で、131,686名でした。 みなと＊しごと55(アクティブシニア就業支援センター)の新規求職者数は937名、就職者数204名、就職率は21.8%でした。 港区シルバー人材センター、みなと＊しごと55(アクティブシニア就業支援センター)に運営費、事業費の補助金を支出しました。	引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口(無料職業紹介所)「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	42 障害者の就労自立支援 【障害者福祉課】	障害者の自立を図ることを目的に、ＮＰＯ法人みなと障がい者福祉事業団を中心に就労支援事業を実施します。
			43 老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】	高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。
			44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがいづくりの応援 【各総合支所管理課】	敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
共同受注担当により、発注業務の掘り起こしと受注業務の分配・調整を行う共同受注のシステムを維持し継続することで、区内民間企業と就労支援事業所との橋渡しを行います。 また、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を一層強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。	定期的に実施している就労支援ネットワーク会議を、年３回の実施を10月から隔月の開催（４回開催）に変更しました。また就労移行支援事業所連絡会を開催（６回）し、就労支援関係機関等との連携を強化し、障害者の就労支援ネットワークの充実に努めました。 また令和元年度から共同受注会議を毎月の開催とし、新たな販路拡大や生産性の向上や工賃アップに努めています。	障害者の自立を一層促進するため、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を一層強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。
【芝地区総合支所協働推進課】 平成31年度は老人クラブを対象とした助成金説明会等で、よりわかりやすい説明を心がけ、役員等になることへの負担感を軽減し、だれもが参加しやすい老人クラブになるよう支援を進めます。	【芝地区総合支所協働推進課】 目標として掲げていた説明会が、新型コロナウィルス感染症の影響で開催することができませんでしたが、各老人クラブの役員からの書類作成などの質問には、よりわかりやすく説明したことで、役員の負担感を軽減しました。	【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブを対象とした助成金説明会等で、よりわかりやすい説明を心がけ、役員等になることへの負担感を軽減し、だれもが参加しやすい老人クラブになるよう支援を進めます。
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいづくりを支援します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの活動を支援しました。 団体数　：９ 女性会長：４名 （令和２年３月31日現在）	【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいづくりを支援します。
【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいづくりを支援します。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 ６団体、1,908千円の助成をしています ・赤坂親和会（59名）　：男性17名、女性42名 ・赤坂和合会（59名）　：男性15名、女性44名 ・青山常盤会（54名）　：男性３名、女性51名 ・青山富士見会（37名）　：男性10名、女性27名 ・福寿会（37名）　：男性14名、女性23名 ・青山あすなろクラブ（39名）：男性20名、女性19名 総計285名 会長は、男性２名、女性４名	【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者のいきがいづくりを支援します。
【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいづくりを支援します。	【高輪地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの応援を支援、育成に取り組みました。 ・団体数：８ ・女性会長：４名 （令和２年３月31日現在）	【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいづくりを支援します。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいづくりを支援します。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 13団体に対し、4,063,500円を助成しました。 また、芝浦港南地区総合支所管内の老人クラブ間の交流を深める為、ボッチャ練習会及び大会、グラウンドゴルフ練習会を開催しました。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいづくりを支援します。
【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいづくりを支援します。	【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一体となり、自主的な活動をする区内の51の老人クラブ及び港区老人クラブ連合会に対して助成金を交付し、その活動を支援しました。	【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいづくりを支援します。
【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。	【芝地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの方に参加していただける様々な事業を実施していきます。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがいづくりの応援 【各総合支所管理課】	敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。
			45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】	精神障害者への日常生活の支援や相談、地域交流活動等を行い、社会復帰及び社会参加を促進し、自立を支援します。
			46 家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】	心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。	【麻布地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。	【赤坂地区総合支所管理課】 多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図りました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。	【高輪地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえるさまざまな事業を実施していきます。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、いきいきプラザ連絡会等で他施設事業の情報共有を行い、利用の拡大につながるように事業を実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、いきいきプラザ連絡会等で他施設事業の情報共有を行い、利用の拡大につながるように事業を実施します。
仮施設で利用者が安心して過ごせる環境を提供します。プログラムについては、内容の工夫をし、仮施設及び近隣区有施設で行います。また、改築中の高輪地区での地域行事には継続的に参加し、関係性を構築します。 計画相談支援事業は、利用者の状況に合わせ、目標設定するなど、支援を行います。	平成31年３月改築に伴い高輪地区から芝地区に移転しました。利用者が新しい環境で安心して活動ができるよう、利用者個々に応じた支援を行いました。 計画相談事業については、利用者に寄り添い、訪問方法や時間帯など工夫し、丁寧に対応しました。	令和３年４月の開設（予定）に向けて準備していきます。建て替え後は、新たに障害者総合支援法内事業である、短期入所事業や就労継続支援Ｂ型事業を実施します。また、区単独事業である生活体験プログラム事業も実施します。
【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。	【芝地区総合支所区民課】 区民の心身の健康について、訪問・面接・電話等により健康相談や保健指導を実施し、必要時継続的に相談支援を行いました。また、必要時、関係機関と連携をとり、適切な支援を受けることができるように調整を行いました。 令和元年度:家庭訪問数　　152件 面接相談数　　993件 電話相談数　1,193件 関係機関連絡 2,542件	【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。
【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。	【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援しました。	【麻布地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。
【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。	【赤坂地区総合支所区民課】 相談の内容により、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問指導を実施しました。	【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。
【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。	【高輪地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容が複数の部署にまたがる場合は、関係者会議の調整を行い、必要に応じてカンファレンスやケースワークを実施し、適切な支援を行いました。	【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。
【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図りながら、役割分担をし、保健師による家庭訪問や保健指導を行いました。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】	介護予防総合センター（ラクっちゃ）を中核に、各地域で介護予防事業を実施し、高齢者の健康増進、介護予防等に役立てます。
			48 自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進をします。
			49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う配食サービスや、家事援助サービス、緊急通報システム等のサービスを提供し、在宅生活の支援を充実させます。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。
			50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築 【高齢者支援課】	地域の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体･関係機関と区との連携を図り、総合的なセーフティネットワークを構築します。
			51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施 【高齢者支援課】	高齢者虐待防止対策を実施していきます。 ①高齢者虐待防止に向けた関係機関、関係者のスキルアップ及びネットワーク強化 ②対象別啓発活動 ③継続的介護家族支援 ④介護家族の会を支援する人材の育成
			52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施 【障害者福祉課】	障害者虐待防止センターでは相談窓口を開設し、障害者虐待防止に係る相談受付や通報の受理、養護者に対する支援を行います。また、関係機関とのネットワーク強化に努め、地域の支援体制の強化を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業の拡充に努めるとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。また、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進します。	介護予防総合センターを中核機関として、いきいきプラザ等と連携をとりながら、介護予防事業の充実を図るとともに、イベントや区民公開講座などを開催しました。健康トレーニング事業について、区統一カリキュラムの本格運用を区内全域で実施するとともに、体力測定種目を再検討し、異なる実施環境下においても、同様の事業効果が検証できるよう見直しを行いました。また、「長寿を祝う集い」や、「区民まつり」等のイベントを通じて、みんなといきいき体操の普及啓発に取り組みました。さらに、介護予防リーダーが企画・運営する「みんなの倶楽部」を年３クール実施し、高齢者が健康で、自立した生活を送れるよう支援を行いました。	引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業の拡充に努めるとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。これまでの生活機能の向上だけではなく社会参加につなげるプログラムの開発や他地区で介護予防サポーター養成講座を開催するなど、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進します。
身体機能・生活能力の維持・向上につながるような事業内容の充実と、一定期間に効果的な支援が図られるように努めます。	身体機能・生活能力の維持・向上につながるよう、事業内容の充実が図られ、利用者の継続した事業への参加に繋がりました。	身体機能・生活能力の維持・向上につながるような事業内容の充実と、一定期間に効果的な支援が図られるように努めます。
引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。 生活支援体制整備事業の充実を図り、一層の関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めています。サービスを必要としている人に、適切なサービス受給を行えるよう、事業について検討を行っており、これまでの民間賃貸住宅あっせん事業を見直し、平成31年度からは、民間賃貸住宅入居支援事業として相談協力店及び協定債務保証会社の協力を得て事業を充実させ、さらに高齢世帯の良好な居住環境の確保を図りました。また、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを区内に３名配置し、地域資源やニーズの把握に努めるとともに、区全体と地域毎に生活支援体制推進会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図りました。	引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実に努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム、福祉キャブ、おかえりサポート事業等の在宅サービスの円滑な運営に努めます。また、ふれあい相談員の訪問による見守り活動や関係機関との連携を一層強固なものにし、高齢者の見守りを推進していきます。 生活支援体制整備事業の充実を図り、一層の関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。
引き続き、協定内容の再確認を行うなど、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。	高齢者の見守りに関する協定とあわせて、東京都が進めている「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」及び「ながら見守り連携事業」の協定によって、事業者との連携を深めています。令和元年度は、東京ガスリックリビング株式会社と「地域見守り研修会」を実施し、高齢者の見守り体制の強化を図りました。 また、協定先事業者等にも出席してもらい、ふれあい相談員による高齢者見守り活動報告会を実施することで、見守りに関する共通認識を高めました。	引き続き、協定内容の再確認を行うなど、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。
引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。	①高齢者支援者（相談従事者）向け研修会を実施し、対応能力の向上に努めました。 ５回実施　128名参加 ②講座の充実を図り、「介護家族サポーター講座」及び「介護家族サポーターステップアップ講座」を実施し、介護家族の会の支援者育成に努めました。 講座合計３回実施　47名参加	引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。
相談支援事業者や総合支所のケースワーカー、障害支援区分認定調査員や就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の虐待の早期発見と対応に努めるとともに、障害者の自立と安全の確保、権利擁護をめざします。	障害者の虐待通報や相談に対して迅速に対応し、中でも虐待案件として継続的な支援が必要なケースについては、総合支所と連携し、長期的・継続的な支援を行っています。 また、障害者の虐待防止について、区民や施設職員に対して理解を深めるための研修・講演会を開催し、周知・啓発に努めています。	障害者虐待を未然に防ぐため、各地区総合支所のケースワーカーや相談支援事業者・相談支援専門員、障害支援区分認定調査員や就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の虐待の早期発見と対応に努めるとともに、障害者の自立と安全の確保、権利擁護をめざします。

			事業名	事業内容
目標１　ワーク・ライフ・バランスを推進する	４ 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	２ 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	53 介護保険制度の普及・啓発 【介護保険担当】	介護保険制度やサービスの利用方法、サービス事業者に関する情報を、啓発誌・窓口等で提供し、区民が介護サービスを十分かつ適切に利用できるよう取り組みます。
			54 介護人材の確保・支援 【介護保険担当】	介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。
			55 施設入所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。
			56 通所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。
			57 ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	（短期入所生活介護） 特別養護老人ホーム等に１週間程度入所して、日常生活の世話や機能訓練を行います。 （短期入所療養介護） 介護療養型医療施設等に１週間程度入所して、必要な医療的処置及び日常生活の世話や機能訓練を行います。 （ショートステイ（レスパイト保護）） 心身障害者の介護者が休養を取る際に、月に７日以内、年間24日以内のショートステイ事業が利用できます。
			58 緊急一時保護の実施 【障害者福祉課】	在宅の常時介護を必要とする障害者がいる家庭で、日常の介護者が緊急または一時的な理由で介護できないとき等に、応急的に障害保健福祉センターで保護します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
提供する内容についても検討を行いながら、引き続き、制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。	各種啓発・情報冊子の発行・協力による普及啓発をしました。 「あったかいね！介護保険」　10,000冊 「あんしん介護保険」　5,000部 「ハートページ」（フリーペーパー）5,000冊 あらゆる機会を捉え、介護保険法改正による新たなサービスも含め、介護保険サービスを安心して受けられるよう周知に努めました。	引き続き、制度の周知に努め、介護保険サービスを利用することにより性別にかかわらず社会参加ができるよう努めます。
引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。	資格取得の助成、福祉のしごと面接・相談会等の事業実施にあたり、広く人権に配慮し、介護人材の育成・確保に努めました。	引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮します。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年１回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年１回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携に努め、充実を図るとともに、区内に新たに整備する入所施設について、障害者、施設利用者や保護者等からの意見や要望を聞きながら、利用者が安全・安心に利用しやすい施設を整備します。	【障害者福祉課】 障害者入所施設のサービスについては、障害者とその家族、及び障害者団体の要望等を踏まえながら、充実に努めています。	【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携に努め、充実を図るとともに、区内に新たに整備する入所施設について、障害者、施設利用者や保護者等からの意見や要望を聞きながら、利用者が安全・安心に利用しやすい施設を整備します。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年１回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に通所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年１回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 今後も利用者の意見、要望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。	【障害者福祉課】 利用者からの要望等を踏まえ、サービスの充実に取り組んでいます。また、意見、要望等があった場合は速やかな対応に努めています。	【障害者福祉課】 今後も利用者の意見、要望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年１回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に利用者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年１回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 利用者が安心して、安全に利用できるよう、利用者の意見・要望を聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。	【障害者福祉課】 利用者の意見・要望等を踏まえ、サービスの充実に努めています。 ショートスティ（レスパイト保護） 令和元年度実績：延べ利用日数1,358日	【障害者福祉課】 令和２年４月から障害者総合支援法に基づく短期入所事業として実施します。引き続き、利用者が安心して、安全に利用できるように、利用者の意見・要望等を聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。
利用者の意見・要望等を踏まえ、緊急時に対応できるよう区内の施設と調整していきます。	利用者の意見・要望等を踏まえ、サービスの充実に努めています。 令和元年度実績：延べ利用日数246日	令和２年４月から実施の短期入所事業の中で、緊急時に対応していきます。

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	5　男性の家庭・地域への参加促進	1　男性の長時間労働の見直しの促進	59　稼動年齢男性のワーク･ライフ･バランスに対する希望と現実の差の縮小 【人権・男女平等参画担当】	区民、特に現役世代の男性のワーク･ライフ･バランスに対する希望と現実の差を縮小するため啓発に努めます。
			1　ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク･ライフ･バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク･ライフ･バランスの取組に積極的な企業であることを広くＰＲします。
		2　男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	60　男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで定年前の男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布します。中小企業事業者対象のワーク・ライフ・バランスセミナーに参加して、ワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図ります。	産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布しました。また、中小企業対象のワーク・ライフ・バランスセミナー参加事業者に、ワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図りました。 さらに、令和元年度に実施した男女平等に関する意識調査では、ワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差は、前回調査（平成25年度）と比較して、3.3ポイント縮小した結果がでました。	産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布します。中小企業事業者対象のワーク・ライフ・バランスセミナーに参加して、ワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 「企業向けワーク・ライフ・バランス講演会」をシンポジウム形式で推進企業認定式とともに行い、推進企業の具体的な取組事例を学ぶことで、男性や企業のトップへの意識改革のために働きかけました。「育休復帰準備講座」では、夫婦の課題として、女性だけに負担がかからないよう、講座への夫婦参加を意識して広報を行いました。		
新規認定５社　更新企業10社 継続認定とあわせて計64社	・申請受付　平成31年4月15日～令和元年６月28日 ・新規申請　　13社 ・新規認定数　７社 ・更新企業数　８社 継続認定は49社	新規認定５社　更新企業９社 継続認定とあわせて計69社
《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請時に提出いただく「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目を設け、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいるか否かを評価しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している先進的な企業の女性代表や人事担当者から、自社の取組を紹介するなど、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対し、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。また、認定事業者の取組内容を、広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。		
男性向け講座として「料理初心者のための料理入門講座」「男性の為の子育て講座」「家事入門講座」「男性の地域参画講座」を実施します。 料理入門講座では、簡単な介護食や昼食を自分で作れるようになることを目標にします。	男性向けの講座として「簡単料理入門講座」「男性の子育て」「家事入門講座」「男性の地域参画」をテーマに講座を実施しました。子育て世代の男性から、定年前後の男性など、幅広い世代の男性に参加してもらうことができました。「簡単料理入門講座」では、初めて料理をするという参加者や家で実際に高齢の家族に料理を作っている人の参加があり、学んだ技術等を普段の生活に生かしてもらうことができたと考えます。	「男性向けの家事・育児」「男性向けの介護」「男性向けの地域参画」「男性学を学ぶ」「シングルファザー向け講座」をテーマに、男性に向けた講座を実施します。多様なテーマで講座を行うことで、さまざまな世代の男性を対象に、男性を取り巻く環境を多角的に捉えることができるようになることを目指します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・主催講座として「若年女性のキャリア形成講座私らしいキャリアを考える～選択肢は自分でつくる～」「生涯現役時代の50歳からの働き方～キャリアの節目を乗り越え、自分の未来を拓くために～」「幸せなキャリアのためのセクハラ対策～孤立しない・させない５つのポイント～」「管理職で羽ばたくためのスキルアップ講座（全２回）」「ワークライフ・バランス講座（全３回）」「家族みんなで考える子育てと仕事の両立講座」「育休復帰準備講座」「女性が働き続ける知恵　ジェンダーで考える人生100年時代」を実施しました。子育て世代を対象にした家事・育児講座から、定年前後の男性を対象とした地域参画講座・料理入門講座など、幅広い男性に向けて、ジェンダーや性別役割分担意識への気づきとその解消の必要性を提供することができました。企業向け出前講座では、管理職向けコミュニケーション講座、介護離職防止研修及びハラスメント防止研修を実施しました。それぞれの研修で男性・女性ともに参加してもらうことができ、意識改革のための働きかけにつながったと考えます。 ・企業向け主催講座として、「知っておきたいLGBT～社内制度や風土作りについて～」「もし明日、親が倒れても仕事を辞めずにすむ方法～介護離職しない・させないための解決策～」「人事・総務部門に求められるハラスメントの無い働きやすい職場環境づくり」を実施しました。企業向け出前講座６件のうち、２件がハラスメントに関する研修でした。ハラスメント全般について、基礎的な部分での理解促進を目指し研修を実施しました。１社目は男性の参加が多く（男性38名、女性7名）、男性の意識改革につながる取組であったと考えます。２社目は女性の参加が多かったものの（男性７名、女性16名）、女性のエンパワメントを通して、職業生活における固定的な性別役割分担意識の改革や男性の意識改革につながるとの観点から、研修を行いました。		

			事業名	事業内容
目標1　ワーク・ライフ・バランスを推進する	5　男性の家庭・地域への参加促進	2　男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	61　男性の育児休業・介護休業への取組の支援 【人権・男女平等参画担当】	「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、男性の子育て支援奨励金や介護支援奨励金を創設し、中小企業における男性従業員の育児参加を促進し、介護による離職の防止を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなと、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。

《女性の活躍推進に関する取組》

・主催講座として「若年女性のキャリア形成講座私らしいキャリアを考える～選択肢は自分でつくる～」「生涯現役時代の50歳からの働き方～キャリアの節目を乗り越え、自分の未来を拓くために～」「幸せなキャリアのためのセクハラ対策～孤立しない・させない５つのポイント～」「管理職で羽ばたくためのスキルアップ講座（全２回）」「ワークライフ・バランス講座（全３回）」「家族みんなで考える子育てと仕事の両立講座」「育休復帰準備講座」「女性が働き続ける知恵　ジェンダーで考える人生100年時代」を実施しました。子育て世代を対象にした家事・育児講座から、定年前後の男性を対象とした地域参画講座・料理入門講座など、幅広い男性に向けて、ジェンダーや性別役割分担意識への気づきとその解消の必要性を提供することができました。企業向け出前講座では、管理職向けコミュニケーション講座、介護離職防止研修及びハラスメント防止研修を実施しました。それぞれの研修で男性・女性ともに参加してもらうことができ、意識改革のための働きかけにつながったと考えます。

目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する

施策の方向	事業名
課題１　政策・方針決定過程への女性の参画促進	
１　審議会等委員の男女バランスへの配慮　責任項目３	62　審議会等委員の女性参画の推進 63　性別にかかわりなく参加できる工夫
２　女性のエンパワーメント支援	64　関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 65　女性のネットワークづくりの推進
３　企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66　男女平等参画推進の取組への働きかけ
課題２　働く場における男女平等参画の推進	
１　女性の就労支援　責任項目４	67　女性の就職・再就職支援 **68　女性の起業支援《新規》**
２　企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1　ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進（再掲） 2　区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲） 3　企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲） 4　労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲）
３　在勤者への働きかけ	69　在勤者向け講座・講演会の開催 70　在勤者への雇用関係情報の提供
課題３　地域活動の場における男女平等参画の促進	
１　地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71　区民参画による地域事業等の推進 72　講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進 73　チャレンジコミュニティ大学の充実
２　国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74　平和関連事業の充実 75　国際理解教育の充実 76　国際化の推進
３　誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	**77　港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進《新規》** 78　子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 79　区施設への授乳コーナー等の整備 80　バリアのないまちづくりの情報提供
４　防災分野における男女平等参画の推進	**81　地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進《新規》** **82　男女平等参画の視点に立った防災対策の推進《新規》**
５　環境分野における男女平等参画の推進	**83　男女ともに参画する環境学習の推進《新規》**
課題４　教育の場における男女平等参画の推進	
１　幼少期からの男女平等参画の推進　責任項目５	**84　乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》** **85　多様な価値観を育む保育の充実《新規》** 86　学校教育における男女平等教育の推進 87　ふれあい体験の充実 88　性教育の推進 89　生活力を身につける教育の実践 90　男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 91　私立学校への働きかけ
２　生涯学習における男女平等参画の推進	92　図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 93　男女平等参画講座等の実施
課題５　家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	
１　家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	94　性別役割分担意識解消のための啓発 95　制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 96　男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 97　各種相談の連携・連絡調整 98　人権身の上相談等の実施

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 【責任項目3】	62 審議会等委員の女性参画の推進 【審議会担当課】	これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員参画率は向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど施策や方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分かち合い意見が平等に反映されることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。
			63 性別にかかわりなく参加できる工夫 【審議会担当課】	審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるよう夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。
		2 女性のエンパワーメント支援	64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。
			65 女性のネットワークづくりの推進 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
		3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66 男女平等参画推進の取組への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	啓発を兼ねてアンケートなど事業主に実施します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を２にします。	女性委員の割合 　令和２年４月１日現在　34.1% 女性委員のいない審議会　６	審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を２にします。
委員募集時から性別にかかわりなく参加できる工夫をします。	委員募集時から性別にかかわりなく参加できるよう、一時保育付、夜間開催等、参加しやすい工夫をしました。	委員募集時から性別にかかわりなく参加できる工夫をします。
女性のエンパワーメントをにつながる事業として、リーブラフェスタ主講演「女性と子どもの人権」、「傷つき体験からの回復」「アサーティブネス」「海外に学ぶ男女平等参画」「男女平等参画入門」講座の他に、継続的学習会として、港区の男女平等参画などの歴史をたどり、幅広い年齢層から参加を募る自ら学ぶ学習会を開催します。この学習会の学びの成果を、2020年の40周年記念に発表することを計画しています。	女性のエンパワーメントにつながる事業として、リーブラフェスタ主題講演「女性・子どもと暴力」「レジリエンス」「アサーティブなコミュニケーション」、海外に学ぶ男女平等参画として、国連WFP「食糧支援と女性の自立」「北欧から学ぶジェンダー平等」講座を実施しました。また、「港区学習会」として、港区の男女平等参画などの歴史をたどる継続的な学習会を実施しました。この成果は、2020年に40周年記念誌として発表を予定しています。若い世代を対象とした「リーブラ・ユース部」も新たに企画し、参加者がテーマを設定し、研究を深めるゼミナール形式として実施しました。これにより、幅広い世代の女性に参加してもらうことができ、さまざまな世代の女性のエンパワーメントに寄与できたと考えます。	女性のエンパワーメントにつながる事業として、「DVやデートDVに対する意識啓発」「暴力防止」「性暴力被害者支援」「政治経済とジェンダー」「憲法とジェンダー」講座を実施します。このほかに、リーブラフェスタの主題講演では、男性が多い世界に率先して飛び込み、パイオニアとして活躍してきた著名人（上野 千鶴子 氏）を講師とします。また、若い世代のリーダーシップを育成するために、「リーブラ・ユース部」や国際女性デーにあわせてイベントを実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 「女性のキャリアアップ講座」を行いました。女性が少ない職場への参画を促す、「多様な働き方講座」を行い、ワークにより、学びを深めました。		
今年度も利用者懇談会を年２回開催します（５月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。 港区内団体との連携を深め、協力体制構築を図ります。	5月と11月に利用者懇談会を開催しました。「学ぼう！男女平等」では、ジェンダーギャップ指数とSDGsを取り上げ、2030年に50周年を迎えるリーブラのこれからの10年について、男女平等推進団体と学習団体とともに考えました。登録団体へリーブラをより男女共同参画拠点施設として認識してもらい、「ジェンダー」についての学びを深めてもらう機会となりました。「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて開催したパープルリボン・キャンペーンでは、推進団体の協力のもと「DV根絶パネル展」を実施しました。また団体から、「パープル・コレクション」と題し、暴力防止のシンボルカラー、「パープル」（紫色を意識した）作品を出展してもらい、館内に多数展示しました。館内が華やかになり、また「女性に対する暴力防止」を意識できたと好評でした。	今年度も利用者懇談会を年２回開催し、リーブラと各団体、そして団体間の交流を図ります。「学ぼう！男女平等」でも推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供します。 協力体制構築を目指し、港区内の団体との連携強化を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画が進む北欧の国について学ぶ講座を開催し、女性の職業生活における活躍等の知識を得る機会を提供しました。		
今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うなど、男女平等参画推進に向けて働きかけます。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。また、このパンフレットを区内企業に周知する際に、あわせてリーブラの企業向け出前講座も盛り込むことで、事業上の連携を図りました。出前講座では、申込み開始後すぐに定員になり、キャンセル待ちをとるなど、横断的な取組が事業の実施に結びついています。	今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うなど、男女平等参画推進に向けて働きかけます。
《女性の活躍推進に関する取組》 直接事業主へのアンケートは実施していませんが、女性が将来のキャリアプランを描きながら、就業できるように、「女性のための起業講座」では、実際に起業した女性の具体的な取組を示し、「女性の再就職支援講座」では、50代からの再就職プランニングとして、どんな活動をしていけば良いかを示し、「管理職で羽ばたくためのスキルアップ講座」では、スキルの向上のための知識を２回にわたり伝えました。 また、「女性が働き続ける知恵～ジェンダーで考える人生100年時代」では、キャリアデザインとしてさまざまな職種の女性の働き方と、働き続ける知恵について伝えました。		

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	1 女性の就労支援 【責任項目4】	67 女性の就職・再就職支援 【人権・男女平等参画担当】 【産業振興課】	再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
			68 女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】	女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。
		2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1 ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク･ライフ･バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くＰＲします。
			2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲） 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人権・男女平等参画担当】 女性の就労支援事業として、「女子学生及び若年女性における仕事の現状とその支援について」「生涯現役時代の50歳からの働き方」「仕事と介護の両立」「働く女性のキャリアアップ講座」「再就職準備講座」「育休復帰準備講座」「ライフステージと働き方」の各講座を実施予定です。	【人権・男女平等参画担当】 女性の就労・就職・再就職支援をテーマに、「若年女性のキャリア形成」「生涯現役時代の50歳からの働き方」「ワーク・ライフ・バランス：ライフステージに応じた生き方・働き方を考える」「女性の再就職支援（産業振興課と合同）」「女性が働き続ける知恵」「仕事と介護の両立」「幸せなキャリアのためのセクハラ対策」「管理職で羽ばたくためのスキルアップ」の各講座を実施しました。社会的弱者になりがちな女性の立場に立ち、また若年から高齢まで幅広い年代における課題の解決へ向けた講座を開催し、ライフステージに左右されずに自分らしく生きるヒントを得る場の提供ができました。	【人権・男女平等参画担当】 女性の就労支援事業として、「女性対象：就職・再就職支援講座」「女性管理職養成講座」「ワーク・ライフ・バランス：自分に合った働き方を見つける講座」の各講座の実施を予定しています。
《女性の活躍推進に関する取組》 「女性の再就職支援講座」を産業振興課、ハローワーク品川と連携で全５回の講座と就職面接会を行い、正社員雇用へつなげる、情報の提供を行いました。 「女性のキャリアアップ」講座では、会議におけるファシリテーションの仕方等、具体的なスキルをあげるノウハウを学び、正社員雇用へつながる情報を提供しました。		
【産業振興課】 ニーズの高いテーマを設定し、実効性のあるセミナーと就職面接会を実施することで、女性の再就職を支援します。	【産業振興課】 女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に「50代からの女性向け再就職プランニング」や「女性のためのマネープランセミナー」等をテーマに、５回の就職支援セミナーを実施しました。また、セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。	【産業振興課】 ニーズの高いテーマを設定し、実効性のあるセミナーと就職面接会を実施することで、女性の再就職を支援します。
《女性の活躍推進に関する取組》 女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に「50代からの女性向け再就職プランニング」や「女性のためのマネープランセミナー」等をテーマに、５回の就職支援セミナーを実施しました。また、セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。		
３回連続講座として「女性の起業支援」講座を実施予定です。	２回連続講座として「女性の起業支援」講座を実施しました。課題であった講座参加から、具体的な起業へ向けてのつながりにおいても、講座実施後の勉強会グループの立ち上げ、助成事業実施団体の立ち上げ等、具体的な結果につながりました。また、産業振興課とも連携しさらなる起業へのステップアップの為の講座紹介等、起業へ向けた情報の提供も行えました。	昨年度に引き続き、起業につながる具体的でわかりやすい講座の実施を心がけます。
《女性の活躍推進に関する取組》 「女性のための起業講座」を開催し、起業に向けた具体的なノウハウを学ぶ機会を提供しました。積極的に関係機関や産業振興課との連携をはかり、パンフレットの配架や、情報提供を行いました。		
新規認定５社　更新企業10社 継続認定とあわせて計64社	・申請受付　平成31年4月15日～令和元年６月28日 ・新規申請　　13社 ・新規認定数　７社 ・更新企業数　８社 継続認定は49社	新規認定５社　更新企業９社 継続認定とあわせて計69社
《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請時に提出いただく「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目を設け、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいるか否かを評価しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している先進的な企業の女性代表や人事担当者から、自社の取組を紹介するなど、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対し、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。また、認定事業者の取組内容を、広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。		
【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。	【契約管財課】 ワーク･ライフ･バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とする特別簡易型総合評価方式を適応した長期継続契約の委託契約件数は29件、工事請負契約は23件です。プロポーザル方式により業者を決定した契約件数は39件です。	【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。		

			事業名	事業内容
目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する	２ 働く場における男女平等参画の推進	２ 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	２　区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲） 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
			３　企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人権・男女平等参画担当】 ハローワーク品川の協力も得て、区の入札参加資格をもつ事業者の他、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットの送付のほか、広報紙やホームページでの周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。	【人権・男女平等参画担当】 ハローワーク品川の協力も得て、区の入札参加資格をもつ事業者の他、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをパンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。		
【産業振興課】 ハローワーク品川と連携した労働法セミナーやワーク・ライフ・バランスに関連した経営者向けのセミナーの開催等を通じて、多様な働き方について周知していきます。	【産業振興課】 労働基準監督署の監督官による労働法セミナーは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。 また、ワーク・ライフ・バランス支援事業として、経営者向けにセミナーを年２回開催しました。	【産業振興課】 ハローワーク品川と連携した労働法セミナーやワーク・ライフ・バランスに関連した経営者向けのセミナーの開催等を通じて、多様な働き方について周知していきます。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることをワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて、企業トップへ喚起しました。また、ハローワーク品川と連携し、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。 ・働く意欲がありながら退職している人の活用や、勤務時間の弾力的な運用等の働きかけを企業経営者に行いました。 ・ガイドブックを活用し、職業生活と家庭生活の両立や多様で柔軟な働き方について推進しました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長時間離職している女性にスポットを当て、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を活かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち、生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 ・ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、これまでの性別役割分担意識を改革し、女性が自信とやりがいを持ち、スキルや経験を活かした働き方ができるよう推進していくことの重要性を、企業トップへ喚起しました。		
【人権・男女平等参画担当】 区内中小企業を対象に、男女平等参画につながるテーマの研修を「企業向け出前講座」として６件実施予定です。テーマは以下を想定しています。 1.企業に求められるLGBT対応講座 2.女性の活躍とキャリア形成 3.職場のハラスメント防止と対応 4.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立 5.ワーク・ライフ・バランス 6.職場におけるコミュニケーション講座 7.子育てしながら働き続けられる職場づくり	【人権・男女平等参画担当】 企業向け講座を５講座開催しました。 １.企業に求められるLGBT対応講座　２件 ２.女性の活躍とキャリア形成講座　１件 ４.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立講座　１件 ６.職場におけるコミュニケーション講座　１件 女性の活躍とキャリア形成の講座では、子育て等のライフイベント時に、時短勤務を望まない女性がどのようにワーク・ライフ・バランスを取ればよいかのヒントや、男性社員が積極的に家事・育児に関わることを望む職場の醸成等、「セルフキャリアデザイン」をテーマに、自分との向き合い方を考え言語化しヒントを得ました。介護離職の講座では、介護離職を回避するために必要な心構えから始まり、介護の全体像、仕事と介護の現状、介護離職のリスク、介護支援、相談等、広範囲にわたる内容で学びました。自身も職場もメリットとなるような情報を組み込んおり介護を前向きにとらえることができた内容でした。５講座全般にわたり、受講された企業担当者からのアンケートから、具体的な対処方法等を得ることができ、今後の業務に役立つ内容であったと、高評価を得ることができました。	【人権・男女平等参画担当】 区内中小企業を対象に、男女平等参画につながるテーマの研修を「企業向け出前講座」として６件実施予定です。テーマは以下を想定しています。 1.企業に求められるSOGI対応講座 2.女性の活躍とキャリア形成 3.職場のハラスメント防止と対応 4.介護離職を防ぐための介護と仕事の両立 5.ワーク・ライフ・バランス 6.職場におけるコミュニケーション講座 7.子育てしながら働き続けられる職場づくり

			事業名	事業内容
目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する	２ 働く場における男女平等参画の推進	２ 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	3　企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
			4　労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムでは、企業で人事を担当する講師や、キャリアカウンセラーの資格を持つ講師を招き、ビジネスを人材・組織・企業文化からどのようにサポートできるかを講演してもらうことで、企業の人材育成や働き方改革、社員の処遇改善の推進につながったと考えます。 ・企業向け出前講座６件のうち、２件がハラスメントに関する研修でした。ハラスメントの全般について、男性社員と女性社員の両方を対象に、基礎的な部分での理解促進や意識改革を目指し研修を実施しました。１社は男性の参加が多く（男性38名、女性７名）、男性の意識改革につながる取組であったと考えます。２社目は女性の参加が多かったものの（男性７名、女性16名）、女性のエンパワメントを通して、職業生活における固定的な性別役割分担意識の改革や男性の意識改革につながるとの観点から、研修を行いました。また、キャリアデザイン研修、介護と仕事の両立に関する研修を実施したことで、幅広い世代に対し、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進のための意識改革の働きかけにつながったと考えます。 ・前記のとおり、企業向け出前講座や港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムにて情報発信を行いました。また、リーブラ主催の区民向けの講座においては、若年女性のためのキャリア形成講座や女性向けの起業支援講座、男性向けの講座としては、男性の子育て講座から定年前後の男性向けの地域参画講座を実施しました。さまざまなライフステージにおける職業生活と家庭生活の両立に向けた取組を推進しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウムにおいて、講師より自社での取り組みを例に、テレワークやフレックスタイム制度の活用をテーマに講演してもらいました。昨年度の認定企業の代表取締役２名を講師として招き、うち１名の講師は、代表取締役として、２児の母として、仕事と家庭の両立をしている人であり、仕事と家庭生活の両立を目指す企業やその社員にとっての好事例になったと考えます。		
【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。	【産業振興課】 労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を4,000部作成し、各地区総合支所及びハローワーク品川等で配布したほか、区内の新成人にも郵送して労働に係る法規の周知を行いました。また、商工会館において、労働法に関連した図書やCDの貸出を行うことで、ワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図りました。	【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。さらに、労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関わる関係法規、各制度について幅広く周知しました。また、ハローワーク品川と連携し、正社員雇用に向けた就職面接会を実施しました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長時間離職している女性にスポットを当て、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を活かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち、生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。		
【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌「オアシス」及び男女共同参画週間パネル展の他、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットにおいて関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。	【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（６月13日～21日）で広く周知しました。	【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌「オアシス」及び男女共同参画週間パネル展の他、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットにおいて関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（６月13日～21日）を開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。 ・男女共同参画週間パネル展でワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 ・憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は41件（前年度34件）と増加しています。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。		

			事業名	事業内容
目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する	２ 働く場における男女平等参画の推進	３ 在勤者への働きかけ	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】	関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
			70 在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】	就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。
	３ 地域活動の場における男女平等参画の促進	１ 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】	地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
在勤者及び区内事業者向け講座として、「LGBT施策担当者の為の入門講座」「仕事と介護の両立講座」「職場におけるハラスメント防止講座」「イクボス講座」を実施します。 また、上述の企業向け出前講座を実施します。 これにより、性別や性的指向に関わらず、全ての人が働きやすい職場を作り、もって職場における男女平等参画を推進します。	「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウム」「ワーク・ライフ・バランス講座（全３回：ライフステージ毎）」「人事・総務部に求められるハラスメントのない働きやすい職場環づくり（企業向け）」「仕事と介護の両立講座」「職場におけるハラスメント防止講座」「LGBT出張授業」「LGBTに対する社内制度や風土づくり（在勤者及び企業向け）」「LGBT講演会（岡部 鈴氏『総務部長はトランスジェンダー』著者）」を実施し、港区の働く場や働く人の職場における男女平等参画およびジェンダー平等、多様なセクシュアリティ尊重の講座等を実施しました。 また、企業向け出前講座を通して、企業内の環境改善を図り、在勤者への効果の波及につながりました。	在勤者を対象とした働く場における男女平等参画推進の講座として、「仕事と育児・介護の両立講座（男性向け）」「職場におけるハラスメント防止講座」「ワーク・ライフ・バランス講座」「女性管理職養成講座」「LGBT理解促進とみなとマリアージュ制度の学習講座」等を実施します。 また、企業向け出前講座のほか、「SOGIハラ含むハラスメント防止と職場に求められるSOGI対応講座」（事業所向け）を実施します。 これにより、性別や性的指向にかかわらず、全ての人が働きやすい職場を作り、もって職場における男女平等参画を推進します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「企業向けワーク・ライフ・バランス講演会」をシンポジウム形式で推進企業認定式とともに行い、推進企業の具体的な取組事例を学ぶことで、男性や企業のトップへの意識改革のために働きかけました。「育休復帰準備講座」では、夫婦の課題として、女性だけに負担がかからないよう、講座への夫婦参加を意識して広報を行いました。 ・企業向け出前講座等でパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、SOGIハラスメント等ハラスメントについての講座を開催し、企業トップの意識改革へ意識啓発を行いました。主催講座「人事総務部門に求められるハラスメントのない働きやすい職場環境づくり」「SOGIハラスメントの基礎とその防止対策講座」では、ハラスメントのない職場づくりについて企業のトップへの意識啓発を行いました。		
若年女性向け、ミドル・シニア向け、子育て世代向け、介護世代向け、シニア世代向け等、さまざまな対象に向けた講座を実施します。	「若年女性向け就職講座」「50歳からの働き方講座」「育休復帰準備講座」「介護と仕事の両立講座」「終活講座」等さまざまな、就業を支援する講座の開催とパンフレットの配架等情報の提供を行いました。それぞれの講座で、具体的な課題解決のヒントを講義やワークから得ることができ、アンケートでも高評価を得ることができました。	「多様な働き方講座」「女性管理職養成講座」「労働法等女性活躍推進講座」「女性の起業支援講座」「再就職支援講座」等さまざまな視点で、就業支援に関する講座を開催します。関係機関と連携し、必要な情報の提供を行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 「女性のための起業講座」を開催し、起業に向けた具体的なノウハウを学ぶ機会を提供しました。積極的に関係機関や産業振興課との連携を図り、パンフレットの配架や、情報提供を行いました。また講座の中で起業に向けた第一歩として、男女平等参画センター（リーブラ）で募集をしている助成事業の案内を行い、助成事業の申請を促しました。		
【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、積極的な情報発信に努め、新規参加者の呼びかけを行うとともに、リーダーやサブリーダーなど、会議内での役割について、男女比率を平準化し、活動の活性化をめざします。	【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画会議、地域情報誌編集会議ともに、募集案内や活動のPR等を積極的に情報発信することで、新規参加者が増加しました。また、４つの会議のうち、２つの会議で女性がリーダーを務めており、男女問わず参画しやすい状況が作れています。	【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、積極的な情報発信に努め、新規参加者の呼びかけを行うとともに、リーダーやサブリーダーなど、会議内での役割について、男女比率を平準化し、活動の活性化をめざします。
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 区民参画組織麻布を語る会においては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。 また、一時保育も実施し、参加しやすい環境を整えました。 女性委員分科会別内訳： ・地域情報の発信分科会　20名中16名 ・麻布未来写真館分科会　16名中８名 ・麻布地区政策分科会　34名中16名	【麻布地区総合支所協働推進 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮します。 また、一時保育を利用できる環境を整え、地域活動に偏りなく参加できるように努めます。
【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 全分科会で男性18名、女性32名が参画しました。 ・地域情報の発信・交流分科会：男性１名、女性７名 ・地域の魅力発見分科会　：男性３名、女性８名 ・いきがいづくり推進分科会　：男性５名、女性９名 ・地区版計画推進分科会　：男性９名、女性８名	【赤坂地区総合支所協働推進 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】	地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。
			72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進 【講演会等担当課】	講座等を開催する場合に開催時間、内容など様々な人が参加しやすい工夫をします。
			73 チャレンジコミュニティ大学の充実 【高輪地区総合支所協働推進課】	高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。なお、この事業は明治学院大学内で実施します。
		2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】	平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。引き続き一時保育も利用できる環境とします。また、webによる申し込みの受付を行い、より多くの応募者の確保に努めます。	【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。 また、一時保育については参加者の希望がなかったため実施していません。	【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮します。引き続き一時保育も利用できる環境とし、webによる申し込みの受付を行い、より多くの応募者の確保に努めます。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。 また、実施事業に関して、誰もが参加しやすい事業や環境づくりをします。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織で企画・立案・実施するイベントについて、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進しました。イベント参加者の募集に関しても、幅広い年齢や職層の人が参画できるよう努めました。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。 また、実施事業に関して、誰もが参加しやすい事業や環境づくりをします。
対象者が参加しやすい講座開催日程を工夫します。 子育て中の人も安心して参加できるように、保育室を活用した託児を実施します。	男性向けの講座として「簡単料理入門講座」「男性の子育て」「家事入門講座」「男性の地域参画」をテーマに実施しました。子育て世代の男性から、定年前後の男性まで、幅広い世代の男性に参加してもらうことができました。「簡単料理入門講座」では、初めて料理をするという参加者や家で実際に高齢の家族に料理を作っている人の参加があり、学んだ技術等を普段の生活に活かしてもらうことができました。例年、講座参加のきっかけは、妻からの促しが多かったのですが、令和元年度は男性自らが興味を持っての参加が多数を占めました。「男性の家事入門講座」では、入門より応用を望む要望が多く、近年のリーブラでの男性向け講座の効果を確認しました。	男性向け講座での応用的な内容の実施も含め、参加者のニーズにあった講座の実施を検討していきます。 反面、基本的な内容がまだ浸透していないことも事実ではあるので、引き続き、男性の参画を促す初心者向けの内容の講座の実施も行っていきます。子育て中の人も安心して参加できるように、保育室を活用した託児を実施していきます。
引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。	令和元年度は60名(男性17名、女性43名)の方が受講しました。修了生は、大学の講座を通じて習得した知識や今までの経験を活かし、区民参画組織やさまざまなボランティア活動など、地域コミュニティの中で積極的に活躍しています。	引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。
【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。	【人権・男女平等参画担当】 平和青年団事業、平和展、巡回平和メッセージ展等の平和関連事業を実施し、平和都市を推進しました。	【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。

			事業名	事業内容
目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する	３　地域活動の場における男女平等参画の促進	２　国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74　平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】	平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。
			75　国際理解教育の充実 【指導室】	区立の全小・中学校に外国人講師を配置して国際科の授業を行い、英語によるコミュニケーション能力の育成とともに国際理解教育の充実を図ります。
			76　国際化の推進 【国際化・文化芸術担当】	国際化推進プランに基づき、区の国際化を推進します。一般財団法人港区国際交流協会を指導し、支援します。外国人相談業務を拡充します。外国人区民、大使館など及び国際交流団体等との連携の強化を図ります。
		３　誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	77　港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進 【交通対策担当】	旅客施設など公共交通機関について関係事業者のバリアフリー化の取組を推進するとともに、道路や公園施設、区有建築物について、施設管理者が「特定事業計画」を策定し、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの整備を実施します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【図書文化財課】 （みなと図書館） ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 （三田図書館） ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 （麻布図書館） ・平和映画会の開催 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 （赤坂図書館） ・平和映画会　８月11日 「狂気の戦場ペリリュー」 ・平和をテーマにした講座 ８月４日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 ７月27日～８月13日 （高輪図書館） ・平和映画会　８月16日 「さよなら、アルマ」 ・「平和」をテーマに資料の展示 ７月19日～９月16日 （高輪図書館分室） ・平和映画会の開催 ８月８日予定 ・平和に関する本の展示の開催 （港南図書館） ・平和映画会 ・平和特別展示	【図書文化財課】 （みなと図書館） ・平和映画会の開催　８月13日 ・平和特設展示　７月19日～９月１日 （三田図書館） ・平和映画会の開催　８月25日　「太平洋戦争」 ・平和特設展示　７月19日～９月18日　「平和」 （麻布図書館） ・平和映画会の開催　８月４日　「ふたりの贖罪　日本とアメリカ　憎しみを越えて」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 ７月19日～８月31日 （赤坂図書館） ・平和映画会　８月11日　「狂気の戦場ペリリュー」 ・平和講演会　８月４日　「フクシマの未来のお話」 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 ７月27日～８月13日　多目的ホール （高輪図書館） ・平和映画会　８月16日　「さよなら、アルマ」 ・「平和」をテーマに資料の展示 ７月19日～９月16日 （高輪図書館分室） ・平和映画会　８月８日　「ふたつの胡桃」 ・平和に関する本の展示　７月19日～８月14日 （港南図書館） ・平和映画会　８月18日　「バビロンの陽光」 ・平和特別展示　７月19日～８月14日　「平和を考える」	【図書文化財課】 （みなと図書館） ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 （三田図書館） ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 （麻布図書館） ・平和映画会の開催　８月２日 「飛べ！ダコタ」 ・「平和」をテーマに資料の展示 （赤坂図書館） ・平和映画会　８月９日 「まぶいぐみ」 ・平和をテーマにした講座 ８月８日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 ７月26日～８月14日 （高輪図書館） ・平和映画会　８月１日 「ひろしま」 ・平和講演会とパネル展示 「原爆を生きのびたヒロシマの木―被爆樹木」 ・講演会　７月31日 ・パネル展示 ７月17日～８月19日 ・「平和」をテーマに資料の展示　７月17日～９月14日 （高輪図書館分室） ・平和映画会　８月６日予定 ・平和に関する本の展示の開催 （港南図書館） ・平和映画会 ・平和特別展示
国際科新テキストの内容及び、次期学習指導要領を踏まえた評価規準を作成します。国際科カリキュラムに即したレッスンプランを作成します。	国際科検討委員会において、区独自教材である国際科新テキスト「Tomorrow」の効果的な使用方法や指導計画について検討を行いました。また、国際科新テキストの内容及び、次期学習指導要領を踏まえたレッスンプラン及び評価計画を作成し、各小学校に配布しました。	実践をもとに、国際科新テキストの内容及び、学習指導要領を踏まえ、評価規準及び国際科カリキュラムに即したレッスンプランの充実を図ります。
港区国際化推進アドバイザー会議を２回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺います。 予定：日本人委員６名 （うち１名は座長） 外国人委員５名 ※男性委員：６名 （うち１名は座長） 女性委員：５名	港区国際化推進アドバイザー会議を２回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺いました。 日本人委員６名 ・男性委員３名（うち１名は座長） ・女性委員３名 外国人委員５名 ・男性委員３名 ・女性委員２名	港区国際化推進アドバイザー会議を３回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺うとともに、新プランに関する意見も伺います。 【予定】 日本人委員６名 ・男性委員３名 （うち１名は座長） ・女性委員３名 外国人委員５名 ・男性委員３名 ・女性委員２名
「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。	「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認しました。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行いました。	「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	3　地域活動の場における男女平等参画の促進	3　誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	78　子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 【土木課】	地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
			79　区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、平成31年度に豊岡町児童遊園の整備工事を行うため、公園の実施設計を行います。	令和元年度、本村公園の基本設計に区民意見を取り入れるため懇談会を実施し、基本設計・実施設計を行いました。豊岡町児童遊園については、契約不調により整備工事が実施できませんでした。	子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、令和２年度に本村公園の整備工事を行います。また、令和元年度に実施ができなかった豊岡町児童遊園の整備工事を行います。
【芝地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【芝地区総合支所管理課】 施設改修等の予定がなかったため、実施していません。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【麻布地区総合支所管理課】 新規開設施設には整備済です。施設改修計画の検討の際には授乳コーナー等の整備も考慮しました。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【赤坂地区総合支所管理課】 ２階、３階に設置している施設の適切な維持管理に努めました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。	【高輪地区総合支所管理課】 改修・改築時にあわせて整備検討しています。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 授乳スペース及びベビーベッド、キッズコーナーを設置済です。	【芝浦港南地区総合支所管理 当面整備する予定はありません。
【地域振興課】 今後も、改修・改築時に合わせ、施設の利用に応じた場所に設置できるようにしていきます。	【地域振興課】 ・大平台みなと荘 授乳スペース（客室で対応）、保育スペース設置済、ベビーベッド設置済 ・やすらぎ会館 授乳スペース（家族控室で対応）、ベビーベッド設置済 ・北青山コミュニティ施設 （施設は東京都から使用許可、会議室で対応）	【地域振興課】 今後も、改修・改築時にあわせ、施設の利用に応じた場所に設置できるようにしていきます。
【産業振興課】 引き続き、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また、現在検討されている新たな産業拠点（仮称）産業振興センターの整備にあわせて、積極的に配置していきます。	【産業振興課】 施設の改修・改築は行われませんでしたが、だれでもトイレでは授乳等の一部機能の利用が可能となっています。また、利用者の申し出があれば、休憩室等の空いている部屋を授乳場所等として利用することが可能です。	【産業振興課】 令和３年度に開設を予定している（仮称）産業振興センター整備にあたって、これらの設備を積極的に配置していきます。
【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【高齢者支援課】 令和元年度は改修・改築はありませんでした。	【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。
【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【障害者福祉課】 障害保健福祉センターでは、申し出があった場合には、空き室を授乳スペースとして利用可能です。	【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。
【生活衛生課】 引き続き、設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理の徹底を継続します。	【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理をの徹底を継続しました。	【生活衛生課】 引き続き、設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い維持管理の徹底を継続します。
【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターや子ども家庭支援センター所管の各施設において、授乳コーナーや保育コーナー、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置をしています。	【子ども家庭支援センター】 故障等により使用できないことがないよう、各施設の職員が随時点検します。

			事業名	事業内容
目標２　あらゆる場における男女平等参画を推進する	３ 地域活動の場における男女平等参画の促進	３ 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
			80 バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】	公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。
		４ 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【住宅課】 シティハイツ高浜について、併設施設のトイレにベビーベッド、ベビーチェアを設置することを、実施設計に盛り込みます。	【住宅課】 シティハイツ高浜について、４階障害者福祉サービス事務所提供スペース、５階小規模多機能型居宅介護施設、６階障害者グループホームにベッド（ベビーだけではなく、大人も対応可能なもの）及びベビーチェアを設置することを実施設計に盛り込みました。	【住宅課】 シティハイツ高浜は令和５年12月竣工予定
【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。	【環境課】 親子が気軽に来館できるように、キッズマットを設置していました。９月から特定天井改修工事実施のため、一時的に撤去しました。	【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。
【みなとリサイクル清掃事務所】 今後、清掃事務所、資源化センターの改修時にあわせて検討していきます。	【みなとリサイクル清掃事務所】 令和元年度は施設の改修・改築はありませんでした。	【みなとリサイクル清掃事務所】 今後、清掃事務所、資源化センターの改修時にあわせて検討していきます。
【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。	【施設課】 竣工した「元麻布保育園」にベビーチェア１台及びベビーベッド９台並びに「伝統文化交流館」にベビーチェア２台及びベビーベッド１台を設置しました。 工事中の「高輪台小学校増築」にベビーチェア１台及びベビーベッド１台、「子ども家庭総合支援センター」にベビーチェア10台及びベビーベッド７台（備品）、「あいはーと」にベビーチェア１台、ベビーベッド１台を設置する予定です。	【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。
【人権・男女平等参画担当】 保育室開放を、これまでの月曜日のみから平日毎日に拡大し、常勤保育士を配置することで、乳幼児連れでの来館を促します。 定着している隔月の「絵本の森」に加えて、隔月で「わらべ歌の会」を開催します。 寛いだ子ども連れの場を提供することで、「孤独な子育て」からくるストレスを防ぎます。父親の子育ても積極的に応援します。	【人権・男女平等参画担当】 保育室開放を月曜日のみから平日毎日に拡大し、かつ、常勤の保育士への子育て相談ができることも月を追うごとに周知され、子育て世代に身近な施設として認知されてきました。奇数月月末開催の「絵本の森」に加えて、今年度新たに偶数月に「みんなであそぼう！」を開催しました。毎月末に子育て世代が参加できる講座の開催により、リーブラへ初めて来館する人が増えました。母親だけでなく父親のリーブラへの来館のきっかけとなり、保育室利用から、他の主催講座の参加にもつながりました。	【人権・男女平等参画担当】 保育室利用について、フェイスブック、インスタグラム等のSNSでの告知などにより、若い世代にも広く周知していきます。母親だけでなく、父親の来館しやすい雰囲気、講座への参加につながるような案内を行います。「みんなであそぼう！」では、映画会の実施など、新たな企画で興味を持ってもらえるように工夫します。
【契約管財課】 昨年度設置した設備を維持管理し、改善点等の把握・工夫に努めます。	【契約管財課】 令和元年度に、新たな設置はありません。	【契約管財課】 引き続き、設置した設備を維持管理し、改善点等の把握・工夫に努めます。
【生涯学習スポーツ振興課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【生涯学習スポーツ振興課】 令和元年度中の改修はありませんでした。 授乳コーナーについては専用スペースは設置されていませんが、必要に応じて代用可能な場所を案内し利用しています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、一時保育会場として館内の適当な箇所を利用しています。	【生涯学習スポーツ振興課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。
【図書文化財課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【図書文化財課】 令和元年度中の改修はありませんでした。 授乳コーナーについては、専用スペースとして設置されていない場合、代用可能な場所を案内し利用しています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、館内の適切な場所を一時保育会場として利用しています。	【図書文化財課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。
引き続き、港区バリアフリーマップを多くの人に活用してもらえるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。	高齢者、障害者、乳幼児と同行する人等誰もが安心して外出できるよう区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報等をまとめた「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページに掲載し、随時更新することで周知を図りました。	引き続き、港区バリアフリーマップを多くの人に活用してもらえるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。
【芝地区総合支所協働推進課】 平成31年度は芝地区総合防災訓練において子育て世帯や女性の来場者を増やすためのブース作りに注力します。また、町会単位の小規模な防災訓練、イベント活動に対しても積極的に支援し、より幅広いターゲットに防災知識を普及・啓発します。	【芝地区総合支所協働推進課】 芝地区総合防災訓練では、女性視点に立った防災知識の普及・啓発を行っているNPO法人に出展してもらい、ローリングストックによる無理のない備蓄方法などを推進しました。また、はしご車乗車体験や、大声コンテストなど子どもが楽しめる出展内容を工夫したことにより、子育て世代の女性参加につながりました。	【芝地区総合支所協働推進課】 さらなる女性参画推進のため、防災訓練における出展ブースの拡充や、重い資器材を扱う訓練の割合を考慮します。

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。
		5 環境分野における男女平等参画の推進	82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】	防災対策については、これまでも女性の視点で提案された対策を防災計画に盛り込み、災害用女性専用トイレやウエットタオル等を備蓄してきました。今後も避難所マニュアル、防災計画等を女性、高齢者、障害者、外国人など様々な特性、年代の人々により一層配慮して見直していきます。
			83 男女ともに参画する環境学習の推進 【地球温暖化対策担当】	多様な属性や世代の区民が参加できる環境学習事業を実施します。
	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別役割分担意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重し可能性を引き出せる子育て講座等を実施します。
			85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織活動を支援します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 ・各協議会の女性メンバーから寄せられた避難所での生活に際して必要される対応や物資などに関する意見を、協議会の防災訓練や総合防災訓練等で生かせるよう準備し実践しました。 ・東京都が発行した東京くらし防災を啓発活動として周知しました。	【麻布地区総合支所協働推進 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の視点を取り入れます。
【赤坂地区総合支所協働推進課】 昨年度に引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制を構築していきます。また、防災訓練においても、女性が参加しやすい体制を検討及び実施していきます。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 地域防災協議会主催の避難所運営訓練では、女性に配慮した役割分担とする等、女性が参加しやすい体制で実施しました。また、避難所運営マニュアルの見直しにあたっては、女性の視点を取り入れ、避難所生活に配慮しました。	【赤坂地区総合支所協働推進 昨年度に引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制を構築していきます。また、防災訓練においても、女性が参加しやすい体制を検討及び実施していきます。
【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の視点を取り入れます。	【高輪地区総合支所協働推進課】 各協議会の女性メンバーから寄せられた避難所での生活に際して必要される対応や物資などに関する意見を、協議会の防災訓練や総合防災訓練等で生かせるよう準備し実践しました。	【高輪地区総合支所協働推進 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の視点を取り入れます。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 港区総合防災訓練において、芝浦港南地区で開催される芝浦・港南・台場会場で、女性の視点に配慮した防災対策と題し、女性専用トイレ・プライベートルーム等を展示し、普及啓発をしました。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。
引き続き、女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた誰にでも優しい防災対策を進めていきます。	令和元年度は乳幼児、高齢者向けのおむつや生理用品の備蓄、また障害者向けのおんぶひも、障害者や外国人と意思疎通を図るためのコミュニケーションボードの配備をし、さまざまな特性や年代の人に配慮した物資の整備を行いました。	引き続き、女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた防災対策を進めていきます。
区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。	区主催の緑のカーテン講習会及び家庭向け省エネセミナーにおいて、複数回開催するうちの一部で一時保育を実施し、また、土曜日の開催も設けました。 エコプラザ主催事業は、多数の講座を土・日曜日に開催し、対象者は幼児から大人まで幅広く募集しました。	区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。
保育園・幼稚園・学校向けの出前講座を実施します。区内の保育園・幼稚園保護者、職員に向け、「気持ちの本」を用い、自分の感情を大切にし、素直に表現してよいことを理解させます。感情表現におけるジェンダーバイアスに気づき、平等やジェンダーの視点を踏まえた子育て講座を提供します。	教育を行う側である教育関係者への男女共同に関する理解促進を図り、園児個々の能力を性別による区別なく活かせる生活指導、進路指導に取り組めるよう、「気持ちの本」を用いたワークショップを実施しました。さまざまな気持ち（感情）表現が理性にもつながる重要な役割を果たしていることを周知することができました。本を使用したワークショップ形式の参加型講座は理解しやすかったという声が多く寄せられました。	保育園・幼稚園・学校向けの出前講座を実施します。区内の保育園・幼稚園保護者、職員に向けた講座を提供します。テーマは以下を想定しています。 1.小学校向け「子どもへの暴力防止ワークショップ」 2.小学校向け『気持ち』を大切にするワークショップ 3.中学校以上「デートDV予防講座・SOGI理解促進講座・性を考える講座」 4.高等学校以上「キャリアデザイン講座」
【保育課】 引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をするとともに、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。	【保育課】 保育の質の充実や職員の意識向上に向けた研修を実施しました。	【保育課】 引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をするとともに、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。
			86 学校教育における男女平等教育の推進 【指導室】	区立小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
			87 ふれあい体験の充実 【指導室】	総合的な学習の時間等を利用し、区内保育園、幼稚園と区立学校との連携により幼児と触れ合う機会をつくったり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の幼児、児童生徒に提供します。
			88 性教育の推進 【指導室】	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。
			89 生活力を身につける教育の実践 【指導室】	総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的生活習慣を身につけ、生きる力を醸成します。
			90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。
			91 私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【庶務課】	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【教育指導課】 教育指導課訪問や幼児教育研修会などを通じて、教員の指導力を向上させることにより、発達段階に応じた友達との遊びや生活の中で互いのよさを認め合い、個性と能力を伸長させるなど男女平等を進める教育の充実を図ります。	【教育指導課】 教育人事企画課訪問や幼児教育研修会などを通じて、教員の指導力を向上させることにより、発達段階に応じた友達との遊びや生活の中で、互いのよさや違いを認め合い、個性と能力を伸長させるなど男女平等を進める教育の充実を図りました。	【教育指導課】 教員の指導力や意識を向上させることにより、互いのよさを認め合い、個性と能力を伸長させるなど男女平等を進める教育のさらなる充実を図ります。
継続して、各幼稚園・小中学校における男女平等教育の充実を図り、幼児、児童・生徒が男女平等感覚を身に付けられるよう指導の充実を図ります。	各小中学校で特別の教科「道徳」を核として、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた授業を実施しました。	継続して、各幼稚園・小中学校における男女平等教育の充実を図り、幼児、児童・生徒が男女平等感覚を身に付けられるよう指導の充実を図ります。
継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。	すべての幼稚園・小中学校において、中学校区を単位として幼稚園と小中学校が連携した教育を教育課程に位置付けて推進しています。中学生による園児への保育実習や園児の小学校運動会への参加、避難訓練の合同実施などの交流を通して、ふれあい体験活動の充実を図りました。	継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。
継続して、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。 さらに、性的マイノリティに配慮した中学校の標準服の在り方についてＰＴＡや校長会との協議をすすめます。	学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みました。 さらに、性的マイノリティに配慮した中学校の標準服の在り方についてＰＴＡや校長会との協議をすすめています。	小学校では今年度、新しい学習指導要領が本格実施となりました。引き続き、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、多様性を認識するとともに、相手を思いやる心を育みます。
継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。	小学校就学前の幼少期から発達段階に応じて、家庭と連携しながら基本的生活習慣の確立に向けて指導しています。 小学校入学後は、生活科の授業等で、自分の生活を振り返り、実感させる機会を設けるほか、家庭科の授業ではより良い家庭生活について主体的に考えさせる機会を設けています。	継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。
継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるとともに、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を向上させる授業が展開できるよう研修内容の充実を図ります。	区立幼稚園、学校の教員を対象に課題への理解を促し、実践力を育成する人権尊重教育研修会を年間３回実施し、男女平等意識を醸成しました。	継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるとともに、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を向上させる授業が展開できるよう研修内容の充実を図ります。
【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。	【人権・男女平等参画担当】 学校向け出前講座として、区内私立学校へは、明治学院高等学校教師向け講座として、「教育における男女平等参画」をテーマにセンター長が講師として実施しました。参考資料や啓発冊子等を用いて、SDGs、ジェンダーギャップ、教育現場等、他校での実践例等の紹介、教育目的のリーブラ活用を紹介しました。区内私立学校へ学校向け出前講座の周知を図り、リーブラの活用について広く広報を行いました。また、デートDV予防講座等の主催講座のチラシ・ポスターを教育委員会を通して区内各学校へ配布しました。	【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。
【教育長室】 さまざまな機会をとらえて、文部科学省や東京都の通知により、周知を行っていきます。	【教育長室】 東京都生活文化局私学部私学行政課から依頼があった、人権教育に関する研修の実施等の通知について、各私立幼稚園に周知を図りました。	【教育長室】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画に関する情報提供を行います。

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	2 生涯学習における男女平等参画の推進	92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
			93 男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座を様々に工夫して実施し、情報提供や学習機会の提供を充実します。
	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。
			95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。毎回、男女平等参画に関するテーマを定め、広く区民に読まれる紙面づくりに努めます。 図書資料室の資料を、講座や月ごとのテーマにあわせて特集コーナーを設け、利用者の学びの機会を提供します。 館内掲示SNSによる情報発信に取り組みます。 シアターリーブラを隔月で実施します。	男女平等参画情報誌「オアシス」では、ジェンダーギャップ指数世界１位のアイスランドの施策や、家庭内のジェンダーバイアスやDVの啓発、港区内町会・自治会の男女平等参画推進、LGBTの理解促進やみなとマリアージュ制度等を特集しました。「オアシス」の中でも、男女平等参画センターにゆかりの深い人から寄稿された、おすすめの書籍の紹介を掲載しています。講座毎に担当コーディネーターや、講座の講師が選定した書籍を展示、紹介し、講座受講者以外にも広く講座を補完できるようなコーナーを設けています。 シアター・リーブラは隔月で５回実施しました。	男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。時世のニーズに合わせた特集記事の掲載を心がけます。図書資料室では新たに心のサポートルームに関連したコーナーを設け、相談室との連携を図り、相談者や資料室利用者の課題解決にあった図書の選定を行います。レファレンスや図書コーナーの分かりやすい表示等、より貸出につながる図書資料室をめざします。
各種講座に加え、男女平等参画について主体的に学ぶ継続的な「学習会」を開催いたします。	港区の男女平等参画などについて学ぶ「港区学習会」を実施しました。また、参加者がテーマを設定し、研究を深めていくゼミナール形式の「リーブラ・ユース部」を実施し、若い世代にも参加してもらうことができました。幅広い世代に対して、情報提供や主体的な学習機会を提供しました。	各種講座に加え、男女平等参画について主体的に学ぶ機会の提供として「港区学習会」と「リーブラ・ユース部」を継続して実施します。「リーブラ・ユース部」は、若年層の新規利用と男女平等参画センターの周知を広く行っていく上で、核となる講座であり、他主催講座への参加へつなげていきます。
ジェンダーギャップ指数上位の国の取組に学ぶ連続講座を実施します。 区内外国大使館の協力のもと、国際女性デーに合わせたイベントを実施します。	ジェンダーギャップ指数上位の国の取組に学ぶ講座として、「北欧から学ぶジェンダー平等」講座を実施しました。「オアシス」では、アイスランド大使館の協力のもと、「アイスランドの男女平等」をテーマに特集しました。 また、国際女性デーにあわせて、港区内外国大使館（アイスランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、スペイン、ドイツ）による推薦図書の展示、アイスランド大使館職員による講演を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を延期しました。	男女平等参画情報誌「オアシス」を発行し、啓発記事を掲載します。男女平等参画に関するさまざまな情報を館内に掲示することで、来館者への情報提供と啓発を目指します。また、引き続き国際女性デーにあわせてイベントを実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「企業向けワーク・ライフ・バランス講演会」をシンポジウム形式で推進企業認定式とともに行い、推進企業の具体的な取組事例を学ぶことで、男性や企業のトップへの意識改革のために働きかけました。「育休復帰準備講座」「小１のかべはこわくない！講座」では、夫婦の課題として、女性だけに負担がかからないよう、講座への夫婦参加を意識して広報を行いました。館内の手に取りやすい場所に、男性に働きかけるようなリーフレットを配架し、意識してもらえるように工夫しました。 ・企業向け出前講座等でパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、SOGIハラスメント等ハラスメントについての講座を開催し、企業トップの意識改革へ意識啓発を行いました。主催講座「人事総務部門に求められるハラスメントのない働きやすい職場環境づくり」「SOGIハラスメントの基礎とその防止対策講座」では、ハラスメントのない職場づくりについて企業のトップへの意識啓発を行いました。館内の手に取りやすい場所に、ハラスメントに関してのリーフレットを配架し、意識してもらえるように工夫しました。		
【人権・男女平等参画担当】 男性の家庭参画及び地域参画を促す講座を実施します。 参画意識の高い人だけではなく、これまで家庭や地域での役割に疎遠に過ごし、身の回りの家事等にも疎い男性が、最初の一歩を踏み出せるようなきっかけづくりとなる講座を実施します。	【人権・男女平等参画担当】 男性の家庭参画及び地域参画を促す講座として、「簡単料理入門講座」「男性の子育て」「家事入門講座」「男性の地域参画」講座を実施しました。それぞれの講座に、初めてリーブラの講座に参加した人で、かつ料理の初心者やこれから地域参画を目指そうとする男性が多く、家庭参画や地域参画のきっかけとしてリーブラの機能が果たせたと考えます。	【人権・男女平等参画担当】 「男性向けの家事・育児」「男性向けの介護」「男性向けの地域参画」「男性学を学ぶ」「シングルファザー向け講座」をテーマに、男性の家庭参画及び地域参画を促す講座を実施します。参画意識の高い人や今後参画を考える人に対しきっかけづくりとなることを目指します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・「企業向けワーク・ライフ・バランス講演会」をシンポジウム形式で推進企業認定式とともに行い、推進企業の具体的な取組事例を学ぶことで、男性や企業のトップへの意識改革のために働きかけました。 ・企業向け出前講座等でパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、SOGIハラスメント等ハラスメントについての講座を開催し、企業トップの意識改革へ意識啓発を行いました。		
【国保年金課】 引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。	【国保年金課】 情報提供、情報収集を行いました。	【国保年金課】 引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・男性の意識と職場風土の改革として、職場生活、家庭生活の両立による女性の活躍推進の向上意識の改革に努めました。 ・職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。		

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
			97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。あわせて介護を行う側も性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、引き続き啓発に努めます。	【介護保険課】 介護保険制度全般について、普及啓発用パンフレットを活用して必要な情報の周知を行い、本人・家族が性差に捉われず社会参加できるように努めました。	【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービスを周知し、男女の別なく介護保険サービスを受けられるように努めます。あわせて介護を行う側に対しても性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、引き続き啓発に努めます。
《女性の活躍推進に関する取組》 職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。		
【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。	【人事課】 性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理として、適材適所の配置管理や成績主義による選考等の実施を徹底しました。	【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。
《女性の活躍推進に関する取組》 男性職員の育児休業の取得推進や女性職員の積極的な登用、女性職員が自身のキャリアを主体的に形成できるよう主任職昇任ガイダンスの開催により、仕事と家庭の両立を図り、職員の誰もがいきいきと働くことができる働きやすい職場づくりに取り組みました。 令和元年６月６日開催のハラスメント研修を実施し、固定的な性別役割分担意識の払拭など、ハラスメントのない職場の実現に取り組みました。		
引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。	苦情等申し出は０件でした。	引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 苦情等申し出は０件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。		
【人権・男女平等参画担当】 ドメスティック・バイオレンスと虐待など、解決や予防のためには、複数の機関が連携することが重要です。「こころのサポートルーム」に寄せられるさまざまな相談を適切な機関につなげることができるように、連携を深めます。 連携の重要性とその方法について、相談員研修を充実させます。	【人権・男女平等参画担当】 毎月第３木曜に行う相談員の研修に講師として、港区の関係課（家庭相談センター、子ども家庭支援センター）及び関係機関（警視庁、法テラス）の職員を講師に招き、各組織の体制と連携体制など共有しました。 DV相談に潜む児童虐待対応にも対応できるように、要保護児童対策地域協会などに出席し、虐待されている児童を地域で支援する体制の連携を図りました。	【人権・男女平等参画担当】 引き続き男女平等参画の観点からの問題点等の解決に向け、関係各課及び関係機関との連携を積極的に図り、関係機関との合同の相談員研修など支援体制の充実を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談員研修により、相談員の知識を高め、関係機関との連携を図りながら、相談者の課題解決へつなげる相談室運営を心がけました。		
【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。	【芝地区総合支所区民課】 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。	【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。		
【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を順守しながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り支援を行います。	【麻布地区総合支所区民課】 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援を実施しました。	【麻布地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 支援部からの報告並びに、支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援を実施しました。		

			事業名	事業内容
目標2　あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
			98 人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、子どもの人権問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。	【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を取り、支援を実施しました。	【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係では、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな保健福祉サービスの受付や相談の業務を行っています。対象業務に関連した相談や、対象業務外の問い合わせに対しても、可能な限りの情報提供や担当部署・関係機関の紹介に努めています。（例：子育て支援、ひとり親支援、DV相談などに関する情報提供・関係機関紹介など）		
【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。	【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に不安や悩みのある人をはじめ、高齢者や、障害児等で精神疾患のある家族がいる場合には、高齢者相談センターや子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、家庭訪問等を行い、健康状態や生活環境を把握し、今後の生活に必要な支援を行いました。	【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。		
【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施しました。	【芝浦港南地区総合支所区民 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じ、支援部をはじめ高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課および各機関と連携を図りながら、対象者の支援を行いました。		
【子ども家庭課】 引き続き、男女平等参画の観点を大切にした支援を実施します。	【子ども家庭課】 男女平等参画センター（リーブラ）や子ども家庭支援センターとの連携を密にし、相談者の課題解決に向けた支援を行いました。	【子ども家庭課】 引き続き、男女平等参画の観点を大切にした支援を実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談者の話を丁寧に聴き取り、相談者の気持ちに寄り添った支援を行っています。 また、より適切な相談機関がある場合には、相談者の意思を確認したうえで、関係機関に情報提供するなどし、相談そのものが円滑に行われるよう心がけています。		
【教育指導課】 継続して関係各課及び関係機関と連携を図りながら、男女平等参画への支援を充実させていきます。	【教育指導課】 各相談窓口でさまざまな相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について明らかにし、関係各所及び関係機関と連携、連絡を取りながら解決しました。	【教育指導課】 継続して関係各課及び関係機関と連携を図りながら、男女平等参画への支援を充実させていきます。
《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園、小・中学校において、各家庭の子育て上の問題について、スクールカウンセラーが相談に応じたり、子ども家庭支援センターや教育センターを紹介しました。		
人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。	人権擁護委員による人権身の上相談を実施しました。 相談件数　１件	人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。

目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

施策の方向	事業名
課題１　人権を尊重する意識の醸成と擁護	
１　あらゆる暴力を防止するための意識啓発･情報提供	99 人権尊重に関する意識啓発 100 ストーカー行為に関する意識啓発 101 児童虐待に関する意識啓発 **102 女性のための防犯講座の実施《新規》**
２　あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 104 女性・子ども・家庭の相談充実 96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）
３　性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	**105 性的マイノリティに関する意識啓発《新規》**
課題２　配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	
１　暴力防止教育と啓発 責任項目６	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 **108 デートＤＶに関する意識啓発《新規》**
２　早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲） 109 ＤＶ被害者支援体制ネットワークの充実 110 国際化に対応した相談体制
３　被害者を安全に保護する体制の整備	111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実
４　被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	**112 ＤＶ被害者の各種手続きの支援《新規》** **113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知《新規》** **114 ＤＶ被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援《新規》** 34 ホームヘルプサービスの充実（再掲） 115 被害者へのカウンセリングの実施 116 二次被害防止体制の構築 37 母子生活支援施設入所実施（再掲） 38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲） 39 児童扶養手当の支給（再掲） 40 ひとり親就労支援の実施（再掲）
５　子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 **118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実《新規》**
６　相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 責任項目７	119 相談から自立までの一貫した支援 120 加害者更生プログラムの情報提供 121 相談員の体制と研修の充実 122 ＮＰＯと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用
課題３　メディアにおける人権の尊重	
１　メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用 124 メディアへの働きかけ
２　メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 **126 情報モラル教育の推進《新規》**
課題４　生涯を通じた男女の健康支援	
１　年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施 128 健康手帳の交付 129 健康診査・各種がん検診の実施
２　互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供 131 性感染症等に関する啓発・情報提供
３　女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 133 母子健康手帳の交付と健康相談 134 両親学級など母子健康教育 135 妊娠に関する費用の助成 136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問） **137 産後母子ケア事業《新規》** 138 養育支援訪問事業の実施

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	１ 人権を尊重する意識の醸成と擁護	１ あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	99 人権尊重に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画条例の基本理念の第一が人権の尊重と性別による差別的取扱いの解消です。性同一性障害者を含むすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることができる地域社会をつくるために、広報誌等を活用して意識啓発をさらに進めます。
			100 ストーカー行為に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	広報誌への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
			101 児童虐待に関する意識啓発 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】	児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくいため、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。
			102 女性のための防犯講座の実施 【危機管理・生活安全担当】	痴漢やひったくり、リベンジポルノ、強制わいせつなど、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を実施します。
		２ あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】	区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。	憲法週間及び人権週間記念講演と映画のつどいや広報みなと、ホームページを活用して啓発しました。 ・憲法週間記念講演と映画のつどい 令和元年５月９日（木） 高輪区民センター区民ホール　177名参加 ・人権週間記念講演と映画のつどい 令和元年12月13日（金） 高輪区民センター区民ホール　169名参加	広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。
性暴力被害の予防と拡大防止のための講座を実施します。 展示や男女平等参画情報誌「オアシス」、ホームページやSNSで啓発に努めます。 被害者バッシング等、性被害に関わる二次被害防止のための啓発にも取り組みます。 被害者回復支援講座等、トラウマからの回復支援の講座及び、回復に資する「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」を実施します。	「軽視される痴漢問題～性暴力が許されない社会を目指して」「知らないうちにプライベートな写真が拡散？！～インターネットの普及によるデジタル性暴力から身を守る」を開催しました。また、男女平等参画情報誌「オアシス」での啓発を行いました。講座では、深刻化するデジタル社会での性暴力からの身の守り方を学び、アンケート結果から、具体的な対処方法を得ることができ、高評価を得ることができました。	「職場以外のハラスメント講座」「性暴力被害者支援発講座」「被害者支援者養成講座」を実施します。また、「アロハ・ヒーリング・ヨーガ®」を実施します。
【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化と、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議を開催するとともに、家族支援のあり方や発達障害の保護者とのかかわり方等をテーマに関係機関向け研修を実施します。 また、８月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。	【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の実務者会議２回と関係者向け研修５回を実施し、医療、保健機関、教育委員会、民生・児童委員など関係機関との情報共有など連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。 「いじめ・児童虐待防止イベント」は８月に３回実施しました。また、区民まつりの「いじめ・虐待防止キャンペーン」で啓発品を配布し区民周知する予定でしたが、台風により中止になりました。	【子ども家庭支援センター】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえながら、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化と、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議を開催するとともに、家族支援のあり方や発達障害の保護者とのかかわり方等をテーマに関係機関向け研修を実施します。 また、９月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。
【人権・男女平等参画担当】 リーブラフェスタの主題講演において、女性と子どもの人権をベースとした暴力防止の講演会を実施します。かつての被虐待体験によるトラウマからの回復支援の講座及び、回復に資する「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」を実施します。保育士の正社員雇用配置と、平日の保育室開放により、子育て相談を日常的に受けられるようにします。	【人権・男女平等参画担当】 リーブラフェスタにおいて、児童虐待に関する意識啓発をメインテーマにした主題講演を行いました。その講演内容を、男女平等参画情報誌「オアシス」に掲載しました。 また、「女性のためのDV予防講座」の中で、児童虐待についても学習・意識啓発を図りました。 かつての被虐待体験によるトラウマからの回復支援も目的とした「アロハ・ヒーリング・ヨーガ®」（体験講座、計８回）を開催しました。 推進団体による「DV根絶パネル展」を実施しました。 正社員の保育士を配置し、平日の保育室開放により日常的な子育て相談や、「みんなであそぼう」「絵本の森」事業においても参加者から子育て相談を受ける相談体制を充実させました。講座内容の充実や、保育室の利用拡大により、地域住民のリーブラの認知度をあげ、身近な施設として感じてもらえるようになったことが、アンケート結果等からうかがえました。	【人権・男女平等参画担当】 「DVに対する意識啓発講座」を実施し、予防・早期対応や相談窓口について普及、啓発を行います。 「アロハ・ヒーリング・ヨーガ®」の開催、保育士による、平日の保育室開放による日常的な子育て相談や、「みんなであそぼう」「絵本の森」事業での子育て相談を行います。
港区生活安全行動計画に基づき、区民防犯研修会のプログラムに、女性が被害者となりやすい犯罪の特徴と手口、被害の防止法等を盛り込みます。	令和２年３月に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業を中止しました。	港区生活安全行動計画に基づき、区民防犯研修会のプログラムに、女性が被害者となりやすい犯罪の特徴と手口、被害の防止法等を盛り込みます。
【人権・男女平等参画担当】 「職場におけるハラスメント防止」「セクシュアルハラスメント予防・啓発講座」「アサーティブネス講座」を実施します。 単なるHow toではなく、「人権」という土台の上に他者を尊重する意識啓発に取り組みます。	【人権・男女平等参画担当】 パネル展では、推進団体より12組レンタルし男女平等参画センター（リーブラ）入口にインパクトのある展示をしました。女性に対する暴力防止運動にあわせ、意識啓発のためのシンボルである、パープルリボンを周知し、それにあわせ「アサーティブなコミュニケーションを学ぶ～自分も相手も大切にした対人関係～」講座を実施しました。家庭、職場、地域にて自分も相手も大切にする対等なアサーティブトレーニングコミュニケーションを行いました。	【人権・男女平等参画担当】 「職場以外のハラスメント講座」「性暴力被害者支援発講座」「被害者支援者養成講座」を実施します。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】	区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。
			104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人事課】 引き続き、区がハラスメント防止要綱に掲げる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を中心に、あらゆるハラスメントの防止に向けて、ハラスメント防止週間を６月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。	【人事課】 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を６月に実施し、あわせて、各課の庶務担当係長を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。各課庶務担当係長は、課内の全職員に対し、職場内研修を実施し、意識啓発と浸透を図りました。	【人事課】 引き続き、区がハラスメント防止要綱に掲げる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を中心に、あらゆるハラスメントの防止に向けて、ハラスメント防止週間を６月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。
【教育指導課】 継続して、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等による啓発を進めることにより、職場だけでなく地域や学校でも起こるセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。	【教育指導課】 区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図りました。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知しました。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めました。	【教育指導課】 継続して、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等による啓発を進めることにより、職場だけでなく地域や学校でも起こるセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。
【子ども家庭課】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携しして、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。	【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター（リーブラ）と協働して、相談者及び子どもの課題の解決に努めました。	【子ども家庭課】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携しして、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。
《女性の活躍推進に関する取組》 ＤＶ被害者等心身にダメージを負った相談者や子どもの話を傾聴し、回復に向けたステップを歩み出せるように安全に配慮した支援を行っています。 また、より適切な相談機関がある場合には、相談者の意思を確認したうえで、関係機関に情報提供するなどし、相談そのものが円滑に行われるよう心がけています。 令和２年度には、相談員が業務委託から会計年度任用職員になり、さらなる連携の強化を行います。		
【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなとへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭を訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。	【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット・子ども向けリーフレットの増刷、配布については、計画通り実施し、各機関への周知をはじめ、配布することで区民に各相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 計画通り、専門講師による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップにつながりました。	【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなとへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知しました。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 臨床心理士による心理相談日を週３回から６回に増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じています。 また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図っています。		

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	１ 人権を尊重する意識の醸成と擁護	２ あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
		３ 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	105 性的マイノリティに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	身体の性（生物学的性）と心の性（性の自己意識）が一致しない、恋愛等対象の性が異性ではないなど性のあり方は多様です。性同一性障害、性的指向が同性または両性等の性的マイノリティといわれる人々への理解を深め偏見と嫌がらせをなくすため、広報誌や講座等で啓発を進めます。
	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	１ 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人権・男女平等参画担当】 心のサポートルームの相談機能を充実させます。相談員の質の向上と他機関との連携強化に取り組みます。 ホームページやSNS、ポスター掲示、リーフレット配布、女子トイレへのカード設置などにより、相談できることの周知に努めます。 保育士の正社員雇用配置と、平日の保育室開放により、子育て相談を日常的に受けられるようにします。	【人権・男女平等参画担当】 心のサポートルームに子ども連れで面談相談に来た人が、ゆっくりと相談できるようにするために、保育室の利用を促し実施しました。保育室開放の充実とともに、柔軟な対応ができるのは、リーブラ保育室専属の保育士が常駐しているからであり、今後とも保育室を活用した対応を心がけます。 心のサポートルームの周知のために、相談室の案内カードをリーブラ施設内及び講座での配布、港区内の関係各課（子ども家庭支援センター、子ども家庭支援センター、みなと保健所等）及び関係機関（東京ウイメンズプラザ等）の窓口に配置してもらいました。	【人権・男女平等参画担当】 リーブラ図書室に、「心のサポートルームの相談員おすすめ本」などの図書コーナーを設け相談室を周知するとともに、相談者に対し、レジリエンス、生き方、ハラスメント等の講座を紹介し、相談効果を高めることを目指します。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談員研修により、相談員の知識を高め、関係機関との連携を図りながら、相談者の課題解決へつなげる相談室運営を心がけました。		
【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。	【教育指導課】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。また電話相談においても緊急性の高い事案では、各幼稚園、小・中学校や、子ども家庭支援センターへの情報共有を図りました。	【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 教育センターの相談において、児童虐待が疑われた場合、学校への情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センターと連携して対応しました。		
引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。	苦情等申し出は０件でした。	引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 苦情等申し出は０件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。		
LGBTの理解者を増やすための講座、企業の総務や人事等、LGBT施策担当者のための入門講座を実施し、性的マイノリティに対する人権尊重啓発に努めます。 男女平等参画情報誌「オアシス」特集号のテーマとして取り上げます。	SOGIハラを含めた「人事・総務部に求められるハラスメントのない働きやすい職場環づくり（企業向け）」「職場におけるハラスメント防止講座」を実施したほか、「LGBT出張授業」「LGBTに対する社内制度や風土づくり（在勤者及び企業向け）」「LGBT講演会（岡部鈴氏『総務部長はトランスジェンダー』著者）」を行いました。 また、男女平等参画社会情報誌「オアシス」では、LGBTの理解促進やみなとマリアージュ制度等を特集し、多様な社会に求められる情報を提供することができました。	LGBTの理解促進講座、企業の総務や人事等、LGBT施策担当者のための講座、出前講座、教育現場での取組紹介講座等を実施し、性的マイノリティに対する人権尊重啓発に努めます。 みなとマリアージュ制度の周知を図るため、関連講座に制度の説明を盛り込みます。またマリアージュ制度の研修等により職員個々の学びを深め、丁寧な区民への対応を心がけます。
【人権・男女平等参画担当】 正社員の相談員を複数配置することで、心のサポートルームでのDV相談と事業との連携を深め、相談者に資する講座や展示、図書資料等を充実させます。 リーブラフェスタ主題講演、DV予防講座、性暴力被害予防講座、離婚講座、シングルマザー支援講座等を実施します。	【人権・男女平等参画担当】 「デートDV予防トーク＆ライブ」「リーブラフェスタ主題講演」「シングルマザーエンパワメント講座」を開催しました。講座参加者に相談室を案内し、課題解決の一歩につなげました。	【人権・男女平等参画担当】 女性への暴力防止月間のパネル展示を行います。「DVに対する意識啓発講座」「シングルマザー支援講座」、新たに、「シングルファーザー支援講座」を行い、女性だけでなく、男性も含めた相談室との連携事業を行います。
【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からＤＶについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。	【芝地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り対応しました。また、正しい知識の習得のために情報収集し、適切な対応に努めました。	【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	１ 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。
			107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 【子ども家庭課】	外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。
			108 デートＤＶに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【子ども家庭課】	ストーカー行為や婚姻後のDVにつながるデートDVについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、パンフレット等を配布し情報提供に努めるとともに、職員のドメスティック・バイオレンス理解の促進に努めます。	【麻布地区総合支所区民課】 ドメスティック・バイオレンスに関する啓発パンフレット等を窓口で配布して、情報提供をするとともに、担当者会を通じて、職員のドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識の習得に努めました。	【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、パンフレット等を配布し、情報提供に努めるとともに、職員のドメスティック・バイオレンス理解の促進に努めます。
【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。	【赤坂地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、情報提供に努めました。研修や講演会は、業務の状況により十分参加できませんでしたが、要保護児童対策実務者会議などにより最新の情報の把握、連携に努めています。	【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。
【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。	【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つため、研修の実施や支援措置担当者会の内容を担当者から随時情報を提供することで、係全体で情報を共有し、意識の啓発に努めました。	【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。
【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 フロア案内業務絵の通訳や多国言語タブレットにより、外国人にも適切に業務案内を行うとともに、日本人と同様に、区の男女平等・人権施策を理解し協力してもらえるよう、支所の区民課から発信に努めました。	【芝浦港南地区総合支所区民 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供に努めます。
【子ども家庭課】 ６月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。 また、手に取りやすく、かつ持ち歩いても目立たないリーフレットを作成し、若年者を中心とした啓発活動の強化を図ります。	【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスのガイドブック配布による啓発活動を通年で行いました。 また、６月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動月間にあわせて、関連部署と連携し、リーフレットの配布を行いました。	【子ども家庭課】 ６月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。 また、手に取りやすく、かつ持ち歩いても目立たないリーフレットを作成し、若年者を中心とした啓発活動の強化を図ります。
引き続き、外国語を母国語とする相談者のために、日本語のほか、英語、中国語、韓国語のリーフレットを整備します。 タブレットを利用した相談体制を整備します。	引き続き、外国語を母国語とする相談者のために、日本語のほか、英語、中国語、韓国語のリーフレットを整備しました。	引き続き、外国語を母国語とする相談者のために、日本語のほか、英語、中国語、韓国語のリーフレットの内容を精査しよりわかりやすく整備します。 タブレットを利用した相談体制を整備します。
【人権・男女平等参画担当】 若年女性の参加しやすい夏休み期間中に、デートDV予防講座を実施します。 学校向け出前講座としてデートDV予防をテーマに掲げた事業を実施します。	【人権・男女平等参画担当】 「デートDV予防トーク＆ライブ」を行い、若年層への意識啓発に努めました。デートDVがどのようなものであり、身近に起こる問題として認識してもらうように、講座の実施とともに、パンフレット等情報資料の配架を行いました。	【人権・男女平等参画担当】 学校向け出前講座として「デートDV予防講座」を実施します。 学生向け講座の中で「デートDV」や「リベンジポルノ」についての意識啓発を行う講座を実施します。相談室と連携し、課題の解決へつなげます。
【子ども家庭課】 若年者向けデートＤＶに関する手のひらサイズのリーフレットを整備し、意識啓発を行います。	【子ども家庭課】 若年者向けデートDVに関する手のひらサイズのリーフレットを整備し、意識啓発を行いました。	【子ども家庭課】 若年者向けデートDVに関する手のひらサイズのリーフレットやDV啓発冊子として、「DVから一歩踏み出すために」等の冊子を用いて、意識啓発を行います。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	２ 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲） 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【子ども家庭課】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携しして、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。	【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター（リーブラ）と協働して、相談者及び子どもの課題の解決に努めました。	【子ども家庭課】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携して、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女、年齢、家族形態の区別をすることなく幅広い相談対応を行っています。 相談の過程で、また、より適切な相談機関がある場合には、相談者の意思を確認したうえで、関係機関に情報提供するなどし、相談そのものが円滑に行われるよう支援しています。		
【子ども家庭支援センター】 リーフレットの作成、配布やホームページや広報みなとへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭を訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。	【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット・子ども向けリーフレットの増刷、配布については、計画通り実施し、各機関への周知をはじめ、配布することで区民に各相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 計画通り、専門講師による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップにつながりました。	【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなとへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知しました。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 臨床心理士による心理相談日を週３回から７回に増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じています。 また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図っています。		
【人権・男女平等参画担当】 心のサポートルームの相談機能を充実させます。相談員の質の向上と他機関との連携強化に取り組みます。 ホームページやSNS、ポスター掲示、リーフレット配布、女子トイレへのカード設置などにより、相談できることの周知に努めます。 保育士の正社員雇用配置と、平日の保育室開放により、子育て相談を日常的に受けられるようにします。	【人権・男女平等参画担当】 心のサポートルームに子ども連れで面談相談に来た人が、ゆっくりと相談できるようにするために、保育室の利用を促し実施しました。保育室開放の充実とともに、柔軟な対応ができるのは、リーブラ保育室専属の保育士が常駐しているからであり、今後とも保育室を活用した対応を心がけます。 心のサポートルームの周知のために、相談室の案内カードをリーブラ施設内及び講座での配布、港区内の関係各課（子ども家庭支援センター、子ども家庭支援センター、みなと保健所等）及び関係機関（東京ウイメンズプラザ等）の窓口に配置してもらいました。	【人権・男女平等参画担当】 リーブラ図書室に、「心のサポートルームの相談員おすすめ本」などの図書コーナーを設け相談室を周知するとともに、相談者に対し、レジリエンス、生き方、ハラスメント等の講座を紹介し、相談効果を高めることを目指します。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談員研修により、相談員の知識を高め、関係機関との連携を図りながら、相談者の課題解決へつなげる相談室運営を心がけました。		
【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。	【教育指導課】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。また電話相談においても緊急性の高い事案では、各幼稚園、小・中学校や、子ども家庭支援センターへの情報共有を図りました。	【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園、小・中学校において、園児、児童、生徒の行動を見守る中で、児童虐待等の疑いがある場合は、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携をとり対応しました。		

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	２ 早期発見体制の充実と相談機能の強化	109 ＤＶ被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭課】	DV被害者支援地域協議会において、関係機関との情報共有、ケース検討等を行います。
			110 国際化に対応した相談体制 【子ども家庭課】	相談窓口の多言語化を進めるなど国際化に対応した相談体制を構築します。
		３ 被害者を安全に保護する体制の整備	111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実 【子ども家庭課】	DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。
		４ 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	112 ＤＶ被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭課】	DV被害者から住民票支援措置や国民健康保険加入の相談があった場合、関係部署と連携し、相談証明書の交付や支援措置申請書への押印を行います。 また、外国人等の就学手続きでは必要に応じて担当部署へ同行し、手続きの支援を行います。
			113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
DV被害者支援地域協議会を開催し、連携機関と情報共有を図り、ドメスティック・バイオレンス被害者対応を迅速かつ的確に行うとともに相談・支援体制の充実を図ります。	DV被害者支援地域協議会の内容を検討し、開催を見合わせましたが、連携機関と情報共有を図り、DV被害者対応を迅速に行うことができました。	DV被害者支援地域協議会を開催し、連携機関と情報共有を図り、ドメスティック・バイオレンス被害者対応を迅速かつ的確に行うとともに相談・支援体制の充実を図ります。
引き続き、相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を続けていきます。	相談窓口において、積極的に「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を行いました。	引き続き、相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を続けていきます。
引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新する等し、母子の安全を図り、自立を支援します。	母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子の安全を図りました。保護にあたり、施設職員と自立を支援計画を立てました。	引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の23区内をはじめ、広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子の安全を図り、自立を支援します。
引き続き、関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、安全を確保したうえでの生活の安定が図れるよう支援します。	関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の安全を確保し生活の安定を図りました。相談証明書等を発行し自立に向けて支援しました。	引き続き、関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、さらなる安全を確保したうえでの生活の安定が図れるよう支援します。
【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を守るため、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行い、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【芝地区総合支所区民課】 住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、担当者会を設置し、年５回開催するなど、当該事務を取扱う職員全員の知識・理解の充実を図りました。 令和元年度　芝地区総合支所取扱件数　　722　件	【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を守るため、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行い、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。	【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護保険システムにて適正に管理し、安全を図っていきます。	【介護保険課】 区民課から住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス・ストーカー等に関する支援措置の対象者情報の提供を受けて、対象者のうち65歳以上の第１号被保険者について、介護保険システムにて適正に管理し、被害者の安全を図りました。	【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護保険システムにて適正に管理し、安全を図ります。
【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【国保年金課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。	【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【健康推進課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。	【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	４ 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。
			114 ＤＶ被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行います。
			34 ホームヘルプサービスの充実（再掲） 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前７時～午後10時までの間の１日４時間上限で実施します。
			115 被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【税務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【税務課】 住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。情報漏えい等の事故はありませんでした。	【税務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。	【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。	【選挙管理委員会事務局】 定時登録（３月、６月、９月、12月）における選挙人名簿を調製した際に、閲覧用の選挙人名簿は対象者を除いて調製しました。	【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。
【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談に対応するとともに、引き続き住宅ガイド及び申込みのしおりでの周知を行います。 令和元年度から、生活・福祉就労支援センターに対して、募集のしおりの設置を依頼し、これまで以上の情報共有を図ります。	【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者については、区営住宅への単身向け住宅への入居可能である旨、住宅ガイドや申込みのしおり等で周知しています。 また、家族向け住戸においても、ドメスティック・バイオレンス被害者については公的証明書の提出があれば、配偶者との別居での申込みを認めています。	【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談に対応するとともに、引き続き住宅ガイド及び申込みのしおりでの周知を行います。 令和元年度から、生活・福祉就労支援センターに対して、募集のしおりの設置を依頼し、これまで以上の情報共有を図ります。
【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。	【国保年金課】 適切な情報提供と支援を行いました。	【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。
【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。	【学務課】 被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行いました。	【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。
引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。	ひとり親家庭の自立支援として、一時的にホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要な援助を行いました。対応事業者を増やし、男性ヘルパーの派遣にも対応しました。	引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。
産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。 相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等への参加を促すことで、相談対応力のレベルアップを図ります。	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、ドメスティック・バイオレンス被害者への相談を実施します。ドメスティック・バイオレンス被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立を支援しました。	相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等への参加を促すことで、相談対応力のレベルアップを図り、適切な支援先につなぐ案内も行います。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	４ 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	116 二次被害防止体制の構築 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。 また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
			37 母子生活支援施設入所実施（再掲） 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。
			38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲） 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性等に対して生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給（再掲） 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施（再掲） 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
		５ 子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、要保護児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。
			118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実 【指導室】	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
引き続き、家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。 また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行いました。 また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施しました。	引き続き、家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。 また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）やドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行いました。	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。
引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行いました。	引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 令和元年度末受給者数　937名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行いました。	引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。
要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化と、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、家族支援のあり方や発達障害の保護者とのかかわり方等をテーマに実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。 また、８月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。 継続して、子どもを守る地域ネットワーク巡回事業を実施し、早期発見と支援につながる取組を行います。	保護者向けパンフレット・子ども向けリーフレットの増刷、配布については、計画通り実施し、各機関への周知をはじめ、配布することで区民に各相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 計画通り、専門講師による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップにつながりました。	保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなとのへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。
継続して、小４、小５、中１、中２を対象とした面接やスクールカウンセラーによる校内巡回を日常的に実施し、問題の早期発見・解決に努めるなど心のケアの充実を図ります。	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーに日常的にいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くほか、小４、小５、中１、中２の面接を定期的に実施することによって心のケアを進めました。	継続して、小４、小５、中１、中２を対象とした面接やスクールカウンセラーによる校内巡回を日常的に実施し、問題の早期発見・解決に努めるなど心のケアの充実を図ります。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	２ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	６ 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	119 相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。
			120 加害者更生プログラムの情報提供 【子ども家庭課】	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。
			121 相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭課】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。 職場内では、専門相談員による勉強会を３か月に１回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月１回実施し、専門知識のスキルアップを行います。 また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。
			122 ＮＰＯと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用 【子ども家庭課】	都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。
	３ メディアにおける人権の尊重	１ メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用 【各課】	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
			124 メディアへの働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。
		２ メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 【人権・男女平等参画担当】	情報をそのまま受け取るのではなく、つくられる過程、仕組み、背景を自ら積極的に知り、情報を発信できる力を身につけるよう講座開催等を通じて支援します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるドメスティック・バイオレンス被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施しました。	引き続き、臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。
広報みなとを活用して、加害者更生プログラムの周知を行います。	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し,令和２年度から助成事業を実施します。	広報みなとを活用して、DV加害者更生プログラム利用助成事業の周知を行います。
引き続き、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員が安定して勤務を続けられるよう職場環境の整備をし、相談体制の充実を図ります。	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加しました。 職場内では、専門相談員による勉強会を３か月に１回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月１回実施し、専門知識のスキルアップを行いました。相談体制の充実を図りました。	会計年度任用職員による相談体制を整える事により、相談の継続性の強化、スキル、知識の蓄積を強化します。
官官・官民連携促進ワークショップへの参加や他府県と連携し情報共有や技術の向上に努めます。	配偶者暴力相談支援センター連携会等都道府県及び各関係団体等との連携を図りました。また、婦人相談員として関東をはじめ、各母子生活支援施設研究協議会からの情報を得て、情報共有に努めます。	配偶者暴力相談支援センター連携会等都道府県及び各関係団体等との連携を図ります。また、官官・官民連携促進ワークショップへの参加や他府県と連携し、情報共有に努めます。
性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。	パンフレット等作成時、性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で作成にあたりました。	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
男女平等参画センターから積極的に情報発信を図り、メディアに取り上げてもらえるように働きかけます。	「保育園入園準備講座」「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式＆シンポジウム」ではケーブルテレビの取材が入り、J:COMチャンネルや「ちいばす」・お台場レンボーバス車内、港区公式ホームページとYouTube「港区役所チャンネル」で紹介されました。また、港区広報トピックスで紹介され、港区民はじめ企業、在勤者、関係各所など多方面に周知を図ることができました。 読売新聞「スポーツにおける男女平等講座」、朝日新聞夕刊・アラウンド東京「BeyondGender性別を超えて生きるということ／東京都23区新聞「港区新聞」「第４回シアター・リーブラ「アラビアの女王　愛と宿命の日々」」等）も掲載され、周知拡大につなげることができました。 助成事業についても、「女性政治リーダー養成講座」がThe Asahi Shimbun GLOBE+に取材掲載されたほか、「大人のための性教育講座及び性教育についてのニーズ調査事業」についても「よりよい医療を作る会報誌COML」で紹介されるなど優れた事業を幅広く周知することができました。	男女平等参画の視点による情報の発信の促進をめざします。 男女平等参画センターからSNS等の発信を強化するなど、積極的に情報発信を図り、メディアに取り上げてもらえるように働きかけます。
メディア・リテラシー講座を実施し、インターネット・SNSや新聞、テレビなどが発信する膨大な情報の中から必要で本当のものはどれか見極めることを学ぶ機会を提供します。	「ネット時代に必要なメディア・リテラシー～子どもと向き合う大人が知りたいジェンダーのこと～」をテーマに、身の回りのメディアを事例に、“性の思い込み・偏見”に縛られない子どもを育てるために大人に求められる「メディア・リテラシー」について学びました。	メディア・リテラシー講座を実施し、インターネット・SNSや新聞、テレビなどが発信する膨大な情報の中から必要で本当のものはどれか見極めることを学ぶ機会を提供します。新規事業である「文化とジェンダー」シリーズでは、「アニメとジェンダー」の講座を開催し、“性の思い込み・偏見”等が描かれているアニメ等についても、なぜそのような描写が蔓延しているのかを考える機会を提供します。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	３ メディアにおける人権の尊重	２ メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	126 情報モラル教育の推進 【指導室】	子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。
	４ 生涯を通じた男女の健康支援	１ 年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施 【健康推進課】	健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
			128 健康手帳の交付 【健康推進課】	若い世代から健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上を対象に交付します。
			129 健康診査・各種がん検診の実施 【健康推進課】	健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 胃がん・肺がん・大腸がん・喉頭がん検診のほか、女性には子宮頸がん・乳がん検診、男性には前立腺がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。
		２ 互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供 【人権・男女平等参画担当】	女性の生涯にわたる健康と権利について広報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。
			131 性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】	早期発見と予防のために、エイズ･性感染症検査の機会と場所を提供していくとともに、若い世代を中心とした幅広い年齢層への知識の普及啓発を行います。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
全小中学校でセーフティ教室を実施するとともにソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。	全小中学校でセーフティ教室を実施しました。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発してきました。	休業期間を受けて、全校にスマートフォンを配置し、SNSを通して情報をやり取りする体制を構築しています。児童生徒がSNSに触れる機会が増えていく中で、家庭と連携しながら、人権尊重に基づく情報モラル教育を行っていきます。
区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。	実施回数及び参加者数 健康講座　　：計２回実施、延べ89名参加 生活習慣病予防講座　：計６回実施、延べ468名参加 離乳食つくり方講習会：24回　610名 乳幼児食事相談会　　：12回　159名	区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるように、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。
成人の日の会場で配布したり、支所などの窓口で配布し、多くの区民に手帳を役立ててもらうことで、自らの健康管理への関心を高めます。	健康管理に必要な事項を記録し、健康の保持増進に役立てるため、20歳以上の区民に交付しました。	成人の日の会場で配布したり、支所などの窓口で配布し、多くの区民に手帳を役立ててもらうことで、自らの健康管理への関心を高めます。
・平成30年度の検診の結果、要精密検査であった人のうち、精密検査未受診者または結果未把握の人について、平成31年度においては、精密検査結果把握と精密検査受診勧奨を兼ねたアンケート調査を実施し、精検受診率の向上を図ります。 ・区民健康診査（30健診）について、平成30年度における制度の改善によって、予想を上回る受診者の拡大を図るこ　ができました。今後は健診を受けたままにせず、自身の健康への関心を持ってもらい、その後の生活に活かしていくために、受診した後の健康づくり関する情報発信の強化を図ります。	・令和元年11月に対象者に対しアンケート調査票を送付しました。その結果、概ね４割を超える回答や多くの問い合わせがありました。 ・受診券と一緒にお送りするご案内やパンフレット類を見直しする他、フェイスブックやデジタルサイネージを活用するなど、健康づくりに関する情報の発信の仕方を検討しました。	・回答されたアンケート調査を集計・分析し、精密検査受診率向上につながる取組を検討していきます。 ・検討した内容を具体化し、順次実施していきます。
2020年オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、2019年ラグビーワールドカップを切り口に、スポーツにおける男女平等を学ぶ機会を提供します。 リプロダクティブヘルス講座として、避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐるさまざまな問題について、心の悩みも含め気軽に相談できる体制のこと、女性の生涯を通じた健康保持について学ぶ機会を提供します。 女性の心と体のエンパワメントを目的とする、アロハ・ヒーリング・ヨガ®を実施します。	ラグビー日本代表選手・コーチを経験した人を講師に、自身の体験談と、ラグビーに限らず、スポーツの世界にも依然として残る性別による区分け、偏見、差別意識についての講座を実施しました。 リプロダクティブヘルス講座として、「大人も知らない性教育講座」を実施しました。 「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」では身体を動かすだけでなく、受講者の心に寄りそい、日頃の生活の緊張をほぐしてもらう場所を提供することができました。	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供として性別を問わずに互いの性や健康に関する理解の促進を目指し、更年期について学ぶ人気の女性の心と体のエンパワメントを目的とする、アロハ・ヒーリング・ヨガ®を今年度も実施します。思春期にさしかかる若年女性を主な対象者とした、親子一緒に学べる機会として、「親子で考える性」を実施します。親と子、双方の年代から自身の身体について理解を深める場を提供します。
引き続き、性感染症予防について広報みなとのホームページ掲載、ポスター・チラシによりわかりやすく啓発していきます。 また、性感染症予防等啓発事業についても、中学・高校・大学、社会人に対する視点にも立って事業を実施していきます。 HIV夜間即日検査も、身近な場所で検査を受けられるようにしていきます。	性感染症予防については引き続きホームページやチラシを活用し、特に啓発月間を中心に啓発を強化しました。また、学校などでの啓発事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止しました。	新型コロナウイルス感染症の対応により現在のところ区で行う事業については中止または延期をしている状況です。新型コロナウイルス感染症の終息が見られた場合は、通常通り、性感染症予防についての事業を行います。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	４ 生涯を通じた男女の健康支援	３ 女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】	女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。またすべての区民を対象に行っている相談において内容が多岐に渡る場合に相談者が同じ話を何度もしなくてよいよう、また、迅速な対応ができるように、相談窓口の連携をします。
			133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。
			134 両親学級など母子健康教育 【健康推進課】	母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。	・がん対策推進アクションプラン普及啓発イベント「がん対策みなと2019」（10/5開催）にて、乳がんの予防・早期発見等に関する普及啓発を実施。３月の女性の健康週間では、みなと保健所にて女性の健康に関する情報をロビー展示しました。　母子メンタルヘルス相談は計35件の利用がありました。また、お母さんの時間は、12回実施し、35組利用しました。	女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。
【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。	【芝地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。アンケート等から支援が必要だと把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、継続的な関わりを行い妊娠・出産・育児への支援を行いました。 母子手帳交付件数　766 件	【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。
【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し、妊娠、出産・子育ての不安を軽減します。	【麻布地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。支援の必要性を把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、妊婦・出産・育児への支援を行いました。	【麻布地区総合支所区民課】 継続的に、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し、妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。
【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。	【赤坂地区総合支所区民課】 母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待防止に努めました。 令和元年度実績：384件	【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。
【高輪地区総合支所区民課】 母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。	【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、妊婦健診の受診勧奨や妊娠時から出産後に利用できる母子保健事業の紹介、アンケートをもとに、適切な保健指導等を実施しました。また、必要時は関係機関と連携・協力しながら個別事情にも対応しました。 令和元年度実績　母子健康手帳発行件数：669件	【高輪地区総合支所区民課】 母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。
【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、周産期から育児期間を通じ母親・父親として心も体も安全に過ごしていけるよう適切な保健指導を実施していきます。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 母子健康手帳の交付を通じ、早期から危機状況の対象者をフォローし、関係機関と連携を図り、対象に応じた適切な保健指導を行いました。また、必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげました。	【芝浦港南地区総合支所区民関係期間と連携を図り、周産期から育児期間を通じ母親・父親として心も体も健全に過ごしていけるよう適切な保健指導を実施していきます。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。
引き続き、教室や講座を開催し、母子だけでなく父親も心身ともに健やかに過ごせることを目標に情報提供を行います。	実施状況 ・母親学級　　：計36回実施、延べ1,353名参加 ・両親学級　　：計22回実施、延べ1,416名参加 （令和２年３月実施分については、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止。） ・ふたごの会　：計５回実施　延べ150名参加 （令和２年３月実施分については、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止。） ・なかよし会（ダウン症の児と保護者の会） ：計６回81名 ・ぷちとまとの会 （2,000ｇ未満で生まれた児と保護者の会） ：計２回30名参加 （令和２年３月実施分については、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止。） ・子育て講演会：１回実施、57名参加 ・MCG（お母さんの時間） ：計12回実施、35組参加	引き続き、教室や講座を開催し、母子だけでなく父親も心身ともに健やかに過ごせることを目標に情報提供を行います。

			事業名	事業内容
目標３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	４ 生涯を通じた男女の健康支援	３ 女性の生涯を通じた健康支援	135 妊娠に関する費用の助成 【健康推進課】	妊産婦健康診査の費用の助成や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部の助成を行います。
			136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問） 【健康推進課】	母子保健法に基づく、妊産婦訪問、新生児等訪問指導と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を統合して実施します。港区に在住している生後４か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の計測、母乳相談、育児相談、母親自身のメンタル面を含めた体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図るとともに母親が前向きに育児に取り組めるよう支援します。
			137 産後母子ケア事業 【健康推進課】	産後４か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。
			138 養育支援訪問事業の実施 【子ども家庭支援センター】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
引き続き、妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。	妊娠届出書を提出した区民に対し、妊婦健康診査受診票14枚、妊婦超音波検査受診票２枚、妊婦子宮頸がん検診受診票１枚を配布し、妊婦健康診査の費用の一部助成をしました。	引き続き、妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。
妊娠届出時、母親学級及び両親学級等で出生通知書の提出と新生児訪問を周知し、出生通知書の返信率と訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。	・平成30年12月から令和元年11月の出生数に対し、出生通知書の返信率は87.2%でした。また、出生通知書受理数に対する訪問実施率は91.2%でした。 ・訪問した結果、支援が必要な人に対し、再訪問のほかに保健所事業を案内したり，各総合支所保健師等に引き継ぐなど、継続した支援が提供できるようにしています。	妊娠届出時、母親学級及び両親学級等で出生通知書の提出と新生児訪問を周知し、出生通知書の返信率と訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。
引き続き、デイケア（サロン事業）、母子保健コーディネーターによる助産師の相談支援、ママの健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。	実施状況 ＜デイケア（サロン事業）＞ ・Helloママサロン　12回実施、392組　788名参加 ・のんびりサロン　12回実施、407組　825名参加 ・うさちゃんくらぶ　24回実施、594組1,202名参加 ＜妊産婦の相談支援＞　相談件数1,348件 ＜ママの健康相談＞　訪問件数141件 ＜関係機関とのネットワーク会議＞ 年１回実施　21施設38名参加	引き続き、デイケア（サロン事業）、母子保健コーディネーターによる助産師の相談支援、ママの健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。
養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。 産前産後家事・育児支援サービスは、利用状況の分析を踏まえ、周知方法や申込方法を工夫するなど、より効果的に支援を提供できるよう検討します。	養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。 産前産後家事・育児支援サービスは、母子専門支援員「産後ドゥーラ」の利用傾向の把握や事業者からの聞き取りにより、出産後１か月間、毎週２時間程度利用することが有効であることから、平成30年度から利用上限時間を７時間から９時間に拡大しました。「産後ドゥーラ」利用者の４割近くが上限時間の９時間を利用しました。	養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。新たに令和２年度から食事支援を実施し、子どもの食に関する課題がある家庭の子どもに対し、無料で提供します。 産前産後家事・育児支援サービスは、利用状況の分析を踏まえ、周知方法や申込方法を工夫するなど、より効果的に支援を提供できるよう検討します。

目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

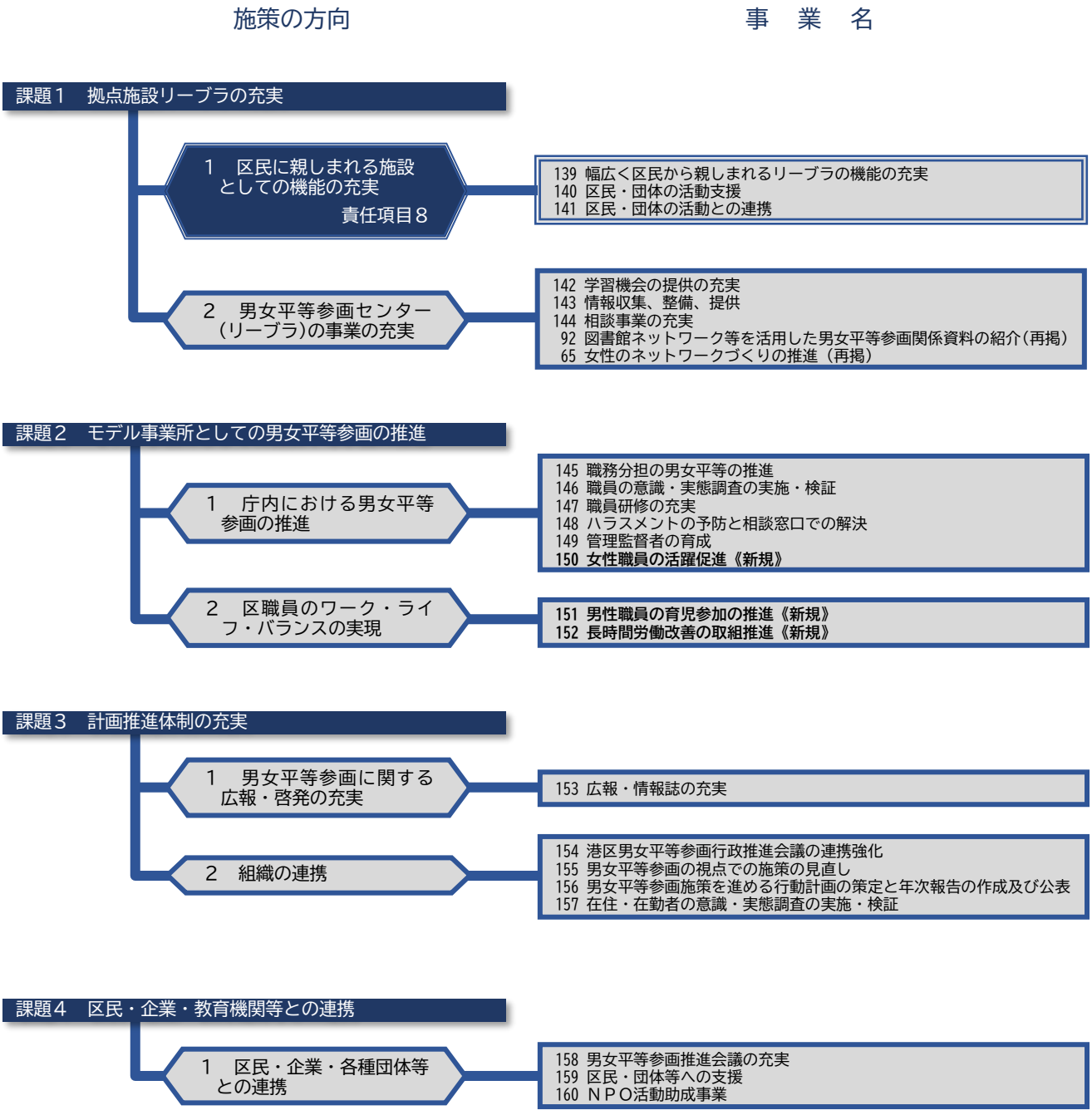

			事業名	事業内容
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	１ 拠点施設リーブラの充実	１ 区民に親しまれる施設としての機能の充実 【責任項目8】	139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。
			140 区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
			141 区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】	区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。
		２ 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
６月のリーブラフェスタの開催、10月の区民まつりへのブース出展等を通じて、広く区民に男女平等参画センター事業を紹介します。 若い世代の利用促進を図ります。 高校生・大学生等の利用者増を図ります。区内の高校、大学との連携を図る他、学習スペースを提供することで、来館を促し、来館時に自然に目に入るように、さまざまな情報掲示や図書の特別コーナー設置等、男女平等参画への啓発を図ります。	６月にリーブラフェスタを開催しました。登録団体と連携し、男女平等参画の拠点施設として、広く区民に認知される機会としました。「リーブラ・ユース部」においては、興味関心のあるテーマを掲げ学びを深める場の提供ができました。学習スペースや交流コーナーの活用等、地域に根差した施設の運営を行っています。	利用者の増加につながよう、SNS等の発信を広く行います。近年増えている図書の貸し出し利用者へも、リーブラ図書資料室の蔵書の貸し出しや、講座への参加につながるような掲示を行います。大学との連携や、学習スペースの提供等若年層の利用促進を図ります。フェスタ、区民まつり等イベントでの男女平等参画情報誌「オアシス」や相談室案内カードの配布を行います。
これまでに引き続き、助成事業による団体育成を図ります。 区内の男女平等参画に関わる活動団体に積極的に働きかけ、男女平等参画センターの学習団体または推進団体登録を進め、当センターを活動拠点として積極的に利用してもらい、区民を広く巻き込む活動を展開するように働きかけます。 また、団体の活動成果を区民に発表する機会を提供します。そのための展示スペースを設けます。	６つの団体に対し、助成事業を実施しました。助成金による団体育成に加えて、団体の事業を通じて、区民に対し新たな情報の提供やリーブラの周知を行うことができました。実施団体の育成において、「女性の政治参画」「保護者と子ども双方に向けた性教育講座」等、新たな視点をもった団体による講座の開催で講座の幅を広げることができました。講座の実施により、実施団体の成長にもつながり、新たな場での男女平等参画の担い手として活躍が期待されます。 また、11月に開催した「女性に対する暴力をなくす運動」期間の「DV根絶パネル展」では、推進団体と協力して実施し、団体の活動成果を区民に発表する機会の提供につながりました。	引き続き、助成事業による団体育成を行います。助成を受ける団体には、学習団体または推進団体登録を促し、男女平等参画センター（リーブラ）の積極的な利用を目指します。助成事業をきっかけに、区民を巻き込んだ活動の展開を働きかけます。
《女性の活躍推進に関する取組》 キャリア教育として、管理職を対象にしたスキルアップ講座や人生100年時代の女性のキャリア形成を考える講座を実施しました。就職活動前の学生から、定年後のキャリアを考える人まで参加してもらうことができました。幅広い世代に対し、総合的なキャリア教育の推進ができました。		
外部機関との連携を継続実施します。 積極的に、さまざまな機関と連携することで、開かれた運営を図り、さまざまな知見や意見を運営に反映させます。	協力事業等、外部団体との連携を行い、さまざまな視点で、男女平等参画センター（リーブラ）の運営を行っています。運営協議会からの意見を受け、施設の運営、主催講座のありかたについて日々考えより良い運営につながるよう努力しています。 運営協議会は、１月を除き、１年間で10回開催しました。 団体育成・活動助成は６団体実施しました。	外部機関との連携を継続実施します。 積極的に、さまざまな機関と連携することで、開かれた運営を図り、さまざまな知見や意見を運営に反映させます。
区民の幅広いニーズに応えるとともに、新たな関心を喚起する講座を提供します。 シアターリーブラ等、新たな来館者を招く魅力ある事業を実施します。 これまで月曜日のみであった「保育室開放」を平日毎日開放に拡大し、子育て中の学びの機会を提供します。	区民の多様なニーズに応えること、幅広い参加者層を呼び男女平等参画センター（リーブラ）を周知する機会とすること、映像資料の上映を通じて男女平等参画やジェンダー平等への理解を促すことを目的に映画上映会「シアター・リーブラ」を６回開催しました。施設の利点を生かした本事業は毎回多くの人が参加し、引き続きの開催を求める声も多くありました。	性別を問わず幅広い参加者層を呼べる「シアター・リーブラ」を事業として実施し、映像資料の上映を通じて、男女平等参画やジェンダー平等への理解促進につなげます。新規の受講者を他の主催講座へつなげるために、関連する図書コーナーを設けるなど、図書資料室との連動・利用促進もめざします。また、男性向け講座の充実やジェンダーに関わる新規の講座開催を図ります。

			事業名	事業内容
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。
			143 情報収集、整備、提供 【人権・男女平等参画担当】	特色ある図書資料の収集・整備を図るほか男女平等参画に関する内外の情報を収集し、区民・団体に適切に提供します。
			144 相談事業の充実 【人権・男女平等参画担当】	自分自身、家族、仕事、人間関係など、様々な問題について、有資格者のカウンセラーが専門的見地からサポートします。
			92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
			65 女性のネットワークづくりの推進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
《女性の活躍推進に関する取組》 ・キャリアプランを考える講座として「若年女性の就職講座」や「多様な働き方講座」「女性が働き続ける知恵」講座等キャリアアップを意識した講座を多数開催し、ロールモデルの普及を図りました。 ・理系などに特化した講座は令和元年度は行いませんでしたが、キャリア教育をテーマにした「若年女性の就職講座」では多様な働き方や女性の進出の少ない職場への就職に関しての情報提供を行い、女性の活躍について意識啓発を行いました。 ・「女性の再就職支援講座」を産業振興課、ハローワーク品川と連携で全５回の講座と就職面接会を行い。正社員雇用へつなげる情報の提供を行いました。「女性のキャリアアップ」講座では、会議におけるファシリテーションの仕方等、具体的なスキルをあげるノウハウを学び、正社員雇用へつながる情報を提供しました。 ・「企業向けワーク・ライフ・バランス講演会」をシンポジウム形式で推進企業認定式とともに行い、推進企業の具体的な取組事例を学ぶことで、男性や企業のトップへの意識改革のために働きかけました。 ・企業向け出前講座等でパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、SOGIハラスメント等ハラスメントについての講座を開催し、企業トップの意識改革へ意識啓発を行いました。		
男女平等参画専門図書資料室という専門性を深める選書に努めます。 一般に流通する図書だけではなく、全国の同種機関等の発行物や研究機関発行物などの収集と整理に努め、利用者の知的関心に応えられるようにレファレンスサービスを充実させます。	選書は、分類番号を５つに分け、それぞれ担当者を割り振り行っています。各分野の充実を図るため、個々の視点で幅広い観点から選書を行っています。研究機関の発行物や、全国の男女平等参画センター等の機関紙等を参考にしながら事前の調査をした上で、分類毎集約を行っている専門担当者と選書会議を行い選書しています。	男女平等参画専門図書資料室という専門性を深める選書に努めます。 一般に流通する図書だけではなく、全国の同種機関等の発行物や研究機関発行物などの収集と整理に努め、利用者の知的関心に応えられるようにレファレンスサービスを充実させます。 AVブースの活用の実施を目指します。
正社員相談員を複数配置することで、男女平等参画センターの相談事業の専門性を高めます。 子ども家庭支援センターとの連携に加え、配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化し、相談者のリスクを見落とすことなく支援につなげられるようにします。	リーブラ相談室にDV相談に来た子どもへの虐待の場合には、相談者の了解のもと、港区の子ども家庭支援センターの相談員にリーブラでの面談相談に同席を求め、子どもの養育相談まで内容を広げるなどDVと子どもへの虐待防止の両輪で相談者に寄り添う体制を構築しました。	相談を受けた相談員が必要に応じて各機関と連携を取り、難しい案件や緊急時の相談者には、相談員が協力して寄り添える充実した相談体制をとっていきます。 DVや児童虐待の被害者側の支援だけでなく、加害者への対応として、港区家庭相談センターが取り組む「DV加害者更生プログラム利用助成金」の周知と連携にも力を入れていきます。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談員研修により、相談員の知識を高め、関係機関との連携を図りながら、相談者の課題解決へつなげる相談室運営を心がけました。		
男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。毎回、男女平等参画に関するテーマを定め、広く区民に読まれる紙面づくりに努めます。 図書資料室の資料を、講座や月ごとのテーマにあわせて特集コーナーを設け、利用者の学びの機会を提供します。 館内掲示SNSによる情報発信に取り組みます。 シアターリーブラを隔月で実施します。	男女平等参画情報誌「オアシス」では、ジェンダーギャップ指数世界１位のアイスランドの施策や、家庭内のジェンダーバイアスやDVの啓発、港区内町会・自治会の男女平等参画推進、LGBTの理解促進やみなとマリアージュ制度等を特集しました。「オアシス」の中でも、男女平等参画センターにゆかりの深い人から寄稿された、おすすめの書籍の紹介を掲載しています。講座毎に担当コーディネーターや、講座の講師が選定した書籍を展示、紹介し、講座受講者以外にも広く講座を補完できるようなコーナーを設けています。 シアター・リーブラは隔月で５回実施しました。	男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。時世のニーズに合わせた特集記事の掲載を心がけます。図書資料室では新たに心のサポートルームに関連したコーナーを設け、相談室との連携を図り、相談者や資料室利用者の課題解決にあった図書の選定を行います。レファレンスや図書コーナーの分かりやすい表示等、より貸出につながる図書資料室をめざします。
今年度も利用者懇談会を年２回開催します（５月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。 港区内団体との連携を深め、協力体制構築を図ります。	5月と11月に利用者懇談会を開催しました。「学ぼう！男女平等」では、ジェンダーギャップ指数とSDGsを取り上げ、2030年に50周年を迎えるリーブラのこれからの10年について、男女平等推進団体と学習団体とともに考えました。登録団体へリーブラをより男女共同参画拠点施設として認識してもらい、「ジェンダー」についての学びを深めてもらう機会となりました。「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて開催したパープルリボン・キャンペーンでは、推進団体の協力のもと「DV根絶パネル展」を実施しました。また団体から、「パープル・コレクション」と題し、暴力防止のシンボルカラー、「パープル」（紫色を意識した）作品を出展してもらい、館内に多数展示しました。館内が華やかになり、また「女性に対する暴力防止」を意識できたと好評でした。	今年度も利用者懇談会を年２回開催し、リーブラと各団体、そして団体間の交流を図ります。「学ぼう！男女平等」でも推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供します。 協力体制構築を目指し、港区内の団体との連携強化を図ります。

			事業名	事業内容
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	１ 拠点施設リーブラの充実	２ 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	65 女性のネットワークづくりの推進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	２ モデル事業所としての男女平等参画の推進	１ 庁内における男女平等参画の推進	145 職務分担の男女平等の推進 【各課】	各課は職務の分担を性別により配分・決定することをなくし男女平等を推進します。人事課は各課の事務分担等が男女平等になるよう働きかけを行います。
			146 職員の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】	担当課と連携をとりながら男女平等に関する区職員への意識・実態調査を実施し、その結果を啓発に反映させます。
			147 職員研修の充実 【人材育成推進担当】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚のさらなる高揚を図るための職員研修（区、特別区共同）を職層別など段階ごとに積極的に行います。
			148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの予防に向けて、啓発用のパンフレットやポスター等の配布及び啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会を設置し、苦情相談窓口を中心とした適切な相談・苦情処理の体制を整備し、職員に周知します。
			149 管理監督者の育成 【人事課】 【人材育成推進担当】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画が進む北欧の国について学ぶ講座を開催し、女性の職業生活における活躍等の知識を得る機会を提供しました。		
事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。	性別による職務分担はせず、男女平等を推進しました。	事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。
【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。	【人権・男女平等参画担当】 人事課による職員研修アンケートの実施結果を反映させた啓発について検討しました。	【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。
【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、令和２年に調査を実施します。	【人事課】 平成28年３月に策定した「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の推進委員会を設置し取組を進める中で、昇任を控えた若手～中堅の女性職員にヒアリングを行うとともに、副区長との懇談会の場を設け、今後のキャリアデザインについての意見交換を行いました。	【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、令和２年に調査を実施します。
引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。また、新たに性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。	職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施しました。また、性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施しました。	引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。また、人権・男女平等参画担当と連携し、性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。
引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、苦情相談窓口が職員に身近な存在となることで、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ります。	ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置及び相談体制を周知するとともに、意識啓発用のポスターの掲出及びパンフレットを配布し、職員に意識の浸透を図りました。 また、引き続き、ハラスメント苦情処理委員会及び相談窓口の設置を設置し、職員からの苦情相談に迅速かつ丁寧に対応する体制を整えました。 さらに、パワー・ハラスメントについては、令和２年６月１日施行の法制化に向けて、相談しやすい窓口体制のあり方などについて労使で協議を行いました。	引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、苦情相談窓口が職員に身近な存在となることで、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ります。
【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。	【人事課】 職層研修において、男女平等についての正しい知識の浸透を図るとともに、管理監督者が自ら果たすべき役割の認識を深める研修を実施しました。	【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。
【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。また、新たに性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。	【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門の体制を整えました。また、性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施しました。	【人材育成推進担当】 引き続き、男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門の体制を整えます。また、人権・男女平等参画担当と連携し、性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。

			事業名	事業内容
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	２ モデル事業所としての男女平等参画の推進	１ 庁内における男女平等参画の推進	150 女性職員の活躍促進 【人事課】 【人材育成推進担当】	女性職員の活躍促進をテーマとした講演会、キャリアアップガイダンス等を実施することで、昇任意欲の喚起を図ります。また、係長職昇任選考における指名制も活用し、女性職員の活躍を促進します。
		２ 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	151 男性職員の育児参加の推進 【人事課】	港区職員子育て支援プログラムに基づき、男性職員の育児参加を積極的に進めます。
	３ 計画推進体制の充実	１ 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	152 長時間労働改善の取組推進 【人事課】	ノー残業デーやエンジョイ・マイライフ週間の設定、職務配分の見直しなど長時間労働の解消に向けた取組を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
			153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、人事評価制度における目標管理プロセスを効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員にあっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。	【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発やキャリア形成支援の一環として、平成29年度から昇任に伴う職責増加への懸念や両立不安を抱える女性職員を対象として上司以外の女性管理監督職に相談ができる「キャリアアドバイザー制度」を実施しています。 また、平成30年４月に実施した行政系人事制度の改正に伴い、係長職及び課長補佐職への登用を人事評価と職制による指名制面接に基づく能力実証に改め、女性職員の活躍推進に向けた活用を図っています。 人事評価制度における目標管理サイクルを効果的な運用を通して、女性職員一人ひとりの成長目標やキャリアデザインの実現に向けて、能力開発や成長支援も取り組むとともに、育児等により時間的制約がある職員にあっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取り組みました。	【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、人事評価制度における目標管理プロセスを効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員にあっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。
【人材育成推進担当】 「女性職員の活躍促進のための講演会」を管理職を対象に実施します。また、女性職員のキャリアアップにつながるようなガイダンスを検討するほか、上司以外の女性管理監督職に昇任や家庭との両立不安等に関する悩みの相談ができる「キャリアアドバイザー制度」の活用を積極的に促すなど、多方面からの意識啓発やキャリア形成支援に取り組みます。	【人材育成推進担当】 主任昇任選考対策ガイダンスの中で、区の女性管理職３人をロールモデルとして紹介し、管理監督職への昇任に対する意識啓発を行いました。 また、主任３年目を対象に、自身の資質・能力を棚卸しを行い、今後のライフイベントを見据えた中長期的なキャリアデザインを描くために必要な考え方などを学ぶ研修を実施しました。	【人材育成推進担当】 引き続き、主任昇任選考対策ガイダンスの中で、女性管理職の活躍を紹介するほか、主任３年目研修を実施することで、管理監督職への昇任に対する意識の啓発や、職員一人ひとりの能力やライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。
引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。	「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の策定をはじめ、男性職員の育児参加の啓発を継続した結果、平成30年度における男性職員の育児休業取得率は22.6%、出産支援休暇の取得率は80.6%、育児参加休暇の取得率は67.7%となりました。計画策定前年度（平成26年度）と比較するといずれも大幅に改善しています。	引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。
引き続き、働きやすい職場づくり推進委員会を中心に、最新のICTの積極的な活用に取り組みます。また、ワークスタイル改革の一環として、全庁における共通業務を集約して実施する業務サポートセンターを設置するほか、多様な働き方を実現するためのテレワークの導入を検討します。	平成31年４月から、改正労働基準法を踏まえ、超過勤務の上限規制（原則月45時間、年360時間）を設けました。また、働きやすい職場づくり推進委員会において、ICTの積極的な活用、業務サポートセンターをはじめとするワークスタイル改革について検討し、運用してきました。さらに、テレワークについては、体験実施及び試行実施を踏まえ、課題の検証等を行いながら、令和２年４月から本格実施をするに至りました。	テレワーク及び時差出勤制度について、新型コロナウイルス感染症対策のため、特例的な運用をしたことを踏まえ、感染症の終息後、運用方法について改めて整理します。また、令和元年度の超過勤務が、前年度（30年度）実績を上回る実績となったため、超過勤務の要因について分析し、縮減策について検討します。
【区長室】 広報みなとやミナトマンスリーといった広報紙や、ケーブルテレビの広報番組を活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を推進します。	【区長室】 広報紙や広報番組を活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を推進しました。	【区長室】 広報紙や広報番組を活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を推進します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・広報みなとや、ケーブルテレビで放送している港区広報番組において、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。 ・女性活躍推進法に関する施策について計画を定め、または変更したときは、遅滞なく公表します。		

			事業名	事業内容
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	３ 計画推進体制の充実	１ 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。
		２ 組織の連携	154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化 【人権・男女平等参画担当】	区の男女平等参画施策の推進に関し協議します。
			155 男女平等参画の視点での施策の見直し 【人権・男女平等参画担当】	区の施策をすべて男女平等参画の視点で見直します。
			156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】	条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。さらに目標達成の検証を含めた年次報告を作成し公表します。
			157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】	在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。 （前回調査：平成25年度実施）

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。毎回、男女平等参画に関するテーマを定め、広く区民に読まれる紙面づくりに努めます。 図書資料室の資料を、講座や月ごとのテーマに合わせて特集コーナーを設け、利用者の学びの機会を提供します。 館内掲示SNSによる情報発信に取り組みます。 シアターリーブラを隔月で実施します。	【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を４回発行しました。アイスランド大使館協力の「アイスランドの男女平等」、みなとマリアージュ制度にあわせた「多様性を認め合う社会へ」、フェスタ主題講演にあわせた「ファミリー・バイオレンス」など、広く男女平等参画に関するテーマ設定を行いました。 また、メーリングリスト「クラブL」を月３回配信し、TwitterやFacebookなどSNSでも情報発信を行いました。 シアター・リーブラも隔月で５回（５月、７月、９月、11月、１月）実施し、３月に実施を予定していた分については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を延期しました。	【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。広く区民に読まれる紙面を目指し、時勢などに応じた男女平等参画に関するテーマ設定に努めます。 メーリングリスト「クラブL」やTwitter、Facebookなど各種SNSでの情報発信も積極的に実施します。 シアター・リーブラも引き続き隔月で開催します。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・男女平等参画情報誌「オアシス」を発行し、女性活躍推進法等、女性の活躍にスポットをあてた特集記事の掲載により、意識啓発を行いました。 ・男女平等参画センター（リーブラ）ホームページ、「オアシス」等広報媒体を使って、推進計画について広く公表していく必要性を認識しました。		
男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。	令和元年度は男女平等参画行政推進会議は開催しませんでしたが、港区男女平等参画推進会議からの答申を受け、事業担当課からは、評価結果を受けての対応等について、回答をもらい、全庁的に男女平等参画行動計画を推進しました。	男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画推進会議で、行動計画計上事業の責任項目に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組についてを協議しました。令和元年度は男女平等参画行政推進会議は開催しませんでしたが、男女平等参画推進会議からの答申を受け、事業担当課からは、評価結果を受けての対応等について、回答をもらい、全庁的に女性活躍推進法の取組を推進しました。		
すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組みます。	すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組み、着実に実施しました。	すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組みます。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女平等参画行動計画について、各課に対し、計上事業に係る事業実績調査を行い、男女平等参画推進会議で調査審議を行いました。		
男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため８月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。計画どおり年次報告書を発行しました。	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため８月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。
《女性の活躍推進に関する取組》 年次報告は、行政内部の判断資料とするだけではなく、毎年ホームページで公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深めました。		
次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて今年度に調査を実施します。	令和元年10月31日～11月14日にかけて調査を実施しました。調査結果を分析し、報告書を発行しました。	今年度策定する港区男女平等参画行動計画に調査結果を反映します。
《女性の活躍推進に関する取組》 令和元年10月31日～11月14日にかけて調査を実施しました。調査結果を分析し、報告書を発行しました。		

			事業名	事業内容
目標４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	４ 区民・企業・教育機関等との連携	１ 区民・企業・各種団体等との連携	158 男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】	区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議していきます。
			159 区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画に取り組む区民・団体の活動に対して男女平等アシストプラン等で活動資金を助成します。
			160 NPO活動助成事業 【地域振興課】	みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するＮＰＯやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。

令和元年度目標	令和元年度実施・進捗状況	令和２年度目標
男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。	男女平等参画推進会議を６回開催しました。「第３次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成30年度事業実績の評価について」の諮問に対し、答申を受けました。	男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。
《女性の活躍推進に関する取組》 令和元年10月31日～11月14日にかけて調査を実施しました。調査結果を分析し、報告書を発行しました。 男女平等参画推進会議において、８つの責任項目に属する30事業の平成30年度における取組について評価しました。評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況を６段階（Ａ：ほぼ達成　Ｂ：おおむね達成　Ｃ：達成半ば　Ｄ不十分で課題がある　Ｅ：不十分で課題が多い　－：未実施）で評価しました。		
今年度は、６団体に団体育成助成金を助成し、事業実施を支援します。	６団体に団体育成金を助成し、事業実施を支援しました。 女性政治リーダー養成講座、人事・ダイバーシティ部門担当者向けLGBTセミナー、大人のための性教育講座、ワークライフバランスとハラスメント防止講座、世界の料理を通じての男女平等参画講座の５講座とダイバーシティ認知と理解に関する調査研究のあわせて６つの事業を実施し、それぞれの観点からの男女平等参画の実現に向けた取組の推進を支援しました。	引き続き、助成事業を実施します。６団体に団体育成助成金を助成し、事業実施を支援します。
引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。	NPO活動助成審査会委員は、男女３名ずつバランスよく構成しており、助成申請団体については、審査の段階から男女平等参画の視点をもって審査しました。 令和元年度申請団体のうち、妊婦のセルフケア開発の向上を目指すNPOについては、区内企業だけでなく区民に直接アプローチする活動も実施するよう助言するなど、男女平等参画の視点が区民にも普及できるよう助言しました。	引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。

Ⅲ　港区男女平等参画推進会議
答申

第３次港区男女平等参画行動計画（平成２７年度～３２年度）令和元年度事業実績の評価について

答　申

令和２年７月２日

港区男女平等参画推進会議

１　令和元年度事業実績評価の実施について

（１）事業評価の意義

平成１６年４月１日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の７つの基本理念を掲げています（条例第３条）。

１　人権尊重と性別等による差別の解消
２　性的指向、性自認及び性別表現の尊重と干渉、侵害の禁止
３　社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
４　意思決定過程での男女の平等参画
５　男女の家庭生活と社会生活の両立
６　生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
７　教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第１２条）、それに基づいた事業を平成１７年度から実施してきました。

事業評価は、平成２７年３月に策定された第３次港区男女平等参画行動計画―広げよう 男女平等―（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第１５条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第１６条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

（２）事業評価の対象

平成２７年３月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の４つの目標が設定されています。

１　ワーク・ライフ・バランスを推進する
２　あらゆる場における男女平等参画を推進する
３　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
４　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置

づけ、第三者評価の対象としています。
　今年度の事業評価は、８つの責任項目に属する３０事業の令和元年度における取組について評価しました。

【責任項目】
１ ワーク・ライフ・バランスの理解促進
２ 男性の家庭・地域への参加のための支援
３ 審議会等委員の男女バランスへの配慮
４ 女性の就労支援
５ 幼少期からの男女平等参画の推進
６ 暴力防止教育と啓発
７ 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
８ 区民に親しまれる施設としての機能の充実

（３）事業評価の方法
　今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。
　評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の６段階で評価結果を表現し、どの段階にあるのかを判断しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。
　具体的な作業は、港区男女平等参画推進会議を２つの作業部会に分け、第一作業部会は新田委員が部会長に、第二作業部会は髙橋委員が部会長となり、各事業の評価を全委員がそれぞれ検討しました。
　なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、全委員が集合して議論する方式ではなく、全委員が評価案を書面で提出し、その内容を基に作業部会としての最終的な評価を決定する形としました。

（４）事業評価の結果
　今回の事業評価結果は、責任項目８項目のうち「ほぼ達成」が１項目、「おおむね達成」が４項目、「達成半ば」が３項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。前年度と同じ評価結果であることから、計画最終年度に向けて、今回「おおむね達成」であった責任項目については「ほぼ達成」を、「達成半ば」であった責任項目については「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すことが必要です。

責任項目下の個別の事業の今回の事業評価結果は、「ほぼ達成」が５事業、「おおむね達成」が１９事業、「達成半ば」が６事業となっており、全３０事業のうち８割以上の事業が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の状態にあります。「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の事業数（２４事業）は、前回の事業評価結果と同様であり、行動計画に計上した各事業が順調に実行されていることを示すものであると考えます。「達成半ば」と判断された事業数（６事業）についても前回と同様ですが、この６事業については引き続き取組の充実を図り、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すことが必要です。また、「ほぼ達成」もしくは「達成半ば」の事業については、担当課において絶えず男女平等参画の視点で取組の意義及び取組がもたらす効果について意識し、これまで以上に効果的な取組を行うことが求められます。

行動計画の最終年度の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議各委員が事業評価に際して提示した意見をまとめた「評価理由等」を参考にしていただき、可能な限り次年度の取組に反映させていただきたいと考えます。

港区男女平等参画推進会議は、行動計画の目標の実現と次期行動計画を見据えた積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目 1	目　標　1　ワーク・ライフ・バランスを推進する 課　題　1　企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 施策の方向1　**ワーク・ライフ・バランスの理解促進**

○　評価基準

1．ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性・重要性をアピールできましたか。
2．最新の情報提供に努めていますか。
3．資料の配布方法、関係機関との連携など、より効果的・効率的な情報提供にむけて工夫しましたか。
4．事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

●　総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	**責任項目全体を通して、前年度評価結果を踏まえて事業所管課が努力していることがわかります。事業報告書は具体的に作成されており、評価に必要な情報が十分に整理されていると言えます。今後は働き方改革関連法の本格施行や新型コロナウイルス感染症対策の観点からのテレワーク導入など、区内中小企業を取り巻く動向を見据えたうえできめ細かい支援を行い、さらなる取組の充実を目指してください。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
1	ワーク･ライフ･バランス推進企業認定の促進	A　ほぼ達成	・令和元年度の新規認定企業数は目標を上回っており、事業が順調に実施されていることがわかります。平成３０年度評価の際に指摘した認定マークが作成・提供されており、区の積極的な取組を高く評価します。 ・今後は認定マークを周知するとともに、認定企業の状況の分析等を通して、認定を取得することのメリットを企業が明確に認識できるようになることを期待します。
2	区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】	B おおむね達成	・パンフレットの配布を通して区内企業に対する働きかけに努めているほか、パンフレットの記載事項にも工夫が見られます。ワーク・ライフ・バランス推進認定企業を加点対象とする長期継続契約・工事請負契約の件数が増加している点については、評価できます。 ・今後も区との契約希望事業者に対してワーク・ライフ・バランスや男女平等参画の重要性の理解促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業が少ない業種に対する積極的な働きかけがなされることを期待します。

事業名		評価	評価理由等
3	企業･事業者向け講座･講演会の開催	B おおむね達成	・企業向け出前講座については、参加者からの高い満足度が得られていることを評価します。労働法に関するセミナーとともに、今後も企業の人事担当者や在勤者のニーズを的確にとらえて実施する等、参加者数増に向けた取組を期待します。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、リモートワーク、テレワークの普及を踏まえ、講座・講演会の模様をオンライン配信して、受講者がいつでもどこでも受講できるような仕組みの整備について検討してください。
4	労働関係法等関係法令、各種制度の周知	B おおむね達成	・「ポケット労働法」について、デジタルデータを区のホームページに掲載したこと、ホームページ上でアンケートを実施したことについて評価します。今後はさらなる利便性向上に努めるとともに、アンケートを通じたフィードバック結果の検証を行うようにしてください。 ・男女平等参画に関する苦情等申出制度は、区の男女平等参画推進の観点から重要な位置づけにあります。制度活用のため、区の様々な相談窓口を含め、区のホームページ等での周知に努めてください。
5	ワーク･ライフ･バランスハンドブックの普及・活用	B おおむね達成	・中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックについて、区委託事業者のホームページからの出力が可能になった点や、認定企業の具体的な取組が紹介されているなど、工夫と改善がみられることを評価します。 ・今後はハンドブックがさらに活用されるよう、企業からの個別相談の件数を増加させることや、東京都等の関係機関との連携の強化を期待します。
6	ワーク･ライフ･バランスに関する取組充実	B おおむね達成	・ワーク・ライフ・バランス経営セミナーが２回実施されており、いずれも参加者数が定員を上回っています。参加者の関心の高さや、魅力的なテーマで実施されたことがうかがえます。 ・今後はさらに支援が幅広く行き届くよう、関係機関との連携や周知方法の工夫、実施方法の見直しなどの取組が進むことを期待します。

責任項目 2	目　標　1　ワーク・ライフ・バランスを推進する 課　題　5　男性の家庭・地域への参加促進 施策の方向2　**男性の家庭・地域への参加のための支援**

○　評価基準

1．男性向け講座や男性の子育て支援制度等について、広報・周知できましたか。
2．男性向け講座や男性の子育て支援制度等を利用しやすくするための工夫を行いましたか。
3．事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

●　総合評価

評価	評価理由等
B　おおむね達成	**事業所管課の地道な取組を通して、男性の子育てや介護に対する理解が進んできたことがわかります。その一方で、意識改革の途上にある男性も少なくないと思われるため、今後も関係機関と連携して区内中小企業に対する働きかけを実施するとともに、男性の関心を呼ぶテーマで講座を実施するなど、男性の働き方・暮らし方を豊かにしていくための支援の充実を期待します。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
60	男性向け講座の充実《新規》	B　おおむね達成	・男性向けの講座が目標通り実施されており、内容も前年度踏襲にとどまらず、男性のニーズをとらえて幅広い年齢層に対応できる形で行っている点について、評価できます。出席した男性の満足度も高い状態です。今後もさらなる内容の充実を期待します。 ・関係機関との連携や、参加者の満足度の高い実践的な講座の拡充を図ること、講座名称の工夫等も考えられます。また、講座受講後の家庭での実践についての検証も視野に入れることを提案します。
61	男性の育児休業・介護休業への取組の支援《新規》	A　ほぼ達成	・前年度に続き、「子育て支援奨励金」をはじめとした各種奨励金制度の利用実績が着実に増加しており、この制度が区内の事業者に浸透しているものと認められます。事業所管課がさまざまな機会を捉えて、継続的に周知に取り組んでいることがわかります。 ・今後も引き続き周知徹底を図り、仕事と子育て、介護が両立できる職場環境づくりを推進してください。従業員に向けた働きかけや、利用事業者の休業・休暇の規模などにも着目することを期待します。

責任項目 3	目　標　2　あらゆる場における男女平等参画を推進する 課　題　1　政策・方針決定過程への女性の参画促進 施策の方向1　**審議会等委員の男女バランスへの配慮**

○　評価基準

1．区の政策・方針決定過程に男女がともに参加できるための工夫をしましたか。
2．審議会担当課と関係課が連携して、女性の参加率向上のための取組を進めましたか。
3．女性の参画状況について、データを収集して検証しましたか。

●　総合評価

評価	評価理由等
C　達成半ば	**各審議会の委員選任方法や女性委員比率を定期的に把握し、目標を下回った審議会所管課に対する働きかけを行ったり、審議会開催時の一時保育の実施、審議会開催時刻の多様化などを通じて、区の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女ともに参加しやすくするための工夫が続けられています。しかし、区全体としての女性委員比率は依然として目標値を下回っており、取組は達成半ばと判断せざるを得ません。区としてある程度強制力のある方法で関係部署への働きかけを行ったり、委員の選任方法を見直すなどの努力が必要です。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
62	審議会等委員の女性参画の推進	C　達成半ば	・人権・男女平等参画担当が各審議会所管課に対して女性委員比率の向上や選任方法を働きかけていますが、女性委員比率は前年度と同程度、女性委員ゼロの審議会は増加しており、目標を達成できていません。 ・今後は委員選出の際に女性委員を登用するよう、より強く働きかける必要があります。女性委員比率を上げることの意義を全庁で共有するとともに、庁内の通知発出のタイミングなども意識する必要があります。
63	性別にかかわりなく参加できる工夫	C　達成半ば	・審議会の開催に際して、一時保育を積極的に実施している点や、開催時間を夜間に設定していることなど、区として性別にかかわりなく参加できるための工夫を行っていることが認められます。しかし、その効果や、平成３０年度事業評価で指摘した介護中の委員に対する支援の状況が判然としません。介護に直面する委員に対するサポートを期待します。 ・募集の際に委員に対する支援の内容を詳しく説明するなど、今後も多様な世代の委員が参加しやすい環境づくりへの取組を期待します。

責任項目 4	目　標　2　あらゆる場における男女平等参画を推進する 課　題　2　働く場における男女平等参画の推進 施策の方向1　**女性の就労支援**

○ 評価基準

1．女性の就職・再就職・起業支援事業の内容と意義について、広報・周知に努めましたか。
2．講座等への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3．事業の効果をデータ等によって検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	**女性向けの支援講座について、ニーズをとらえた講座内容とするとともに、広報・周知に努めており、目標に対して着実に実行しているものと見受けられます。これまでの事業評価で指摘していた「受講生に対する働きかけ」についても対応できており、講座受講後のネットワークづくりができていることは評価できます。今後も工夫を重ねるとともに、受講後の就職や起業までの実態を把握し、就職・起業までを含めた支援がなされることを期待します。**

● 事業別評価

事業名		評価	評価理由等
67	女性の就職・再就職支援	B おおむね達成	・再就職支援の５回連続講座の参加者数が増加していることや、若年女性のキャリア形成講座が実施されるなど、充実した取組が行われています。女性が参加しやすくなるための工夫や、講座情報の周知についても工夫が見られます。アンケート結果からも参加者の満足度の高さが確認できます。 ・今後も女性の実際のニーズを的確にとらえるとともに、講座終了後も受講者のフォローを行い、就職につながるような支援に取り組むことを期待します。
68	女性の起業支援《新規》	A　ほぼ達成	・女性向けの起業講座について、参加者の満足度が高いことに加え、平成３０年度評価で指摘した受講者同士の交流やフォロー、ネットワーク形成への発展が見られることは高く評価できます。講座が起業を望む女性を支援する存在として機能していると言えます。 ・今後も受講者同士の交流・ネットワーク形成の支援を期待します。人権・男女平等参画担当と産業振興課で協力して起業支援を行ってください。

責任項目 5	目　標　2　あらゆる場における男女平等参画を推進する 課　題　4　教育の場における男女平等参画の推進 施策の方向1　**幼少期からの男女平等参画の推進**

○　評価基準

1．男女平等の視点に立った保育・教育を推進するため、関係機関同士が連携して取り組むなど工夫をしていますか。
2．研修や講座への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3．啓発冊子やポスター等で男女平等教育に対する啓発・周知を行っていますか。

●　総合評価

評価	評価理由等
C　達成半ば	**次年度以降の目標設定と実行についてさらなる改善を図るとともに、事業報告書の記述内容を充実させ、工夫や改善点が読み取れるようにすることを期待します。加えて、事業実施にあたっては、男女平等の視点を常に意識しながら、家庭や地域社会等との連携を深めることも心がけてください。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
84	乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》	B　おおむね達成	・絵本を使用したワークショップ形式の参加型の出前講座が行われており、受講者から高い評価が得られている点について、評価できます。今後はこうした参加型講座を増やすとともに、内容の充実を期待します。 ・この事業は、乳幼児の保護者に対する啓発を目的としているものの、実施された出前講座の出席者は保育士及び園児であり、目的に沿った事業がなされたかどうかが判断できません。次年度はより多くの保護者が参加できるような取組に期待します。
85	多様な価値観を育む保育の充実《新規》	B　おおむね達成	・研修実施後に受講者にアンケートを行うとともに、研修内容を保育園にフィードバックするようにしている点や、実施スケジュールを工夫している点について評価できます。受講者のアンケートでは肯定的な意見が多数を占めており、効果的な研修が行われていることがわかります。 ・引き続き、保育の質の向上に努めるとともに、事業報告書の記載内容を充実させ、事業の実態が客観的に分かるように具体的な記述を心がけてください。

事業名		評価	評価理由等
86	学校教育における男女平等教育の推進	B おおむね達成	・港区独自のリーフレット「見直そう人権感覚」を作成し、教職員に配布して職員の意識向上に向けた研修会を実施していることについては、評価できます。 ・事業報告書からは具体的な改善、充実事項、研修内容が読み取れません。資料だけではこの事業が現場の教職員にどのような意識改革をもたらしたのかが理解できませんので、次年度以降はより具体的に記述するようにしてください。
87	ふれあい体験の充実	B おおむね達成	・区内の各幼稚園・小中学校において「ふれあい体験」の取組が計画的に行われていることがわかりました。ただし、この取組の成果を男女平等参画意識の向上にどう結びつけているのかが判然としません。 ・多様性を受け入れる教育の一環として、今後は異年齢交流に加え、障害者や高齢者、外国人など様々な人々との触れ合いの機会を作ることが重要と考えます。活動の紹介や地域社会との連携も期待します。
88	性教育の推進	B おおむね達成	・各学校で学習指導要領に基づき、指導計画に沿って性教育が適切に実施されているものと見受けられます。 ・今後も工夫を図りながら、取組を継続して実施することで、児童・生徒に性に関する正しい知識が浸透することを期待します。 ・性的マイノリティに配慮した中学校の標準服のあり方についての検討など、区としての取組に期待します。
89	生活力を身につける教育の実践	B おおむね達成	・生活力が子どもの身についたことを判断する具体的な指標がなく、事業の達成度合いの判断が難しい面もありますが、幼稚園や小中学校において、自分のことは自分でできる生活力を身につける教育が実践されていることを評価します。 ・取組にあたっては、家庭との連携が重要です。幼稚園・学校における指導について家庭が理解し、子どもの実践を促すことについて考えながら、継続的な取組を展開することを期待します。
90	男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	B おおむね達成	・東京都の人権教育プログラムに基づき、各種取組が行われています。男女平等教育を行う上では教員の資質向上が不可欠であることから、区としての個性ある取組の推進を期待します。 ・この事業は、事業８６（学校教育における男女平等教育の推進）との位置付けの違いが分かりにくい面があります。それぞれの違いが明確になるよう、事業報告書を工夫して作成してください。
91	私立学校への働きかけ	B おおむね達成	・人権啓発冊子「大切なこと」に加えて「SOGI ガイド」の配布が行われたこと、平成３０年度評価で指摘した「大切なこと」の電子データ公開がなされたことについて、評価します。 ・今後、私立学校における活用状況を把握し、公立・私立の境目なく人権教育が展開されていくための工夫がなされることを期待します。

責任項目 6	目　標　3　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する 課　題　2　配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向1　**暴力防止教育と啓発**

○　評価基準

1．教育・啓発の対象を明確にしつつ、より広く多くの人が「教育・啓発」を受けるための工夫をしていますか。
2．関心の低い人も含めて区民に向けて配布物などや必要な情報を届けるための工夫をしていますか。
3．実施された教育・啓発事業、配布されたパンフレットなどに関する区民からの問い合わせや意見を収集・対応するために庁内が連携していますか。

●　総合評価

評価	評価理由等
C　達成半ば	**パンフレットやリーフレットの配布等に加え、新たに若年層向けのデートDVに関する「トーク&ライブ」講座を開催するなど、意識啓発を継続していることは評価できます。しかし、区ホームページへの電子データの掲載が少ないなど、インターネットの活用に関してはまだ改善の余地があります。新型コロナウイルス感染症対策を念頭に、区の施設への来館や講座への参加が難しくなる状況が続くことも想定して、柔軟な形で取組を実施することを期待します。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
106	ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	C　達成半ば	・パンフレットの配布や持ち運べるリーフレットの作成と区の各施設への設置のほか、相談体制の充実やイベントでの広報など、様々な工夫が行われている点は評価できます。 ・紙媒体での広報に加え、インターネットの活用が求められます。ＳＮＳをはじめとするメディアを活用した啓発活動を行うなど、区民が区の施設に来館しなくても情報を得られる仕組みづくりに取り組む必要があります。
107	国際化に対応した多言語リーフレットの増刷	C　達成半ば	・多言語リーフレットが関係機関や区内の各種相談窓口に設置されており、リーフレットの電子データが区のホームページに掲載されている点については、評価できます。 ・引き続き、情報が届きにくい人に対する工夫を意識しながら、リーフレットを様々な機会をとらえて配布することが必要です。 ・今後は他の言語への対応や、やさしい日本語での各種案内など、さらなる国際化への対応がなされることを期待します。多言語リーフレットの増刷にとどまらず、事業目的の「外国人のＤＶ被害者に対して適切な支援が行われるようにする」を意識して取り組んでください。

事業名		評価	評価理由等
108	デートＤＶに関する意識啓発《新規》	Ｃ　達成半ば	・デートＤＶをテーマとした楽曲のライブを盛り込んだイベントを開催するなど、若い世代に対してＤＶ問題を身近に感じてもらうための取組を行っている点は、評価できます。 ・デートＤＶやその他性犯罪被害の低年齢化傾向に鑑み、学校教育の場における暴力防止講座の実施、高校のみならず中学校でも保護者を含めた意識啓発の機会を設けることが必要と考えます。 ・新型コロナウイルス感染症対策の長期化の影響で、出前講座の実施が困難となることも予想されます。若い世代に向けた取組として、ＳＮＳ等のインターネットの活用も検討してください。

責任項目 7	目　標　3　人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する 課　題　2　配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 施策の方向6　**相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化**

○　評価基準

1．ＤＶ被害者の心身の回復をサポートするために、様々な関係機関や民間の専門機関との連携を活かした支援が行われていますか。
2．相談から自立まで必要な情報を当事者に届けるための工夫がされていますか。

●　総合評価

評価	評価理由等
Ｂ　おおむね達成	**相談員の質の向上に向けた研修やスーパーバイズの実施、他の自治体職員やＮＰＯとの連携など、ＤＶ被害者の心身の回復をサポートするための体制が整備されており、連携先の機関とよく調整できている点は評価できます。相談、自立支援とも途切れることなく、多様な機関が連携して取り組むことができるよう、工夫を続けることを期待します。また、加害者向けの更生プログラム等の情報収集にも努めてください。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
119	相談から自立までの一貫した支援	Ｂ おおむね達成	・男女平等参画センターや子ども家庭支援センター、保健師や医療機関など、様々な部署・機関が連携して被害者の心身のケアを行っている点について、評価できます。 ・切れ目のない支援の充実のため、今後さらなる連携の強化を期待します。被害者の心身のケアに加えて経済面のアドバイスも有効と考えます。 ・新型コロナウイルス感染症対策の自粛生活の中で、DV の増加が懸念されます。きめ細かく迅速な対応がなされることを期待します。
120	加害者更生プログラムの情報提供	Ｃ　達成半ば	・広報みなと等を通じて、加害者更生プログラムについて情報提供を行っているものの、相談件数は0件であり、成果を挙げているとは言えない状態です。 ・情報提供が難しい面はありますが、引き続き加害者が更生プログラムの周知を図ることが必要です。他の部署や関連機関との協力を進めてください。

事業名		評価	評価理由等
121	相談員の体制と研修の充実	B おおむね達成	・相談員の質の向上に向けた各種取組が実施されていること、相談員の配置人数が充実しており、被害者が安心して相談できる体制が整備されているものとして評価できます。 ・被害者を支援する上で、相談員の資質は重要です。相談者からのアンケート調査等を実施して成果を測定し、さらなる資質向上に努めることを期待します。
122	ＮＰＯと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	B おおむね達成	・東京都の婦人相談員、母子・父子自立支援員連絡研究会や配偶者暴力相談センター連絡協議会といった実務者会議に相談員が参加しているほか、他区の婦人相談員や生活保護担当者と連携し、被害者に寄り添った支援が行われているものと認められます。 ・今後もさらなる連携を進めるとともに、支援の全体像を把握し、的確な評価を実施する観点から、事業報告書には参考となる情報を十分に記載するようにしてください。

責任項目 8	目　標　4　男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する 課　題　1　拠点施設リーブラの充実 施策の方向1　**区民に親しまれる施設としての機能の充実**

○　評価基準

1．男女平等推進の拠点施設としてのリーブラ（及びリーブラで行われている事業）をより多くの人に知らせる工夫をしていますか。
2．利用者の意識向上、活動団体の育成などに効果的な支援を行っていますか。
3．行政と連携し、区内の企業・大学・ＮＰＯなどと連携し地域づくりに寄与していますか。

●　総合評価

評価	評価理由等
Ａ　ほぼ達成	**リーブラでは、男女平等参画に関する多様な講座やイベントが開催されており、幅広い世代に向けて熱心な取組が見られます。また、多くの区民が身近な施設と感じながら利用できるような環境の整備が行われています。今後は新型コロナウイルス感染症の拡大防止が必要となる中で、ＳＮＳの活用も視野に入れながら、区民に対して有益な情報提供を行い、男女平等意識の高い地域づくりを期待します。**

●　事業別評価

事業名		評価	評価理由等
139	幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	Ａ　ほぼ達成	・台風や新型コロナウイルス感染症の影響があり、リーブラの利用者総数が減少している点はやむを得ません。こうした状況の中で、男性や若年層の利用率が増加していることは、幅広い世代にアプローチした努力の成果であると考えます。リーブラがさらに親しまれるよう、小・中学校の学校行事での利用を促すことを提案します。 ・引き続きリーブラ図書室の蔵書は、最新の法改正等に対応した蔵書構成に努めてください。
140	区民・団体の活動支援	Ｂ　おおむね達成	・リーブラの登録団体（推進団体、学習団体）数について、登録要件の緩和が行われたものの、全体として状況が好転していません。今後も厳しい状況が予想されるため、ＮＰＯや大学等への働きかけの強化が必要です。 ・助成事業において、活動団体への支援を積極的に行っているが、今後はさらに団体の育成という視点で取組を強化することを期待します。
141	区民・団体の活動との連携	Ａ　ほぼ達成	・外部団体との協力事業でリーブラの活動内容や男女平等参画事業の周知、重要性がアピールできているほか、運営協議会、団体育成・活動助成といった計画の目標がいずれも達成されています。区、区民、リーブラの三者の交流を深める機会が創出できている点は評価できます。 ・今後も利用者・団体の意見を聴きながら、区民・団体の活動との連携強化を進め、地域での男女平等参画推進を図ることを期待します。

参考資料１

審議経緯

開　催　日	内　　容
令和２年５月 25 日	諮問 第３次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度） 令和元年度事業実績の評価について検討 （書面会議）
令和２年６月３日	第３次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度） 令和元年度事業実績の評価について検討 （書面会議）
令和２年６月 15 日	第３次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度） 令和元年度事業実績の評価について検討 （書面会議）
令和２年７月２日	答申 第３次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度） 令和元年度事業実績の評価について

参考資料２

港区男女平等参画推進会議委員名簿

（任期：平成３０年７月１６日～令和２年７月１５日）

氏名		所属など	備考
学識経験者			
◎大槻　　奈巳		聖心女子大学教授	
髙橋　　勇		慶應義塾大学教授	
○新田　　香織		特定社会保険労務士	
区内の男女平等参画関係団体に属する者			
山﨑　　英子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
尾崎　　直美	教育	ＮＰＯ法人　みなと授業錬成アカデミー 元港南幼稚園長	
門脇　　睦美	生涯学習	一般財団法人　女性労働協会　専門委員	
野中　　寿彦	人権啓発	公益財団法人　人権教育啓発推進センター 統括部長兼調査研究室長	
長尾　　哲治	雇用	港区商店街連合会	
藤田　　多恵	メディア	株式会社　ＴＢＳテレビ 人事労政局　担当局長	
公募区民			
上田　　祐子		公募区民	
大村　公美子		公募区民	
小泉　　友香		公募区民	
永井　美保子		公募区民	
福島　　正純		公募区民	
舩尾　　豊子		公募区民	

◎は会長、○は副会長

資　　料

港区男女平等参画条例

平成 16 年３月 19 日
条例第３号

目　次
前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　性別による権利侵害の禁止等（第７条・第８条）
第３章　基本的施策等（第９条―第 14 条）
第４章　港区男女平等参画推進会議（第 15 条―第 18 条）
第５章　苦情等の申出（第 19 条―第 22 条）
第６章　雑則（第 23 条）
付則

私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とす

る。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女平等参画　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

二　性別等　性別、性的指向及び性自認をいう。

三　性的指向　恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

四　性自認　自己の性別についての認識をいう。

五　性別表現　外面に表れる性別についての自己表現をいう。

六　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

七　区民　区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

八　事業者　営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第３条　男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一　全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。

二　全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。

三　性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわりなく、全ての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。

四　男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。

五　男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。

六　男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

七　学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

（区の責務）

第４条　区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進する

ものとする。
２　区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
３　区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
（区民の責務）
第５条　区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。
２　区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。
（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。
２　事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第２章　性別による権利侵害の禁止等
（差別的取扱い等の禁止）
第７条　何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。
２　何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待（児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。）その他の暴力的行為（精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。）をしてはならない。
３　何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
４　何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。
（公衆に表示する情報についての留意）
第８条　何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第３章　基本的施策等
（基本的施策）
第９条　区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。
一　男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
二　多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
三　暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に

対し必要な支援を行う施策

四　男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策

五　生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策

六　性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人の尊厳を守るための施策

七　性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

八　男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

（みなとマリアージュ制度）

第９条の２　区は、性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度（以下「みなとマリアージュ制度」という。）を設けるものとする。

２　みなとマリアージュ制度の利用に関し必要な事項は、区規則で定める。

（付属機関等への男女平等参画の機会確保）

第 10 条　区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について、第 12 条第１項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

（雇用の分野における男女平等参画の推進）

第 11 条　区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

２　区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

３　区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

４　区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

（行動計画）

第 12 条　区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

２　区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

３　区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 15 条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

４　前２項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）
第 13 条　区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。
（拠点施設）
第 14 条　区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第４章　港区男女平等参画推進会議

（設置）
第 15 条　男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
（所掌事項）
第 16 条　推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。
２　推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べることができる。
（組織）
第 17 条　推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。
２　区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。
（任期）
第 18 条　委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第５章　苦情等の申出

（苦情等の申出）
第 19 条　区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。
一　区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
二　性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。
一　裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二　法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項

三　苦情等の申出の処理に関する事項

（苦情等の処理）

第 20 条　区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

２　区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

（苦情処理委員の所掌事項）

第 21 条　苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

一　苦情等の申出に係る調査を行うこと。

二　第 19 条第１項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。

三　第 19 条第１項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

（定数等）

第 22 条　苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

２　苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第６章　雑則

（委任）

第 23 条　この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付　則

この条例は、平成 16 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第５章の規定は、施行日から起算して６月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

港区男女平等参画条例施行規則

平成 16 年３月 19 日
規則第 13 号

（趣旨）

第１条　この規則は、港区男女平等参画条例（平成 16 年港区条例第３号。以下「条例」という。）第９条の２第２項及び第 23 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（みなとマリアージュカードの交付）

第２条の２　区長は、みなとマリアージュ制度を利用する者をみなとマリアージュ制度利用登録簿に登録し、みなとマリアージュカード（第１号様式）を交付するものとする。

（男女平等参画推進会議）

第３条　条例第 17 条に規定する港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

一　学識経験者　三人

二　区内の男女平等参画関係団体に属する者　六人

三　区民のうちから公募により選定した者　六人

２　推進会議に、会長及び副会長を置く。

３　会長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。

４　副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第４条　推進会議の会議は、会長が招集する。

２　推進会議は、委員（会長及び副会長を含む。次項及び第４項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

５　推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

６　会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（苦情処理委員）

第５条　区長は、条例第 22 条第１項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

２　区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

３　苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（申出の方法）

第６条　条例第 19 条第１項の規定による苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、苦情等処理申出書（第１号様式の２）により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

２　前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

（調査及び処理）

第７条　区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

２　前項の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等をすることができる。

３　区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、条例第 19 条第２項第１号又は第２号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書（第２号様式）により申出をした者（以下「申出者」という。）に通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第８条　苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書（第３号様式）により通知するものとする。ただし、条例第 19 条第１項第２号に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

２　苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

３　苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書（第４号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第１項の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（是正の勧告等）

第９条　苦情処理委員は、条例第 21 条第２号に規定する是正の勧告又は改善意見の表明（以下「是正の勧告等」という。）をする場合には、是正勧告等通知書（第五号様式）により区の機関に通知するものとする。

２　苦情処理委員は、条例第 21 条第３号に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明（以下「助言等」という。）をする場合には、助言等通知書（第６号様式）により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

３　苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

（調査結果等の通知）

第 10 条　苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書（第７号様式）により区長にその結果を報告するものとする。

２　区長は、前項の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書（第８号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第 11 条　区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書（第９号様式）により区長に報告しなければならない。

（庶務）

第 12 条　推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第 13 条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付　則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

付　則（平成 16 年９月 30 日規則第 85 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成 18 年３月 31 日規則第 54 号）

この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。

付　則（平成 22 年３月 29 日規則第 31 号）

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

付　則（平成 31 年３月 29 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和２年３月 31 日規則第 19 号）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の港区男女平等参画条例施行規則第１号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。